

第3編 避難対策

本編では避難を円滑に実施するための対策（各機関の体制、情報伝達、避難路の確保、交通規制、避難者の輸送、避難所運営等）について、基本的な考え方や各機関の対応事項を整理しており、協議会構成機関は、本編を原則として対策を実施するものとする。

また、本編に記載のない事項については、法律（災害対策基本法、災害救助法等）、中央防災会議の定める防災基本計画、県及び市町村の地域防災計画に則して対応するほか、本計画に基づき防災対応を実施する機関（以下「関係機関」という。）の協議が必要な事項及び緊急に対応を要する事項については、必要に応じて協議会（火山災害警戒合同会議又は火山災害対策合同会議（以下、「合同会議」という。）、既存の委員会、当該構成機関による打合せ等により迅速に合意形成を図るものとする。

なお、本編の内容見直しや今後検討すべき課題及び新たに追加する対策については、協議会において検討を行った上で、本編に追加・修正を加える。

第1章 協議会・国・各県・市町村等の体制

1. 協議会の体制

協議会は、神奈川県・山梨県・静岡県（以下「各県」という。）、火山災害警戒地域に指定された富士山周辺市町村、国及び火山専門家等が、富士山火山広域避難計画をはじめとする火山防災対策を共同で検討するとともに、住民等の火山に対する防災意識の啓発に取り組むことを目的として平成24年6月8日に設置された。

平時から、該当構成機関がそれぞれ対策を実施するとともに、相互に情報共有し、必要な連携・調整を実施することにより、緊急時の円滑な避難及び迅速に応急対策が実施できるよう努める。

1-1 平時の対応

(1) 広域的な防災対策等の検討

協議会構成機関は、本計画をはじめとする広域的な火山防災対策について共同で検討を行う。また、本計画の基礎としている富士山ハザードマップや気象庁が噴火警戒レベルの見直しを行う際にも協議会で協議する。

(2) 火山防災訓練の実施

協議会は、構成機関が連携した火山防災訓練（図上訓練、住民避難訓練等）を継続的に実施することにより、火山災害に対する防災力の向上や意識の啓発に努め、これらの防災訓練を通じ、関係機関や地域住民との広域的な連携の強化を図る。

(3) 火山防災対策等の啓発

協議会は、地域住民等に対し、富士山で想定される噴火現象やその影響範囲、避難計画の理解促進に努め、火山災害に対する自助・共助の意識向上を図る。

また、教育委員会等の関係機関と連携して、富士山火山に関する基礎知識（火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学及び火山が与える恩恵等）について広く周知、啓発することにより、火山と共生する地域の総合的な防災力の向上に努める。

(4) 緊急時の協議会開催体制の構築

協議会は、富士山の火山活動が活発化した場合や火山噴火時に速やかに協議会を開催する体制の構築及び手順の確認を平時から実施し、緊急時の速やかな情報共有体制を整備する。

1-2 火山活動等に異常が認められたときの対応

(1) 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）のときの対応

噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）においても、富士山で体に揺れを感じる地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」、「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、関係機関へ情報伝達する。協議会は、このような場合には、噴火等の異常事態に備えるため協議会（会議）を開催するなどして、火山活動の状況や見通し等について情報を共有し、その後の防災対応を確認する。

(2) 噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））のときの対応

富士山では、噴火前に火口位置が特定できないことなどから、噴火警戒レベルがレベル1から直接レベル3以上へ上がることとなっている。混乱なく短時間に避難等の対策を実施するため、協議会では、平成30年3月27日の申し合わせ事項として、噴火警戒レベル1の場合において、「解説情報（臨時）」が気象庁から発表された場合、各構成機関による注意喚起を実施するとともに、直ちに、オンライン形式等による協議会の開催、構成機関の間で情報共有を行い、噴火等の異常事態に備えることとしている。本計画では、この段階を特に「噴火警戒レベル1（解説情報（臨時）」と表記する。

(3) 噴火警戒レベルが引き上げられた後の対応

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルを3へ引き上げた時は、速やかにオンライン形式等により協議会（会議）を開催し、火山専門家等の意見を参考に避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

噴火警戒レベルが4に引き上げられた後、政府現地災害対策室、又は緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）が設置された場合は、協議会の体制を合同会議に移行し、災害応急対策について調整するとともに、合意形成に努める。

1-3 噴火発生後の対応

協議会は、噴火発生後、政府の現地対策本部が設置された場合は、協議会の体制を火山災害対策合同会議に移行し、災害応急対策について調整するとともに、合意形成を行う。また、噴火規模や火口特定のため、関係機関から情報を集め構成機関に周知する。

1-4 小康期の対応

協議会は、火山活動が小康期となり、噴火警戒レベルが引き下げられた場合、避難状況、被災地域の復旧・復興の状況等に応じて、体制の見直しを行う。ただし、降灰後土石流が継続して発生するおそれがある場合は、避難体制を継続するとともに、必要に応じて災害応急対策を講じる。

2. 国の体制

2-1 政府の体制

(1) 火山災害現地連絡調整室の設置

噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合において、現地における情報の収集・取りまとめなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施する必要があると認められるとき、火山災害現地連絡室（火山災害現地連絡室長：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官）が設置される。

(2) 特定災害対策本部及び政府現地災害対策室の設置

噴火警戒レベルが4に引き上げられた以降において、災害応急対策を実施する緊急の必要があると認められるときは、特定災害対策本部が設置される（特定災害対策本部長：防災担当大臣）。なお、噴火その他の火山現象に応じて、緊急災害対策本部若しくは非常災害対策本部が設置されることがある。

さらに、現地における情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請を特定災害対策本部に繋ぐなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて政府現地災害対策室（政府現地災害対策室長：原則として内閣府政策統括官（防災担当）が指名する者）が設置される。なお、噴火その他の火山現象に応じて、特定災害現地対策本部が設置されることがある。政府現地災害対策室の設置場所は、噴火等の被害の想定に応じて、適切に業務の実施が可能な場所とする。

(3) 緊急（非常）災害対策本部及び現地対策本部の設置

居住地に重大な被害を及ぼす噴火等が発生した場合において、当該噴火等に対処する体制を整備し、災害応急対策を推進するため必要があると認められるときは、災害対策基本法第24条及び第28条の2に基づく緊急災害対策本部、非常災害対策本部の設置が検討される。

さらに、現地における被災情報の収集・取りまとめや、地方公共団体の状況や要請を緊急災害対策本部、非常災害対策本部、又は特定災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）に繋ぐなど、災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて現地対策本部（現地対策本部長：原則として内閣府副大臣または内閣府大臣政務官とし、必要に応じて大臣官房審議官（防災担当）又は防災担当参事官が代行する）が設置される。設置場所は、噴火等の被害の想定に応じて、適切に業務の実施が可能な場所とする。

(4) 国を主な実施主体として実施する事項

(1)から(3)までで示した、政府が設置する各種本部等のもと、国を主な実施主体として実施する事項を表3-1に示す。

表 3-1 国が主な主体として実施する事項 (1/2)

	噴火警戒レベル3の段階	噴火警戒レベル4・ 噴火警戒レベル5の段階	噴火後 (噴火警戒レベル5相当)
体制の 整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、関係省庁災害警戒会議を開催 <p>【現地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、内閣府調査チームの派遣、政府調査団の派遣、県への連絡要員の派遣 ・火山活動の状況に応じ、火山災害現地連絡室を設置 ・火山災害現地連絡室員は火山防災協議会の会議に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長に対し、避難の指示等について助言 ・必要に応じ、災害対策本部を設置 <p>【現地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、内閣府調査チームの派遣、政府調査団の派遣、県への連絡要員の派遣 ・火山活動の状況に応じ、政府現地災害対策室又は現地対策本部を設置 ・必要に応じ、複数の県庁等に現地対策本部又は政府現地災害対策室を設置 ・政府現地災害対策室長（現地対策本部長）は必要に応じ、噴火兆候情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する災害応急対策について相互に協力するため、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議（火山災害対策合同会議）を開催 ・市町村長が適時適切に避難指示ができるよう、現地対策本部長は、必要に応じて指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の著しい地方公共団体に対しては、人員の派遣、通信機能の確保を迅速に実施。 <p>【現地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左
迅速な 情報収 集体制	<p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁、地方公共団体、マスコミ等からの情報の把握 	<p>【情報収集】</p> <p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要施設の被災状況の把握、二次災害の発生状況の把握及びハザードマップの分析等による危険性の把握 <p>【情報収集】</p> <p>同左</p>
避難等 に必要な ルート等 の確保等	<p>【避難ルート等の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や観光客等の避難ルートを確認するため、国及び地方公共団体は道路管理者と調整し、経路を確保 	<p>【避難ルート等の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や登山者等の避難のため、国及び地方公共団体は道路管理者と調整し、迅速に避難ルートを確認 ・国及び地方公共団体は道路管理者と調整し、迅速に災害応急対策活動に従事する車両が通行する経路を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者は必要な道路の啓開等を実施 <p>【避難ルート等の確保】</p> <p>同左</p>

表 3-1 国が主な主体として実施する事項 (2/2)

	噴火警戒レベル3の段階	噴火警戒レベル4・ 噴火警戒レベル5の段階	噴火後 (噴火警戒レベル5相当)
降灰除去の活動	—	—	・降灰が発生した場合は、円滑に避難等を実施できるよう、国及び地方公共団体は適切に降灰を除去
土砂災害に関する調査等の実施	・国土交通省は、必要に応じて以下の事項を実施 - 土砂災害に関する調査、情報提供 - 数値シミュレーション結果など、リアルタイムハザードマップに関する情報の提供 - 緊急ハード対策	同左	・国土交通省は、必要に応じて以下の事項を実施 - 土砂災害防止法に基づく緊急調査 - 数値シミュレーション結果など、リアルタイムハザードマップに関する情報の提供 - 緊急ハード対策
緊急避難場所等の確保等	・住民や観光客等の確実な避難のため、国及び地方公共団体は市町村が指定した緊急避難場所及び避難所を確保	同左	同左
人命救助を最優先とする部隊の派遣等	【部隊派遣】 ・国は、部隊の派遣を円滑に行えるよう、部隊派遣の準備 ・部隊の派遣を円滑に行うため、派遣手段や進出拠点等の必要な情報を関係機関間で共有を図る	【部隊派遣】 同左	・国は、住民や観光客等の確実な避難を図るため、滞留者の救出・救助にあたる部隊を迅速に派遣 【部隊派遣】 同左
災害医療に関する準備等	【DMAT】 ・国は、DMAT等の迅速な対応が可能なように必要な指示 【医療機関】 ・国は関係する医療機関の状況を把握	同左	・国は、公衆衛生医師、保健師等の派遣について非被災県と必要な調整 【DMAT】 同左 【医療機関】 同左
避難者生活支援に関する体制の確保	・国は関係機関と連携し、物資の調達や輸送、生活支援に関する各種調整 ・国及び地方公共団体は、市町村及び都道府県の区域を超えた避難等（広域避難や一時滞在施設への一時的な滞在）を想定した手続きの準備	同左	同左
生活支援等に関する事項	—	—	・国は、必要な規制緩和や特例措置について、噴火等発生後の被災地のニーズに応じて、迅速に対処

2-2 気象庁等の監視・観測体制

(1) 気象庁火山監視・警報センターの監視・観測体制

気象庁では、富士山の噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、本庁の火山監視・警報センター（東京）にて、地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、監視カメラ等の火山観測施設及び関係機関（大学等の研究機関、地方公共団体及び防災関係機関）からの観測データにより、火山活動を24時間体制で監視・観測している。

火山監視・警報センターは、平時において、観測データや解析結果等を地方気象台及び協議会と共有する。

なお、直ちに噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いものの火山活動状況や観測データの変化について公表する必要がある場合には、火山の状況に関する解説情報や火山活動解説資料を発表する。

また、生命に危険を及ぼす噴火現象の発生やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合には、観測した前兆現象等に基づき、解説情報（臨時）、噴火警報（噴火警戒レベル）等を各県、市町村、関係機関及び住民等に対し発表する（図 3-1）。



※気象庁本庁に火山監視・警報センターが、札幌・仙台・福岡の各管区気象台に地域火山監視・警報センターが設置されています。

図 3-1 気象庁における火山の監視・観測

(2) 富士山周辺における監視・観測体制

的確な防災対応の実施には、火山活動の状況の把握が前提となることから、気象庁等は、富士山周辺の監視・観測体制(図 3-2)を充実させるとともに、協議会構成機関に対して火山活動状況の迅速な提供に努める。

1) 平時の監視・観測及び研究体制

国、各県及び市町村は、大学等の研究機関と連携して、火山活動の異常を捉えるために、平時から山体全体をカバーできるよう監視・観測体制の充実を図る。

気象庁は、少数の観測機器に障害が発生した場合でも可能な限り観測精度を維持できるよう、関係機関と観測点の配置についての調整を行う。さらに、これらの観測データを集約し、火山噴火予知連絡会及び協議会の火山専門家と情報共有する。

積雪期においては、融雪型火山泥流に備えるため、国及び県は、防災科学技術研究所等と

連携し、積雪深を観測して山体の積雪状況の把握に努める。

国や大学等の研究機関は、噴火履歴や噴火メカニズム等の調査・研究を行うとともに、広範囲の地殻変動を面的に把握することができる干渉合成開口レーダーや航空レーザー測量の活用など、よりの確に火山活動を把握するための研究の推進に努める。

2) 監視・観測体制の強化

気象庁は、国・県の研究機関及び大学等の研究機関と連携し、噴火警報（噴火警戒レベル3）が発表された段階や、地震計による火山性地震の検出、GNSS観測による地殻変動の検出などマグマが上昇してきた可能性が捉えられた場合などには、必要に応じて観測班を組織して合同で速やかに以下の監視・観測の強化を図る。

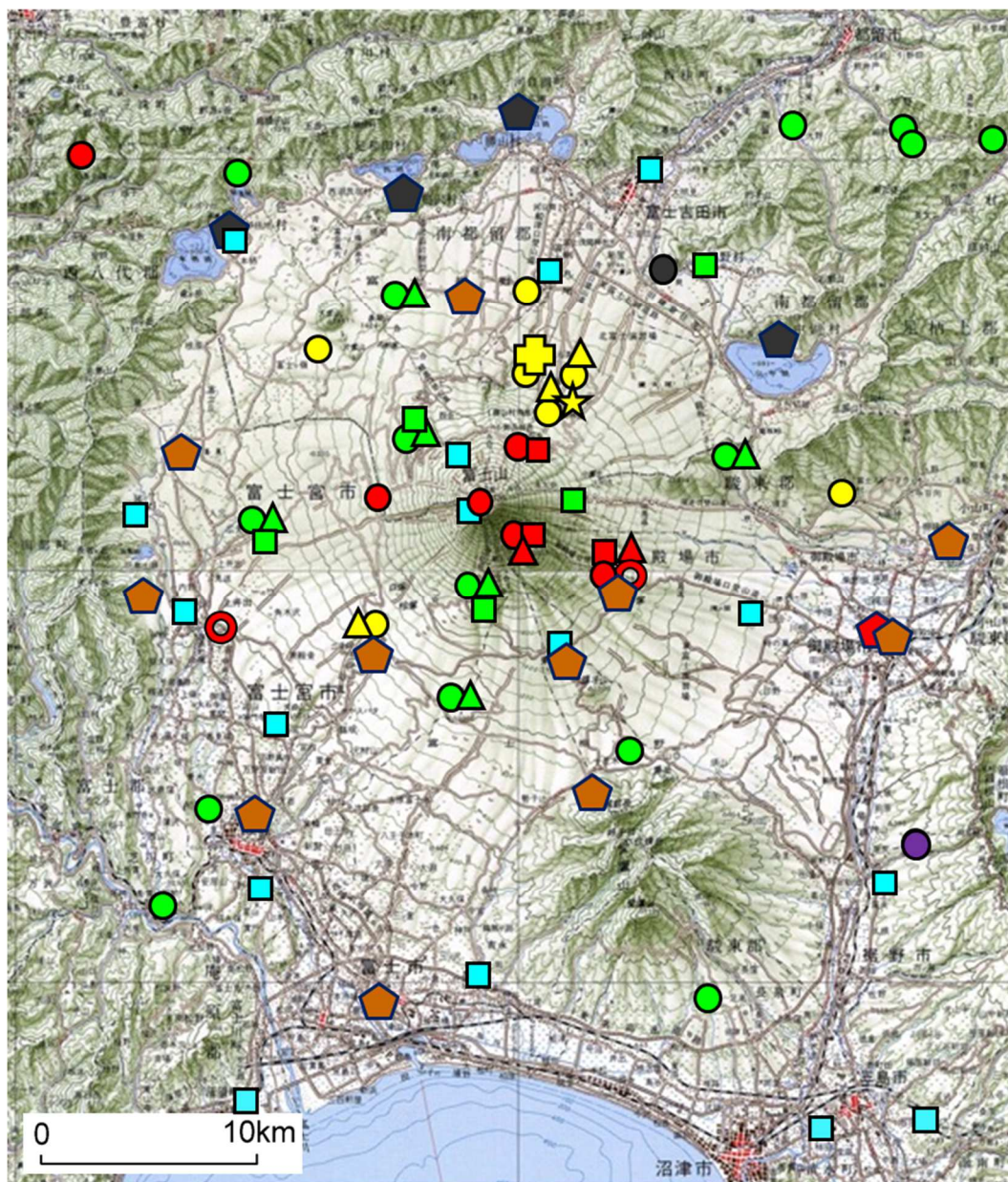
- ・ 詳細な状況を把握するための地震計、GNSS観測点等の増設
- ・ マグマ上昇域付近での、地震計、GNSS、傾斜計、重力計等による観測、電磁氣的観測
- ・ 監視カメラ、航空レーザー測量、熱映像、合成開口レーダー、空振計等による表面現象の監視
- ・ 投下型の地震計等観測装置の整備 等

また、国、県及び関係機関は、火山活動の状況に応じてヘリコプター等による上空からの調査や監視を行い、必要に応じて官邸や現地対策本部等へ映像を配信する。この際、可能な限り火山専門家や気象庁職員等も同乗し、上空から火山活動の状況を確認する。

噴火発生後においては、上記の監視・観測体制に加え、以下のような現象や状況に関する監視・観測の強化に努める。

- ・ 降下火山灰や火砕流被害の原因となる噴煙の高度並びに広がり状況
- ・ 火口位置の速やかな特定
- ・ 溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、土石流等の発生状況
- ・ 大規模崩壊や、新たな火口出現の兆候となる地殻変動や地変の状況
- ・ マグマの状況を把握し、噴火推移予測をするための火山ガス放出量の観測及び噴出物、火山ガス等の採取と分析
- ・ 火砕流発生の原因となる火砕丘の発達状況
- ・ 融雪型火山泥流の原因となる積雪の範囲と状況
- ・ 土石流の原因となる山体への火山灰堆積状況
- ・ 河川氾濫の原因となる河道の埋塞状況 等

なお、観測機器に障害が発生した時は、可能な限り早急に修理等の対応をするとともに、復旧までに時間を要する場合であっても観測精度を維持できるよう関係機関と観測点の配置について調整を行う。



観測している機関		観測項目	
■	気象庁	○	地震計(地震観測) 火山性地震や微動をとらえる
■	防災科学技術研究所	△	傾斜計 GNSS ひずみ計 } (地殻変動観測) 地面の動きを計り、マグマの移動をとらえる
■	東京大学地震研究所	□	
■	国土地理院	+	
■	山梨県・富士山科学研究所	☆	全磁力計 地下の熱をとらえる
■	神奈川県温泉地学研究所	◎	空振計 噴火に伴う音波をとらえる
■	国土交通省中部地方整備局	◇	監視カメラ 噴煙や土砂移動などをとらえる

図 3-2 富士山における火山観測点配置図

2-3 国土交通省の活動体制

国土交通省は、防災業務計画等に基づき、以下の緊急的な対策等を実施する体制を整備する。

(1) 土砂災害防止法に基づく緊急対策

噴火による大規模な降灰等の発生時における土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び同法第31条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知が、迅速かつ効果的に実施できるよう、地方公共団体等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努める。

(2) 緊急減災対策

国土交通省は、県と連携して噴火に伴う土砂災害（融雪型火山泥流、降灰後土石流等）に対して、住民等の被害をできる限り軽減（減災）することにより、安心で安全な地域づくりに寄与することを目的として、ソフト対策とハード対策からなる緊急対策（図 3-3）を迅速かつ効果的に実施する体制を整備する。

また、大規模な噴火に伴う土砂災害に対しては、広域避難を支援することも考慮し、避難路、避難時間の確保等にも留意する。

緊急ハード対策は、噴火の予兆等が現れてから実施する項目と平時から実施する項目に分類することができ、主な内容として既設砂防堰堤の除石・嵩上げ、コンクリートブロック又は大型土のうによる砂防堰堤・導流堤等の整備等がある。

噴火の予兆が現れてから対策を完了するまで十分な期間を確保できない場合もあるため、平時から優先度等に応じて資機材の備蓄、用地の確保、工事用道路の整備等を実施する。

緊急対策の実施にあたっては、噴火活動の推移に対応して、監視・観測で得られた情報やリアルタイムハザードマップの情報を協議会に提供するとともに、それらに基づき、工事関係者の安全を確保しつつ、対応可能な時間、施工体制の確保、資機材の調達等を考慮し、緊急ソフト対策と併せて、土石流・泥流等の捕捉・導流などの効果を最大限発揮できるよう緊急ハード対策を行う。

なお、緊急減災対策は、富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画に定めており、各関係機関と連携・調整を図る。

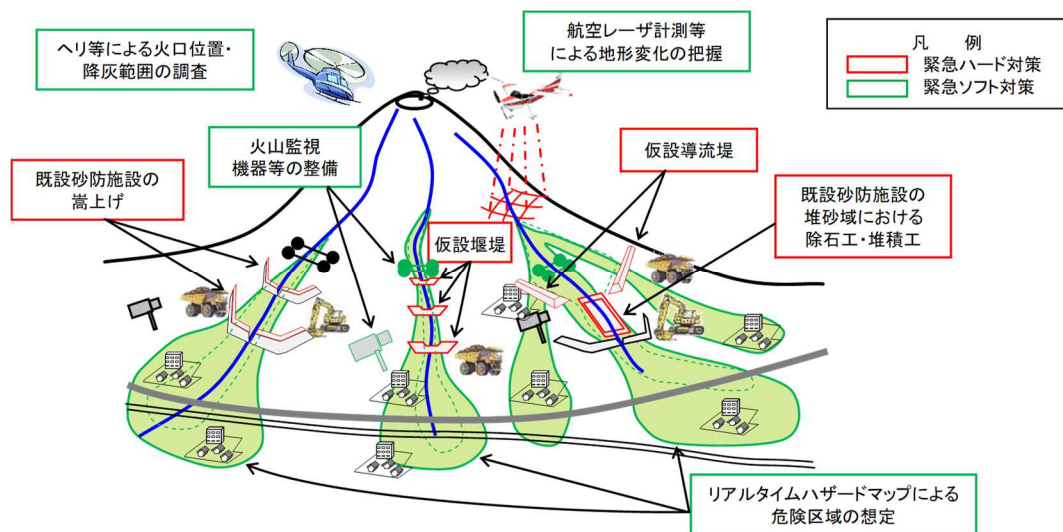


図 3-3 国土交通省が実施する緊急的なハード・ソフト対策メニュー

(3) TEC-FORCE の活動体制

国土交通省は、被災した地方公共団体等の災害対応を支援する TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）（以下「TEC-FORCE」という。）を平成 20 年度に創設している。

TEC-FORCE は、被災地域の地方整備局や地方公共団体が、十分な災害対応を講じることが困難となるような大規模災害等において出動し、災害対応の支援を行う（図 3-4）。

なお、平成 26 年 9 月 27 日に発生した御嶽山の噴火においては、様々な支援活動を行っている（図 3-5）。

さらに、情報連絡員としてリエゾンの派遣や、災害対策車両等の支援を行う。



図 3-4 TEC-FORCE の活動内容



図 3-5 TEC-FORCE による御嶽山の噴火への対応

第3編 第1章

3. 各県の体制

3. 各県の体制

3-1 神奈川県体制

神奈川県では、噴火警戒レベルに応じて、表 3-2 に示す配備体制をとる。

表 3-2 神奈川県富士山噴火対応の体制

噴火警戒 レベル	神奈川県 (本庁)	県西地域県政総合センター (出先機関)
レベル1 (解説情報(臨時))	—	—
レベル2 (引き下げ時)	・警戒体制 (安全防災局1個班配備、各局で必要に応じ配備)	・警戒体制 (必要に応じ配備)
レベル3	・警戒体制 (安全防災局1個班配備、各局で必要に応じ配備)	・警戒体制 (必要に応じ配備)
レベル4	・第2次応急体制 (安全防災局全職員配備、各局第2次応急要員配備)	・第2次応急体制 (第2次応急要員配備)
レベル5	・第2次応急体制 (安全防災局全職員配備、各局第2次応急要員配備)	・第2次応急体制 (第2次応急要員配備)
噴火発生後	・災害対策本部設置 (県内に大規模な災害が発生した場合) 本部長：知事 副本部長：副知事 構成員：各局長、各委員会事務局長、警察本部長、各県政総合センター所長及び総合防災センター所長	・現地災害対策本部設置 (災害の規模により、災害対策本部長が必要と認めた場合) 本部長：県政総合センター所長 副本部長：副所長 構成員：出先事務所長等

3-2 山梨県の体制

山梨県では、噴火警戒レベルに応じて（又は課長等の判断により）、表 3-3 に示す配備体制をとる。

表 3-3 山梨県の富士山噴火対応の体制

噴火警戒 レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）
レベル1 (解説情報（臨時）)	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制 県現地対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制
レベル2 (引き下げ時)	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長：防災局長 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部配備設置体制
レベル4 レベル5 噴火発生後	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部局長及び防災局長 (統括部長) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関の長等

3-3 静岡県の体制

静岡県では、噴火警戒レベルに応じて（又は課長等の判断により）、表 3-4 に示す配備体制をとる。

表 3-4 静岡県の富士山噴火対応の体制

噴火警戒 レベル	静岡県 (本庁)	東部、中部地域局 (出先機関)
レベル1 (解説情報(臨時))	・情報収集体制	・情報収集体制
レベル2 (引き下げ時)	・情報収集体制	・情報収集体制
レベル3	・特別警戒体制 (必要に応じて災害対策本部)	・特別警戒体制 (必要に応じて災害対策本部方面本部)
レベル4	・災害警戒本部 (必要に応じて災害対策本部)	・災害警戒本部 (必要に応じて災害対策本部方面本部)
レベル5 噴火発生後	・災害対策本部 本部長：知事 副本部長：副知事及び警察本部長 構成員：危機管理監、各部局長	・災害対策本部方面本部 本部長：地域局長 副本部長：副局長等 構成員：出先事務所長等

4. 市町村の体制

市町村は、それぞれの計画において噴火警戒レベルに応じて災害警戒（対策）本部を設置する。

基本的には、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））では事前配備として情報収集体制をとり、下山の指示等の必要な防災対策を開始する。

また、住民の避難が始まるレベル3以降の段階では災害（警戒）対策本部を設置し、住民の避難等に必要な対策の準備を開始することとなる。ただし、市町村により避難を開始する噴火警戒レベルが異なるため、本部設置の時期も異なることになる。

また、災害（警戒）対策本部を設置する市町村庁舎が避難対象エリアに含まれている場合は、平時から、庁舎が被災するなどの非常事態を想定して災害対策本部の設置場所や運用方法について検討しておく。

5. 合同会議の開催

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。政府現地災害対策室、現地対策本部及び合同会議の開催の考え方・役割を表3-5に示す。

表 3-5 政府現地災害対策室及び現地対策本部の設置、
火山災害警戒（対策）合同会議開催の考え方・役割

	火山災害警戒合同会議	火山災害対策合同会議
政府現地災害対策室及び現地対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、政府現地災害対策室を設置 ・設置場所は、上記業務が実施可能な場所とし、設備等をあらかじめ確保 ・政府現地災害対策室長は、原則として内閣府政策統括官（防災担当）が指名する者 ・必要がある場合は、複数の県庁等に政府現地災害対策室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、現地対策本部を設置 ・設置場所は、上記業務が実施可能な場所とし、設備等をあらかじめ確保 ・現地対策本部長は、原則として内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官 ・必要がある場合は、他の県庁等に政府現地災害対策室を設置
政府現地災害対策室及び現地対策本部の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・政府現地災害対策室長は、噴火等が発生するおそれのある市町村の長が行う避難指示等に関する事項について、必要に応じて、助言 ・政府現地災害対策室は、その管轄区域内の都道府県からの要請の把握に努めるとともに、把握した要請及び情報については速やかな対応を図るべく、災害対策本部又は関係省庁と情報を共有 ・政府現地災害対策室長は、噴火等が発生するおそれのある関係地方公共団体と連携して、必要に応じて、災害応急対策の的確な実施を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部長は、住民等の避難が必要又は必要となるおそれがある市町村の長が行う避難指示等に関する事項について、必要に応じて、助言又は指示 ・現地対策本部は、その管轄区域内の都道府県からの要請の把握に努めるとともに、把握した要請及び情報については速やかな対応を図るべく、災害対策本部又は関係省庁と情報を共有 ・現地対策本部長は、被災地方公共団体と連携して、必要に応じて、災害応急対策の的確な実施を図る
合同会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・政府現地災害対策室長は必要に応じ、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議を開催 ・開催場所は、原則として政府現地災害対策室の設置場所 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部長は必要に応じ、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害対策合同会議を開催 ・開催場所は、原則として現地対策本部の設置場所

<p>合同会議の 役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主として以下の災害応急対策について調整し、合意形成に努める - 噴火兆候情報その他火山活動に関する情報の収集及び分析に関する事項 - 噴火活動に応じた対応等に関する事項 - 避難行動が必要となる時期、範囲に関する事項 - 移動手段の手配、避難のための経路の確保、避難所の開設その他の避難に関する事項 - 住民や報道機関への情報発信に関する事項 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として以下の災害応急対策について調整し、合意形成を行う - 火山活動に関する情報の収集及び分析に関する事項 - 噴火活動に応じた対応等に関する事項 - 噴火等の現象に応じ、避難行動が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 - 移動手段の手配、避難のための経路の確保、避難場所の開放その他の避難に関する事項 - 市町村、都道府県の区域を超えた避難、応援、降灰除去その他の広域的な対策に関する事項 - 住民や登山者等の救助・救急・医療、救援物資の輸送・受入れその他の被災者支援に関する事項 - 家畜の移送等の農林水産業対策に関する事項 - 住民や報道機関への情報発信に関する事項 等
---------------------	---	---

なお、合同会議は、原則として政府現地災害対策室又は現地対策本部が設置された施設で開催する。政府の現地対策本部等の設置候補施設は、富士山が目視でき、通信システムを完備し、合同会議を開催できる広さの会議室を有する施設を基本とする。

実際の設置にあたっては、火山活動の状況に応じて、予め協議会が選定した候補施設（表3-6）から選定する。

また、緊急時にはオンライン形式での会議を原則とし、常時、最新の状況を共有する体制を整備する。関係機関は、オンライン形式での会議に速やかに参加できるよう必要な整備を行う。

表 3-6 政府現地災害対策室及び現地対策本部の設置候補施設

	施設名	所在地	備考
神奈川県	神奈川県庁西庁舎	横浜市中区日本大通 1	県災害対策本部設営
	足柄上合同庁舎	足柄上郡開成町吉田島 2489-2	
山梨県	山梨県庁防災新館	甲府市丸の内 1-6-1	県災害対策本部設営
	富士吉田合同庁舎	富士吉田市上吉田 1-2-5	
	世田谷区立河口湖林間学園	南都留郡富士河口湖町大石 字湖中 2585	
静岡県	静岡県庁別館	静岡市葵区追手町 9-6	県災害対策本部設営
	静岡県富士総合庁舎	富士市本市場 441-1	
	静岡県東部総合庁舎	沼津市高島本町 1-3	県災害対策本部東部方面本部設営
	小山町生涯学習センター	小山町阿多野 130	
	御殿場市役所	御殿場市萩原 483	
	裾野市民文化センター	裾野市石脇 586	
	富士市役所	富士市永田町 1-100	
	富士宮市役所	富士宮市弓沢町 150	

6. 火山活動の各段階における体制・対応

火山活動の各段階における協議会、国、各県、市町村及び関係機関の対応（例）を図 3-6 に示す。

また、火山活動の各段階に対応した防災対応の共同検討体制（概念）について図 3-7 に示す。

富士山火山においてもこれらと同様に対応するものとする。

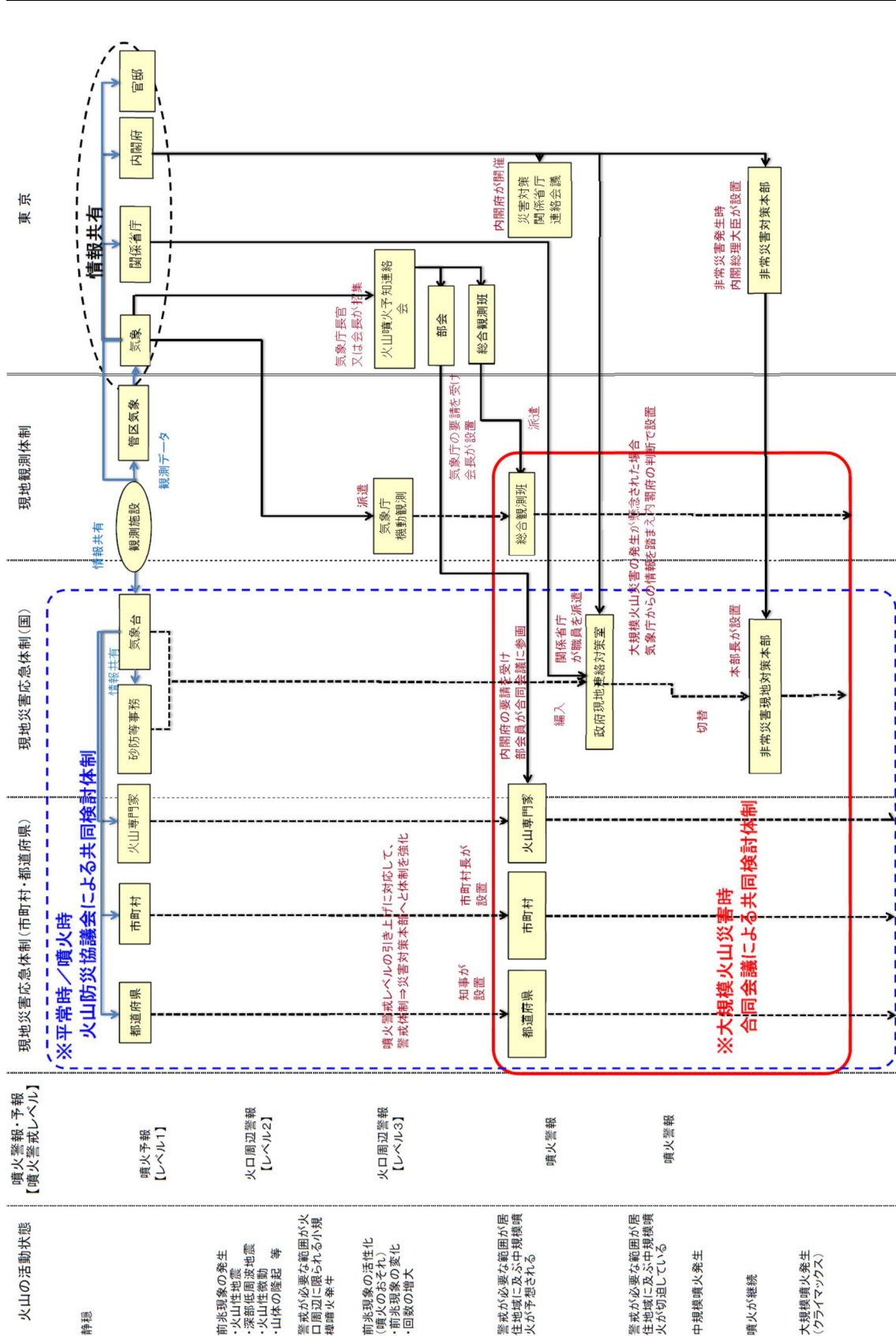


図 3-6 火山活動の各段階に対応した関係機関の対応 (例)

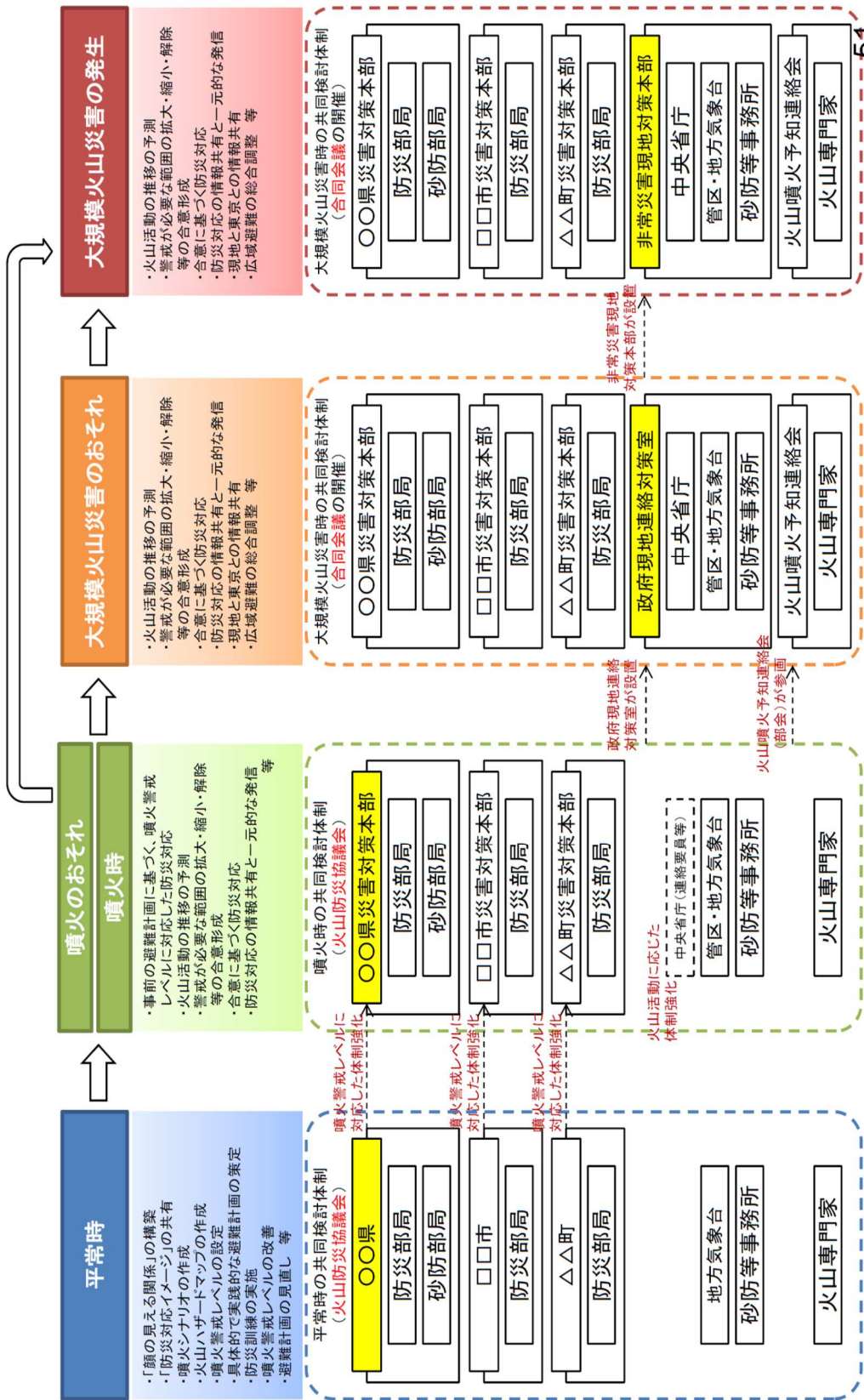


図 3-7 火山活動の各段階に対応した防災対応の共同検討体制 (概念)

第2章 情報伝達

1. 関係機関及び住民等への情報伝達

噴火現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。

気象庁は、火山活動の監視・観測を常時実施しており、火山活動の状況に応じ、表 3-7 に示す情報（以下「噴火警報等」という。）を発表し、速やかに関係機関に提供するとともに解説の実施に努める。

本計画では、噴火警報等に応じて防災対応を実施することから、国、各県及び市町村は、関係機関及び住民等に対し、迅速かつ適切に情報伝達を行う。

表 3-7 気象庁が発表する富士山の火山活動の状況に応じた噴火警報等

噴火前	レベル1	・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料
	レベル1	・火山の状況に関する解説情報(臨時)
	レベル3	・火口周辺警報(レベル3、入山規制) ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時)
	レベル4	・噴火警報(レベル4、高齢者等避難) ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時)
	レベル5	・噴火警報(レベル5、避難) ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時)
噴火後	レベル5(切替)	・噴火速報 ・噴火警報(レベル5、避難) ・噴火に関する火山観測報 ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(速報・詳細・定時)
火山活動の小康期	レベル5~1 随時引下げ	・噴火警報・噴火予報 ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時) ※レベル2以上の場合に発表

※富士山の噴火警戒レベル2は、噴火前の火山活動が高まる段階では、火口の位置を特定して限定的な警戒範囲を示すことが困難なことから発表されず、噴火後に火山活動の低下や警戒範囲が限定される場合に発表される。

※噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて必ずしもレベル3、4、5と順に上昇して噴火に至るとは限らない。

※噴火速報は、以下の場合に発表される。

- ・ 噴火警報が発表されていない状態で噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている状態で、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。
- ・ このほか社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※火山の状況に関する解説情報は、特にレベルの引き上げの可能性が高い場合には、情報名に(臨時)を付して発表する。

1-1 火山活動に関する情報伝達

(1) 噴火警報等の情報伝達の流れ

気象庁は、噴火警報等を発表したときは、各県の防災担当部局及び市町村に対しアデスオンラインやJ-ALERT等により情報伝達するとともに、その重要性に応じて報道機関への発表を行う。

各県は、気象庁から受け取った情報を一斉FAX等により市町村に情報伝達し、市町村は、一般住民等に対して、防災行政無線等により伝達する（図 3-8）。

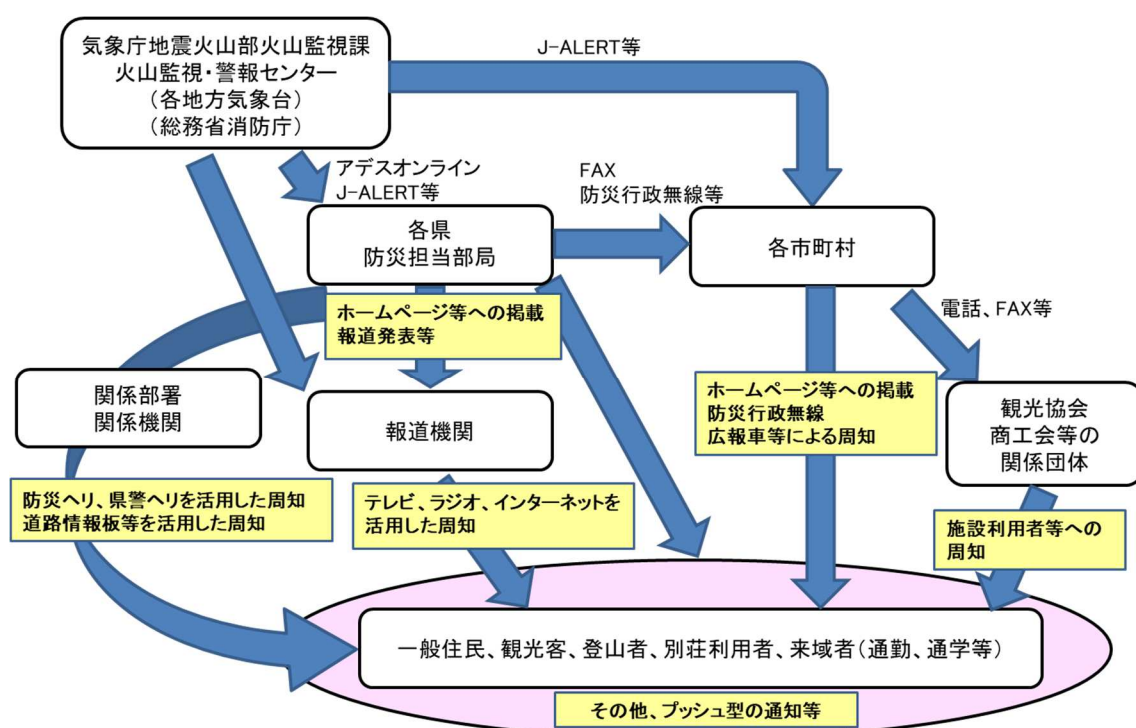


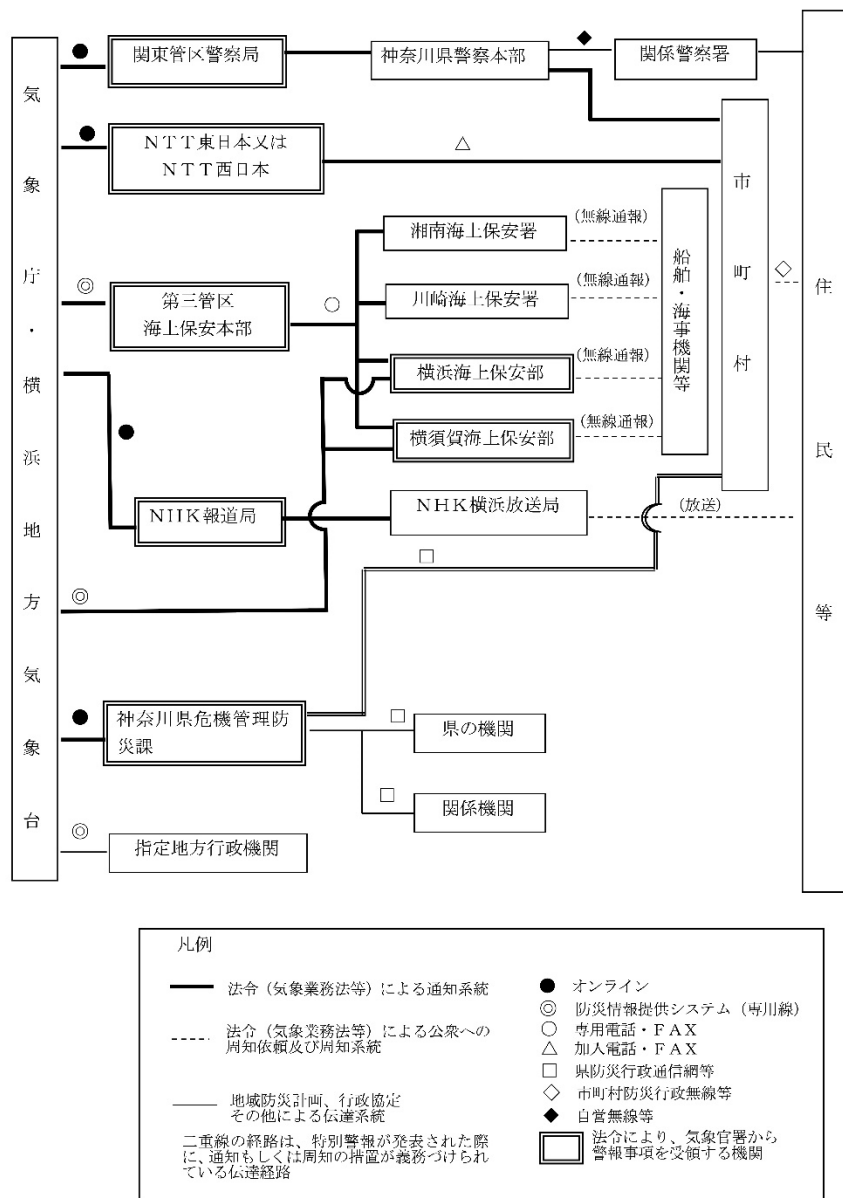
図 3-8 噴火警報等の情報伝達の流れ

(2) 各県における噴火警報等の情報伝達

各県は、地域防災計画等に規定された情報伝達体制により情報伝達を行う（図 3-9）。

【神奈川県】

[噴火警報等の伝達系統図]



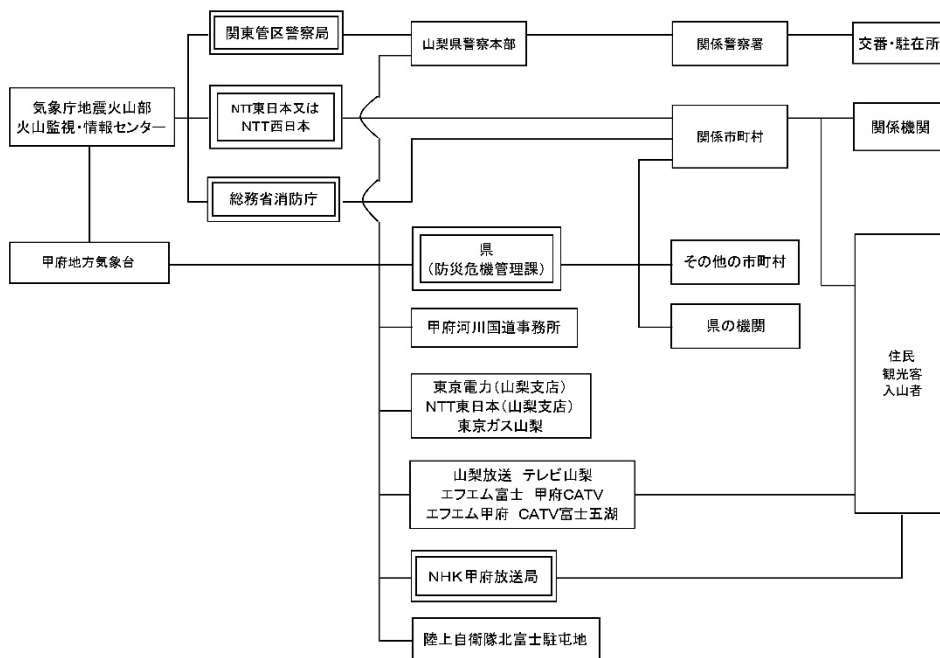
※出典：神奈川県地域防災計画

図 3-9 神奈川県、山梨県、静岡県における噴火警報等の伝達体制（1/3）

第3編 第2章

1. 関係機関及び住民等への情報伝達

【山梨県】

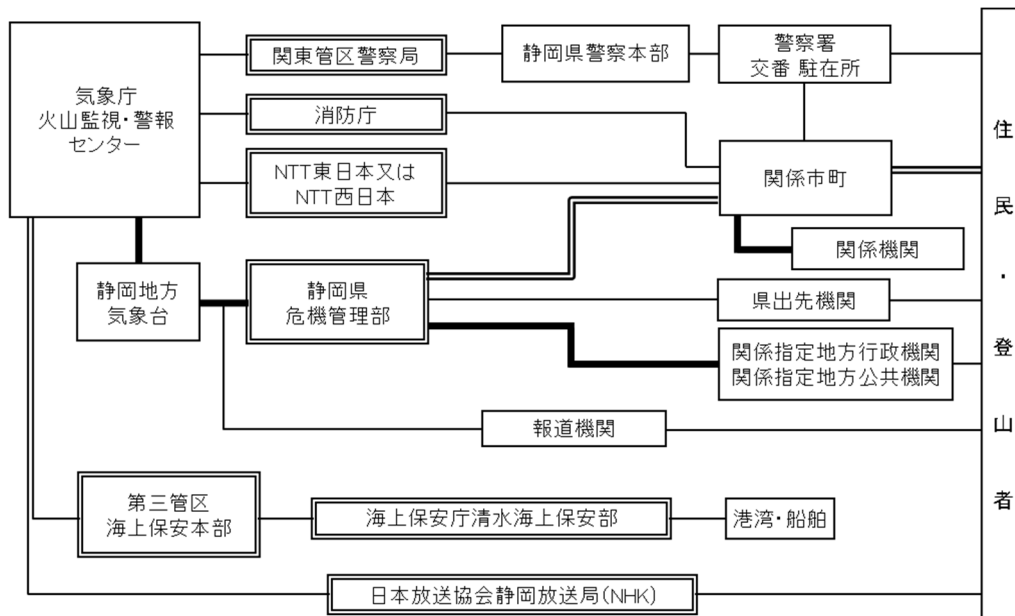



※) 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先機関を で示す。

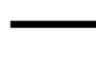
※出典：山梨県地域防災計画（火山編）


図 3-9 神奈川県、山梨県、静岡県における噴火警報等の伝達体制（2/3）

【静岡県】



 (二重枠)で囲まれてる機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9号の規定に基づく法定伝達先。

 (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。

 (二重線)は、

- 上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。
- 特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

※出典：静岡県地域防災計画（火山災害対策）

図 3-9 神奈川県、山梨県、静岡県における噴火警報等の伝達体制 (3/3)

第3編 第2章

1. 関係機関及び住民等への情報伝達

(3) 国と県との情報伝達手段

国と県との間には、通常の電話回線の他に表 3-8 の情報伝達手段を有する。

表 3-8 国と県との情報伝達手段

連絡手段	特徴
中央防災無線	内閣府、中央省庁等と都道府県を結ぶ無線通信網
国土交通省電話	国土交通省防災無線ネットワークにより、国土交通省や各地方整備局、都道府県を結ぶ電話
消防防災無線	消防庁と都道府県の防災担当部門を結ぶ無線通信網 [地上系] 電話及びFAXによる相互通信と消防庁からの一斉通報に利用 [衛星通信系] 個別通信、一斉通報や被災地への優先的回線割当てが可能

(4) 市町村における情報伝達

市町村は、噴火警報等や避難指示を、一般住民等に対し速やかに情報伝達する必要がある。この場合において、情報伝達に漏れのないよう警察や消防等と協力して確実に情報伝達するとともに、報道機関を活用した広報を行う。

また、円滑に情報伝達ができるよう、平時から市町村内における情報伝達体制を構築する(図 3-10)。

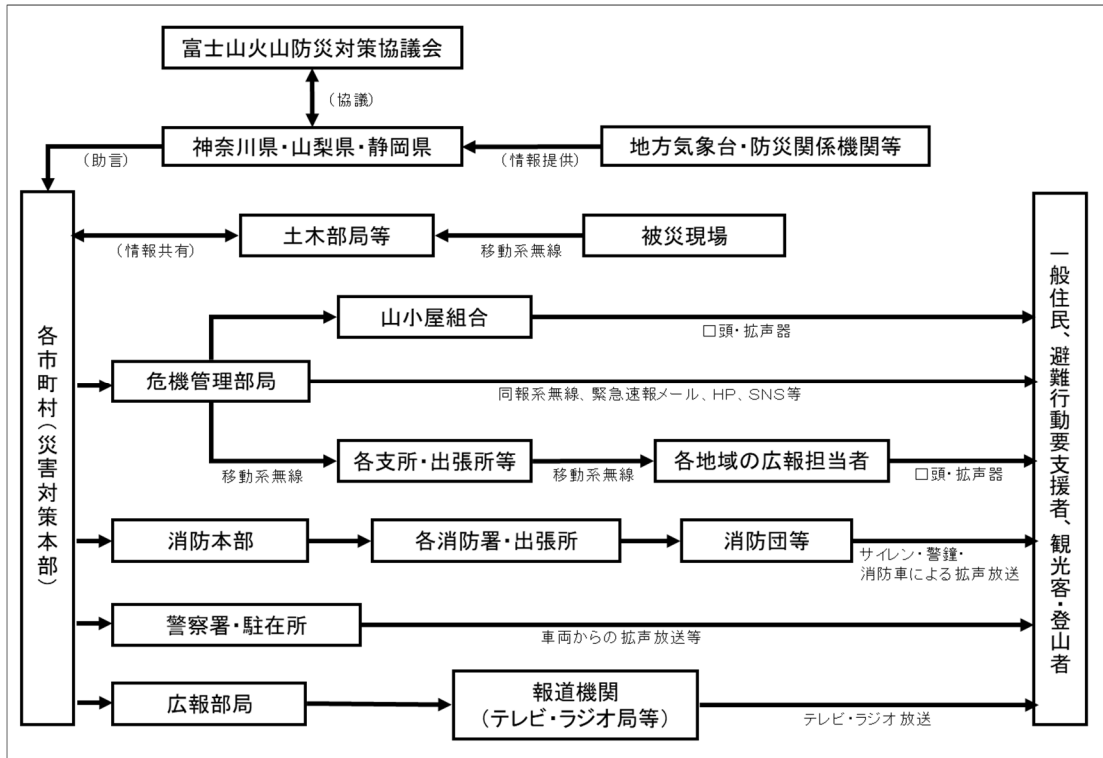


図 3-10 市町村における情報伝達系統例

(5) 情報伝達手段の多重化

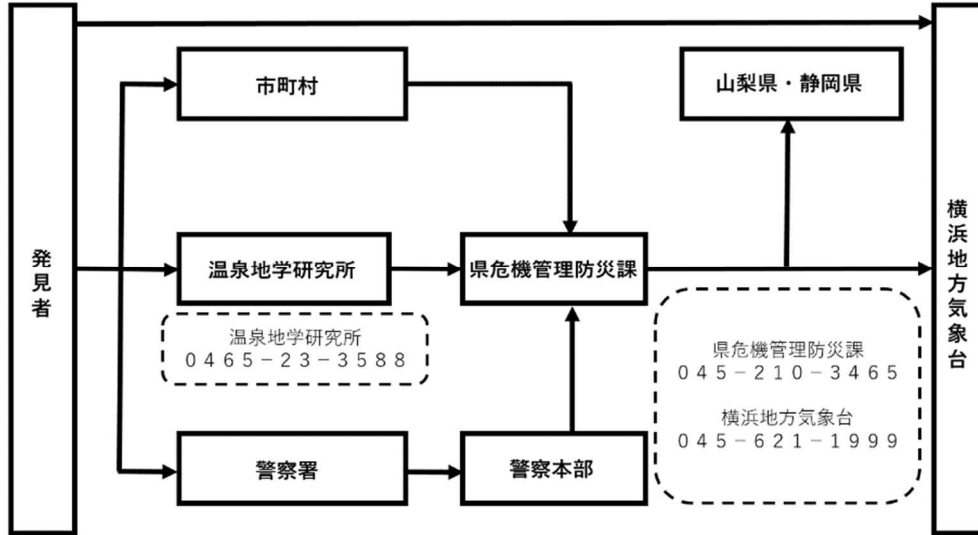
火山災害では、噴火現象による通信施設の被災、大量降灰による停電、回線集中による電話回線の輻輳やデータ通信の停止が発生するなど、情報伝達ができなくなるおそれがあることから、各県、市町村及び関係機関は、不測の事態に備えて情報伝達手段の多重化を検討し、整備に努める。

(6) 異常現象の通報体制

住民等から通報を受けた機関は、図 3-1 1 の情報伝達システムにより各県（防災担当部局）へ情報伝達する。各県は、通報内容を速やかに地元気象台及び協議会の会長県へ情報伝達する。会長県は、必要に応じて協議会構成機関に対し情報伝達する。

なお、気象台は、通報内容を速やかに火山監視・警報センターへ報告するとともに、市町村等の協力を得て通報内容の確認を行う。火山監視・警報センターは、観測データと通報内容から総合的に判断して評価した結果を、気象台を通じて各県へ伝達する。

【神奈川県】



【山梨県】

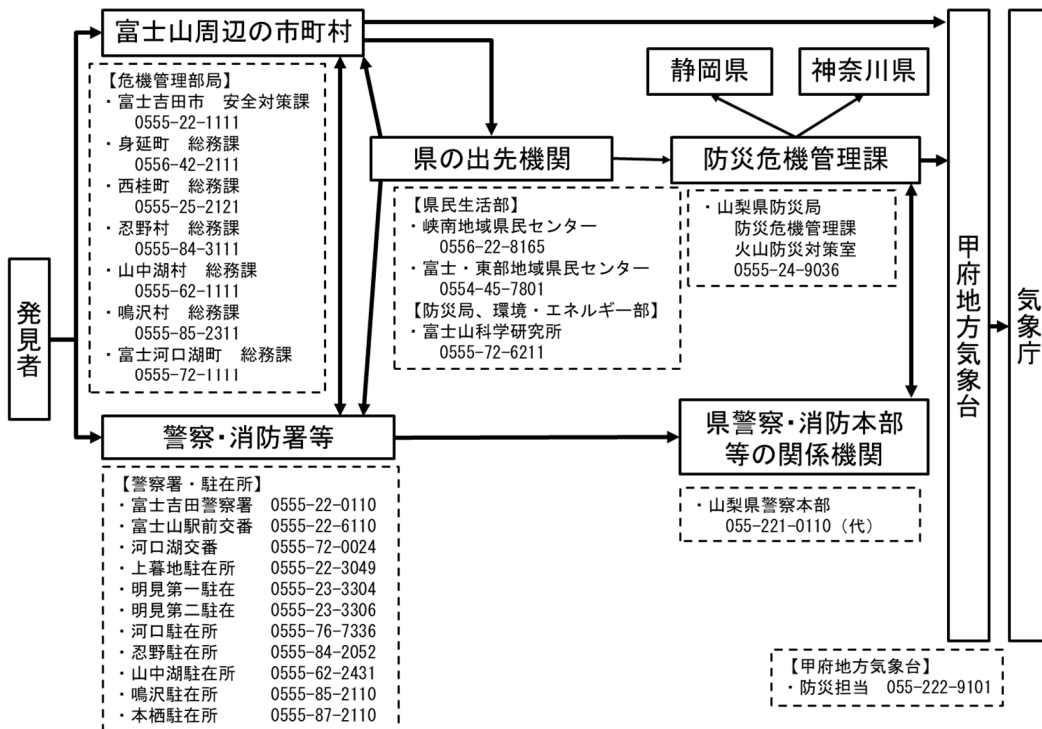
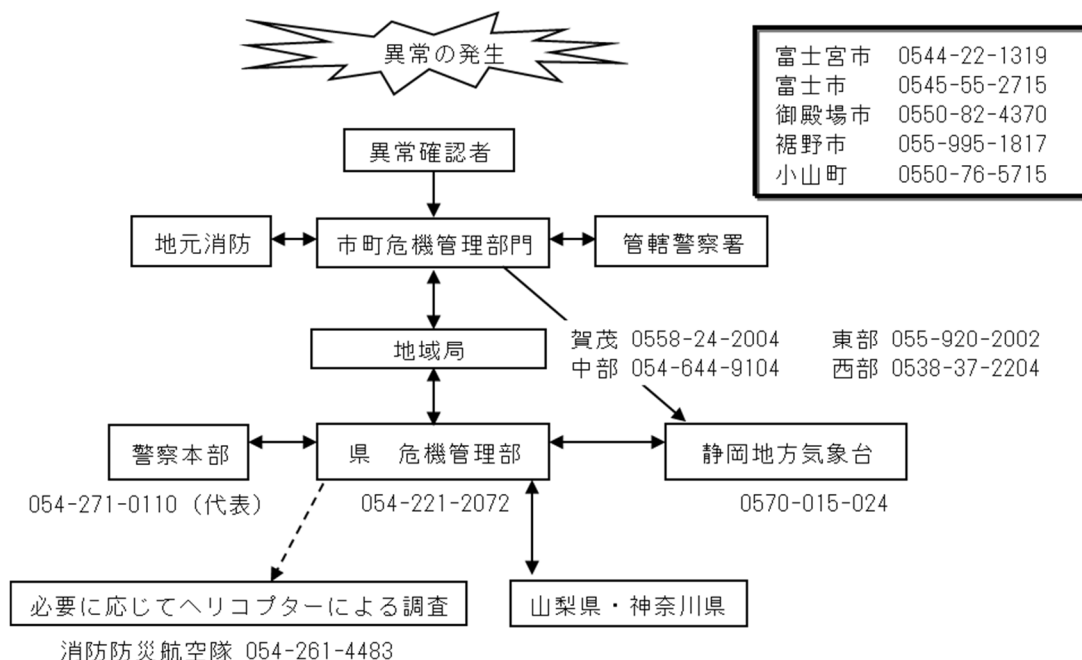


図 3-1 1 住民からの通報体制 (1/2)

【静岡県】



※出典：各県地域防災計画

図 3-1 1 住民からの通報体制 (2/2)

1-2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難指示）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。

噴火警戒レベル4、5の段階において合同会議が開催されたときは、構成機関は、合意形成又は調整した内容を自機関の対策本部等に情報伝達して、その後の対応に当たる（図3-1 2）。

なお、協議会における検討内容及び合同会議において合意形成又は調整した事項は、報道機関を通じて、一般住民等に広く情報発信するが、緊急時の情報発表のあり方については、平時から各県の防災担当部局において協議する必要がある。

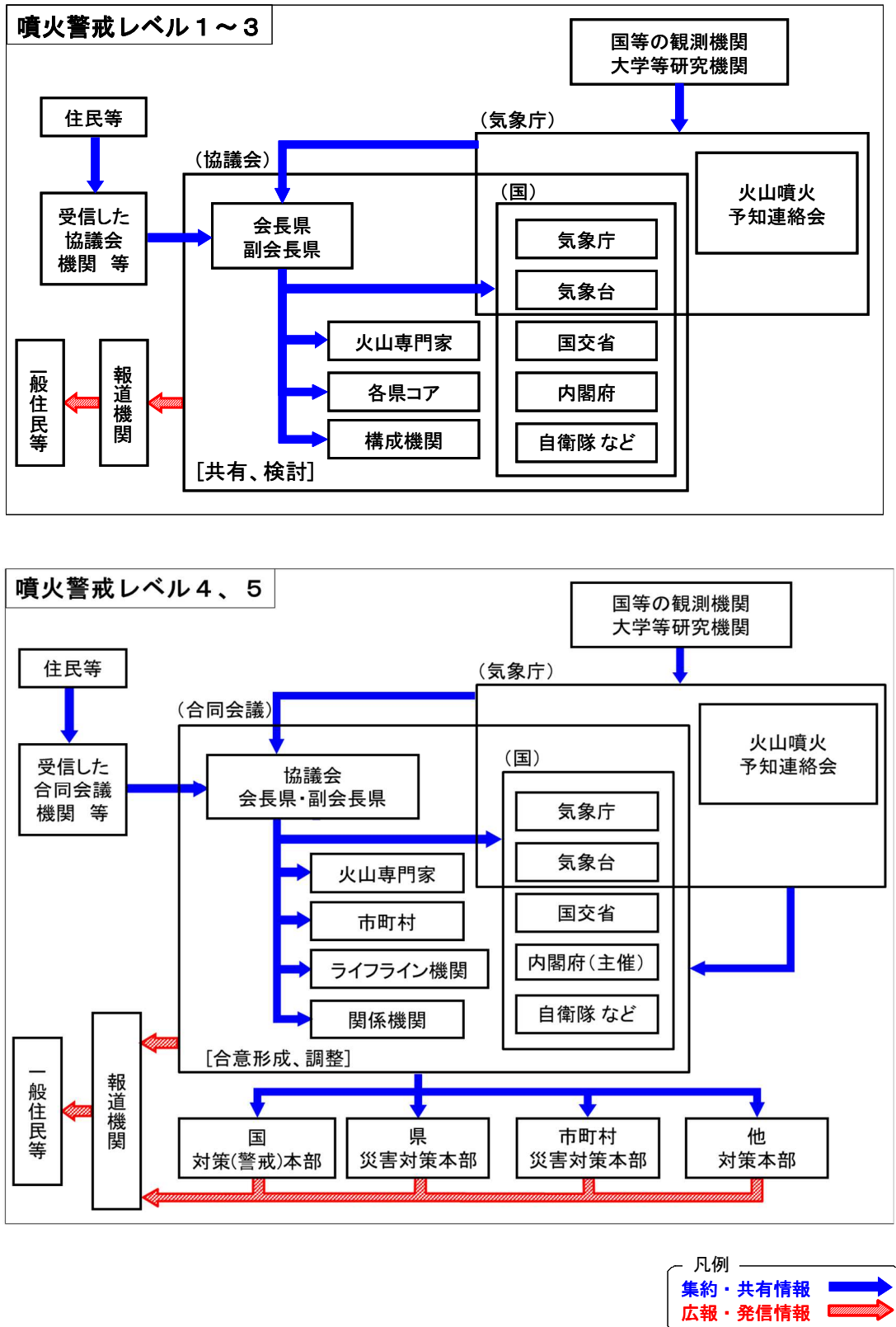


図 3-12 協議会等における情報伝達体制

1-3 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達

1-3-1 一般住民への情報伝達

(1) 基本的な考え方

住民の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、火山活動の状況に応じた住民への速やかな情報伝達や広報は重要である。

また、適切な情報伝達は、住民の不安を和らげ、不要な混乱を避けることに繋がる。

住民が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報等や避難指示をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及ぶが、これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化することから、国、各県、市町村及び関係機関は、状況に応じた的確に情報伝達や広報を行う。

(2) 各機関の対応

一般住民への情報伝達に係る各機関の対応事項を表 3-9 に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3-9 一般住民への情報伝達に係る対応事項 (1/4)

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備 ・町内会等との情報伝達体制の構築 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・避難対象エリアの住民への周知
県	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発 ・避難基本計画の周知
国	<ul style="list-style-type: none"> ・火山防災情報の共有化システムの構築 ・国内外への情報発信体制の構築
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発

第3編 第2章

1. 関係機関及び住民等への情報伝達

表 3-9 一般住民への情報伝達に係る対応事項 (2/4)

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・五合目から上の登山者に対して登山規制 ・市町村内全域への広報 ・噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ
県	<ul style="list-style-type: none"> ・「解説情報 (臨時)」等の避難実施市町村への伝達 ・報道機関への情報提供 ・噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への情報伝達 ・必要に応じ、住民への広報 ・問い合わせ窓口の設置の検討
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・噴火警戒レベル引き上げに伴い交通規制を予定している道路及び登山道の事前周知
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じ、協議会の開催 (情報の集約、共有及び広報、発信) ・報道機関への情報提供
噴火警戒レベル3	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次避難対象エリア内に情報伝達 (避難) ・第2次避難対象エリア内に情報伝達 (避難準備) ・第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達 (避難準備) ・状況に応じ、避難指示の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・別荘地への管理会社を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知 (立入制限・退去命令)
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・噴火警戒レベル引き上げに伴い交通規制を予定している道路及び登山道の事前周知 ・道路及び登山道の通行止めの周知
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、協議会の開催 (情報の集約、共有及び広報、発信) ・報道機関への情報提供 (記者会見等)

表 3-9 一般住民への情報伝達に係る対応事項 (3/4)

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル4	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次避難対象エリア内に情報伝達（避難） ・第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達（避難） ・（避難行動要支援者の避難を開始する地域）一般住民に対し、自家用車の使用を抑える呼びかけ ・状況に応じ、避難指示の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・噴火警戒レベル引き上げに伴い交通規制を予定している道路及び登山道の事前周知 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火警戒レベル5	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次避難対象エリア内に情報伝達（一般住民避難準備） ・第1次、第2次避難対象エリア内に情報伝達（安否確認） ・第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達（避難・安否確認） ・状況に応じ、避難指示の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等）

第3編 第2章

1. 関係機関及び住民等への情報伝達

表 3-9 一般住民への情報伝達に係る対応事項 (4/4)

実施主体	実施内容
噴火開始直後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次避難対象エリア内に情報伝達（避難） ・状況に応じ、避難指示の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火状況判明後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状況に応じ、第3次～第6次避難対象エリア内に情報伝達（避難・避難準備） ・避難指示を発令した地域の安否確認 ・状況に応じ、避難指示の発令（又は解除） ・防災行政無線、回覧板、広報誌の配布、ホームページ等による生活関連情報の広報 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報（避難が必要な範囲の周知） ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の見通し、被害状況、応急・復旧活動等の広報 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等） ・報道機関を通じた住民の避難情報、施設復旧情報等の情報提供

1-3-1 避難行動要支援者への情報伝達

(1) 基本的な考え方

避難行動要支援者は、一般住民より早い段階において避難するため、早めの情報伝達が必要となる。独り暮らしの高齢者世帯などは情報が届きにくいことが想定されることから、市町村は、防災行政無線や広報車による広報のほか避難支援等関係者と協力し、名簿を活用した電話、FAX、訪問による方法、携帯端末等の活用など複数の手段により情報伝達を行う。

なお、各県及び市町村においては、本計画に示された考え方にに基づき具体的な防災行動について、地域防災計画に、福祉部局との連携と避難行動要支援者の関係施設への連絡、自主防災関係機関への連絡等の具体的な手段を定めておくものとする。

1-3-2 観光客・登山者への情報伝達

(1) 基本的な考え方

観光客・登山者は、特定の観光施設に限らず広範囲に存在して情報が確実に伝わりにくい対象であり、また、一般住民と比べてより山体に近い場所にいる可能性が高いことから、噴火警報等や入山規制等の情報を速やかに伝達する必要がある。そのため、市町村は、防災行政無線や広報車のほか、山小屋組合等を通じた情報伝達等により、入山規制の実施や早期下山を呼びかける。

なお、各県及び市町村においては、本計画に示された考え方にに基づき具体的な防災行動について、地域防災計画に、関係機関間の情報伝達体制と観光客・登山者、住民への情報提供の具体的な手段について定めておくものとする。

1-4 情報伝達例文及び広報手段

(1) 避難情報等の情報伝達例文

市町村は、避難指示を発令する場合は、表 3-10 に示す例文を参考にして防災行政無線等による情報伝達を行う。

第3編 第2章

1. 関係機関及び住民等への情報伝達

表 3-10 避難情報等の情報伝達例文

区分	情報伝達例文
登山規制	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山五合目から上の登山者に対する下山指示についてお知らせします。 ・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって五合目から上に滞在する方に対して下山指示を実施します。（しました。） ・登山者及び入山者は直ちに退去してください。
入山規制	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の入山規制についてお知らせします。 ・富士山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって入山規制を実施します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・登山者及び地区内の入山者並びに居住者は直ちに退去してください。
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の噴火に関する避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。 ・富士山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難準備・高齢者等避難開始を発表します。（しました。） ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。 ・避難に支援が必要な方と支援者の方については、〇〇（所定の避難先）へ避難してください。
避難指示	<p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。 ・本日〇〇時〇〇分をもって避難指示を発令しました。 ・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区の居住者は所定の避難先へ避難してください。
警戒区域の設定	<p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・本日〇〇時〇〇分をもって警戒区域を設定しました。 ・設定地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区にいる方は直ちに退去してください。
緊急安全確保	<p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こちらは〇〇（市町村名）です。 ・富士山で噴火が発生しました ・直ちに安全な場所へ避難してください。

(2) 各段階における情報伝達・広報項目

市町村が、各段階において一般住民等に対し情報伝達・広報を行う項目例を表 3-11 に示す。

表 3-11 各段階における情報伝達・広報項目例

実施時期	分類	項目例
噴火警戒 レベル1 (活火山であることに 留意)	噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること 等
噴火警戒 レベル1 (解説情報 (臨時))	火山活動の現状	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況 等
噴火警戒 レベル3	入山規制	火山活動の高まりによる入山規制の実施情報／入山規制の実施範囲／入山規制解除の見通し／避難準備・高齢者等避難開始(避難指示) 等
噴火警戒 レベル4、5 噴火直後	避難指示、緊急 安全確保	避難指示／対象範囲、対象者／避難先／避難方法／避難指示の解除の見通し 等
噴火状況判明 後	被害状況	噴火に伴う現象による被害の発生状況／道路不通箇所等
	防災対応状況	噴火現象の推移／対策本部設置状況／避難実施・完了状況／被災地における各種応急活動／各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し／公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し／住民や事業者に対する支援事業 等
	安否情報	避難者収容状況／災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法 等
噴火警戒 レベルの 引き下げ時	火口周辺規制	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大(縮小)見通し／火口周辺規制の実施範囲／火口周辺規制解除の見通し 等

第3編 第2章

1. 関係機関及び住民等への情報伝達

(3) 情報伝達・広報手段

国、県及び市町村は、表 3-1 2 に示す手段を活用して、迅速かつ的確に情報伝達・広報を行う。また、停電等による通信途絶を考慮し、複数の情報伝達・広報手段を活用する。

火山活動が活発化し噴火警戒レベルが引き上げられると一般住民等からの問い合わせが増加することから、ホームページ等での広報により問い合わせ業務の軽減化を図る。また、国内外から安否確認の問い合わせが集中するおそれがあるため、平時から災害時伝言ダイヤル等の利用を周知する。

表 3-1 2 住民等への情報伝達・広報手段（例）

媒体等		主に扱う行政機関			特長
		国	県	市町村	
防災行政無線				○	無線子局スピーカーから避難指示を音声で広域に情報発信することが可能
広報車			○	○	きめ細かな情報発信が可能
ヘリコプター(防災、警察等)			○		登山者へ迅速に情報提供が可能
緊急速報メール (エリアメール等)			○	○	避難等が必要なエリアにいる人に携帯電話メールによる周知が可能
市町村メール配信サービス				○	登録者に対しメールによる情報発信が可能
電話、FAX、戸別訪問(直接連絡)				○	市町村、町内会等による高齢独居世帯への直接の情報発信が可能
Webサイト、携帯サイト (ホームページ)		○	○	○	国内外へ広く広報することが可能
SNS (Facebook、ツイッター等)			○	○	特定の人(登録者)への広報が可能
Lアラート (公共情報コモンズ)			○	○	地上デジタル放送のデータ放送を使い文字情報による広報が可能
道路情報表示板		○	○		不特定多数の者への広報が可能
報道機関を通じて	新聞	○	○	○	即時性はないが正確かつ詳細な情報の広報が可能
	テレビ	○	○	○	映像による全県下(又は全国)への広報が可能
	Webニュースサイト	○	○	○	即時性が高く、国内外へ発信が可能
	ラジオ	○	○	○	音声による全県下(又は全国)への広報が可能
	コミュニティーFM		○	○	特定の地域に密着した音声による広報が可能

1-5 国内外への情報伝達・広報

火山活動が活発化し噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表されると、富士山五合目から上に下山指示が発せられ避難が始まるため、他地域から避難対象エリア内への人の流入を抑制する必要がある。

また、火山災害では物理的な被害だけでなく、社会活動や観光、物流、交通機関等の経済活動など日本全体のみならず海外にも影響が及ぶおそれがある。

このため、国は、関係省庁等から以下の項目について情報収集するとともに、国内外に向けて正確に情報伝達・広報を行うことにより、避難対象エリアを含む富士山周辺地域や社会全体の安定に努める。

国内外に向けて情報伝達・広報する主な情報
<ul style="list-style-type: none">・火山活動の現状・政府の対応・被害及び復旧活動の概況・日本全体の経済活動への影響の実態及びその対応・道路通行規制状況及び代替ルート情報・鉄道運行状況・航空機運航状況・観光客受入状況

2. 報道対応

(1) 基本的な考え方

国、各県、市町村及び関係機関は、避難指示、火山活動の状況及び被害状況などを広く伝えるため、報道機関を活用して情報伝達・広報を行う。

また、報道機関からの取材や問い合わせに対しては、協議会（合同会議）で共有した情報を含め、原則として各機関が窓口を設置して情報提供する。ただし、協議会（合同会議）で合意した事項等については、協議会（合同会議）の開催後、必要に応じて記者会見等により発表する。

報道機関への情報提供にあたっては、協議会（合同会議）が情報を一元化した上で、発信時点や発信者を明確にするなど、矛盾した内容の情報が伝わらないよう留意する。

また、誤った情報や複数の整合性のとれない情報により、住民避難に混乱が生じるおそれがあるほか、混乱によって地域産業への経済的被害を及ぼす可能性があるため、情報伝達・広報を行う際には十分留意する。

住民に迅速かつ正確な情報を提供するためには、報道機関の協力が不可欠であるため、国、各県、市町村及び関係機関は、報道機関と緊急時に必要な情報共有体制の構築に努める。

(2) 各機関の対応

報道対応に係る各機関の対応事項を表 3-13 に示す。

表 3-13 報道対応に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
国・県・避難実施市町村・関係機関	・緊急時の情報共有のあり方について検討
協議会	・報道機関への情報提供のあり方について検討
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))	
国・県・避難実施市町村・関係機関	・報道機関への情報提供 (火山活動の状況、避難の情報、防災対応等) ・報道対応窓口の設置の検討
協議会	・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供 (協議会合意事項、火山活動の状況、避難の状況、関係機関の対応状況等)
噴火警戒レベル3	
国・県・避難実施市町村・関係機関	・報道機関への情報提供 (火山活動の状況、避難の情報、防災対応等) ・報道対応窓口の設置
協議会	・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供 (協議会合意事項、火山活動の状況、避難の状況、関係機関の対応状況等)
噴火警戒レベル4、5	
国・県・避難実施市町村・関係機関	・報道機関への情報提供 (火山活動の状況、避難の情報、防災対応等) ・報道対応窓口の設置 ・プレスセンターの設置について検討
合同会議	・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供 (合同会議合意事項、火山活動の状況、避難の状況、関係機関の対応状況等)
噴火直後、噴火状況判明後	
国・県・避難実施市町村・関係機関	・報道機関への情報提供 (火山活動の状況、被害状況、避難の情報、防災対応等) ・報道対応窓口の設置
合同会議	・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供 (合同会議合意事項、火山活動の状況、今後の火山活動の見通し、被害状況、避難の状況、関係機関の対応状況等)

※レベル2 (引き下げ時) は、レベル1 (解説情報 (臨時)) と同様の対応を行う。

第3章 避難対策

1. 避難者の受入に係る基本事項

(1) 基本的な考え方

溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自市町村内での避難を基本とし、状況によっては自市町村外への広域一時滞へ避難の拡大をする（図 3-13）。

これまでは、溶岩流等からの避難は、自家用車等による避難を基本としていたが、富士山ハザードマップの改定により、深刻な渋滞の発生により逃げ遅れが懸念されるため、本計画においては、一般住民は、徒歩により避難所（場所）等へ移動し、必要に応じて行政が手配する車両により更なる移動を行うことを基本としている。

なお、市町村外への避難は同一県内の他市町村で受け入れることを基本とするが、受入市町村が広域避難者の受入れのために開設する避難所（以下「受入避難所」という。）の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、各県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により各県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

また、各県及び市町村は、本計画に示した考え方に基づき、市町村外への避難が必要となる見込みの避難者数等について、必要に応じて検討する。

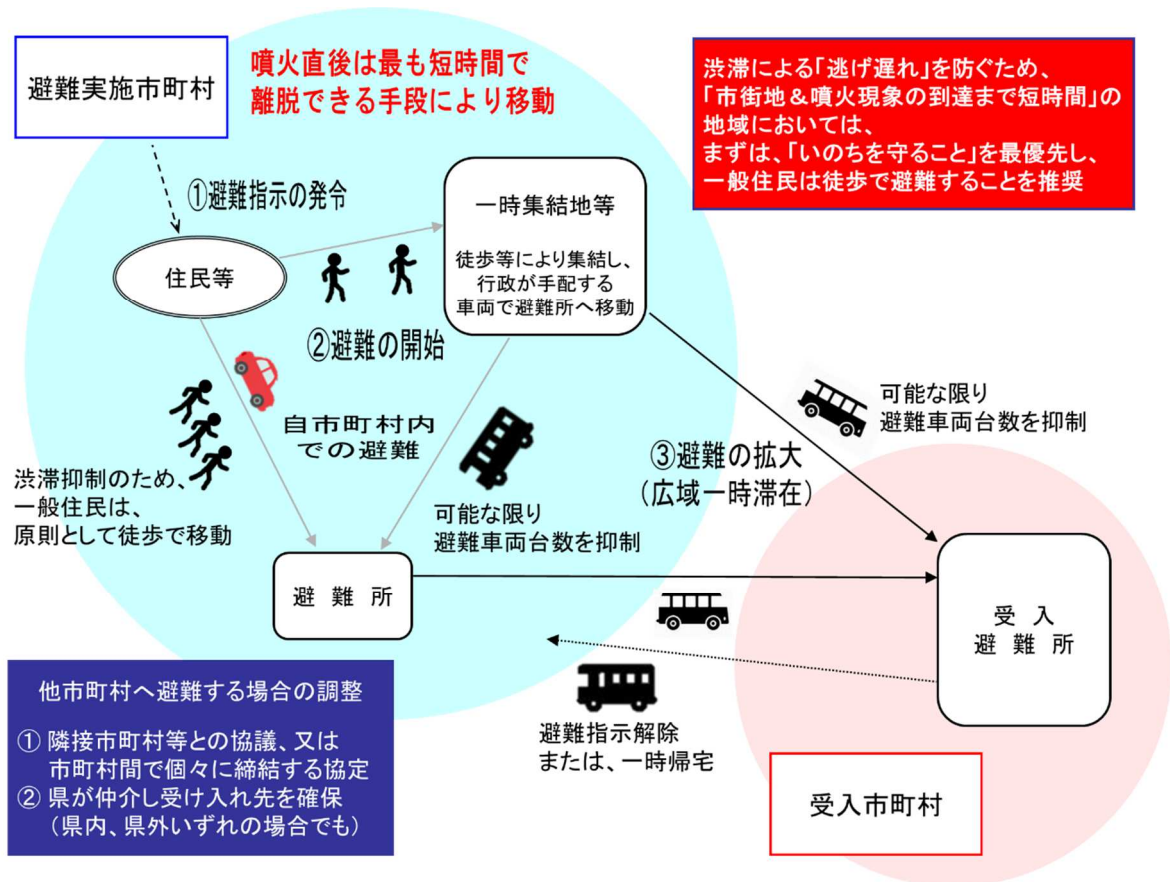


図 3-13 広域避難の受入調整フロー図

(2) 受入調整の手順

広域避難を実施するに至った場合の具体的な広域避難者の受入調整の手順を表 3-14 に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

第3編 第3章

1. 避難者の受入に係る基本事項

表 3-1 4 広域避難者の受入調整の実施手順

実施時期	実施手順
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、避難実施市町村の避難対象者及び受入市町村の受入避難所収容可能数を把握 ・ 避難実施市町村は、必要に応じて一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等を締結 ・ 県及び避難実施市町村は、平時から、広域避難時の調整が円滑に実施できるよう備える
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難実施市町村は、隣接市町村等と必要な協議 ・ (要請等に応じ) 県は、受入市町村に対し、受入避難所と収容可能数の状況を照会 ・ 県は、避難実施市町村と受入市町村からの回答により受入市町村を調整
広域避難の準備 (噴火警戒レベル3以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (要請等があった場合) 県は、避難実施市町村に調整結果を回答 ・ 避難実施市町村は、受入市町村(支援本部等)に職員を派遣 ・ 避難実施市町村及び受入市町村は、一時集結地及び受入避難所の開設や広域避難者の人員整理等のため職員を派遣。県は、必要に応じて支援のための職員を派遣 ・ 受入市町村は、必要に応じて受入避難所の開設準備を実施
避難指示の発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難実施市町村は、住民に対し避難指示の発令に併せて、受入市町村及び一時集結地を指示
広域避難の開始時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入市町村は、受入避難所を開設 ・ 広域避難者は、避難を開始
一時集結地の集合時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難者は、一時集結地に一旦集合 ・ 避難実施市町村は、一時集結地において広域避難者の人員整理、誘導案内等を実施 ・ 受入市町村は、避難実施市町村と連携して広域避難者の受入避難所を決定し、広域避難者に指示
避難所への避難時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難者は、指示された受入避難所へ各自で避難を開始 ・ 受入市町村は、受入避難所で広域避難者の受入れを実施

(3) 広域避難者の受入先

広域避難（災害対策基本法第61条の4第3項の規定による滞在及び同法第86条の8第1項に規定する一時的な滞在をいう。）の受入調整については、同一県内の市町村への避難を基本とするが、火山活動の状況、地理的要因、避難者の希望等から、県外への避難が必要な場合には、各県が相互に協力し、避難者の受入を行う。

なお、火口位置や噴火の状況により予定した避難路が使用できなくなることも想定されること、降灰にあっては影響範囲が噴火後でなければ判明しないことから、本計画においては、事前の避難先は定めずに必要に応じて、各県や合同会議において調整する。

(4) 融雪型火山泥流、降灰、小さな噴石、降灰後土石流からの避難

溶岩流等以外の噴火現象（融雪型火山泥流、降灰、小さな噴石、降灰後土石流）の避難方法については、原則として第2編 2章 4. 噴火現象別の避難の考え方に示すとおり、融雪型火山泥流にあっては高所・高台や近隣の堅牢な建物に、降灰にあっては降灰に耐える近隣の堅牢な建物に、降灰後土石流にあっては通常の土砂災害に対して指定された避難場所に、それぞれ避難（小さな噴石に対しては、屋内退避）する。

ただし、融雪型火山泥流にあっては、積雪量を把握した上で、融雪型火山泥流のドリルマップにおける危険度区分において事前の避難が必要な区域とされているエリアでは噴火前に立ち退き避難が必要となる。

また、大量の降灰などにより住民に危険が及ぶおそれがある場合は、避難実施市町村等の判断により避難実施市町村外へ広域避難することもある。その場合は、溶岩流等の広域避難者の受入に係る基本的な考え方を準用する。

なお、火山活動により大規模な地形変化が生じると通常の土砂災害に対して指定された避難場所に危険が及ぶ可能性も否定できないため、このような場合に避難指示を発する際、市町村は、最新の情報に注意する。

第3編 第3章

2. 避難行動要支援者等への避難支援

2. 避難行動要支援者等への避難支援

2-1 情報伝達について

避難行動要支援者への情報伝達について、在宅者に係る各機関の対応事項を表 3-1 5 に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3-1 5 避難行動要支援者への情報伝達に係る各機関の対応事項 (1/4)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築 (通信手段、巡回体制等) ・町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築 ・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知、啓発
国	<ul style="list-style-type: none"> ・火山防災情報の共有化システムの構築
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難基本計画の周知 ・情報伝達手段の整備 (日常利用機器等の活用検討) 例) 聴覚障害者: F A X、携帯電話メール、テレビ放送 (文字放送など)、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害者: 受信メールを読み上げる携帯電話 手が不自由な障害者: フリーハンド用機器を備えた携帯電話
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ ・第1次避難対象エリア内に情報伝達 (避難準備) ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・「解説情報 (臨時)」等の避難実施市町村への伝達
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援等関係者との情報伝達体制の確認 ・関係機関への情報伝達 ・報道機関への情報提供
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じ、協議会の開催 (情報の集約、共有及び広報、発信) ・報道機関への情報提供

表 3-15 避難行動要支援者への情報伝達に係る各機関の対応事項 (2/4)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル3	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ ・ 第1次避難対象エリア内に情報伝達（避難・安否確認） ・ 第2次避難対象エリア内に情報伝達（避難準備） ・ 第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達（避難準備） ・ 状況に応じ、避難指示の発令 ・ 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・ 市町村内全域への広報 ・ 福祉避難所への情報伝達（開設等） ・ 防災行政無線、広報車や町内会等を通じて避難行動要支援者に避難準備の呼びかけ
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等による広報 ・ 問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・ 報道機関への情報提供
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） ・ 報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火警戒レベル4	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次避難対象エリア内に情報伝達（避難・安否確認） ・ 第3次避難対象エリア内に情報伝達（避難行動要支援者の避難・安否確認） ・ 状況に応じ、避難指示の発令 ・ 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・ 市町村内全域への広報 ・ 福祉避難所への情報伝達（開設等） ・ 警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令） ・ 防災行政無線、広報車や町内会等を通じて避難行動要支援者に避難準備の呼びかけ
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等による広報 ・ 問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・ 報道機関への情報提供
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の集約、共有及び広報、発信 ・ 報道機関への情報提供（記者会見等）

第3編 第3章

2. 避難行動要支援者等への避難支援

表 3-15 避難行動要支援者への情報伝達に係る各機関の対応事項 (3/4)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル5	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達（避難準備） ・ 状況に応じ、避難指示の発令 ・ 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・ 市町村内全域への広報 ・ 福祉避難所への情報伝達（開設等） ・ 警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令） ・ 防災行政無線、広報車や町内会等を通じて避難行動要支援者に避難準備の呼びかけ
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等による広報 ・ 問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・ 報道機関への情報提供
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の集約、共有及び広報、発信 ・ 報道機関への情報提供（記者会見等）
噴火開始直後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じ、避難指示の発令 ・ 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・ 市町村内全域への広報 ・ 福祉避難所への情報伝達（開設等） ・ 防災行政無線、広報車や町内会等を通じて避難行動要支援者に避難準備の呼びかけ
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等による広報 ・ 問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知 ・ 報道機関への情報提供
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の集約、共有及び広報、発信 ・ 報道機関への情報提供（記者会見等）

表 3-15 避難行動要支援者への情報伝達に係る各機関の対応事項 (4/4)

実施主体	対応事項
噴火状況判明後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状況に応じ、第4次から第6次避難対象エリア内に情報伝達（避難準備及び避難） ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・状況に応じ、避難指示の発令 ・防災行政無線、回覧板、広報誌の配布、ホームページ等による生活関連情報の広報 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の見通し、被害状況、応急・復旧活動等の広報 ・報道機関への情報提供
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約、共有及び広報、発信 ・報道機関への情報提供（記者会見等） ・報道機関を通じた避難行動要支援者の避難情報の提供

2-2 避難行動要支援者への避難支援の分類

避難行動要支援者への避難支援について、まずは表 3-16 のとおり施設別に必要な対応等を整理する。

表 3-16 避難行動要支援者への避難支援の整理

分類	必要な行動	対応	対応者
病院・福祉介護施設	入院・入所者の避難 搬送 その他必要な行為	避難（確保）計画 BCP策定	施設管理者
在宅医療・在宅介護	福祉避難所等への 避難 避難搬送	避難行動要支援者 名簿の整備 個別避難計画	市町村 避難行動要支援者
※外来通院のみの避難行動要支援者を含む		避難（確保）計画 BCP策定	（通院・通所の場合） 事業者

※在宅医療者・在宅介護者については、避難が必要な時期に通院・通所中であれば事業者が、在宅中であれば、市町村又は個別避難計画に定める支援者が、当該避難行動要支援者の支援を行う。

2-3 火山災害時の避難行動要支援者等の避難について

溶岩流等の噴火現象（降灰を除く）からの避難では、各現象の到達前に影響範囲から立ち退く必要があるが、入院患者等の移動は大きな負担となる場合もあり、医療関係者の慎重な判断を要する。

表 2-8 及び表 2-9 に定める避難行動要支援者の避難開始基準は、在宅の避難行動要支援者の例を示したものであり、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。

また、避難行動要支援者等の円滑な避難のため、市町村は、第3次避難対象エリアから内側に位置する活動火山特別措置法施行令第1条第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院（入所）施設を有する施設について、避難促進施設への指定を検討する。

なお、前述以外の医療機関・社会福祉施設を避難促進施設に指定することを妨げない。

2-4 避難確保計画の作成について

医療機関や社会福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）の施設管理者が、避難確保計画を作成するにあたっては、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（令和4年3月内閣府（防災担当）」や市町村が作成する避難確保計画のひな形（以下「避難確保計画作成の手引き等」という。）を参考とするとともに、所在市町村の地域防災計画との整合を図る必要がある。

また、避難確保計画作成の手引き等に記載する事項の他、社会福祉施設等が避難対策にあたって検討すべき事項を表 3-17 に記載する。

表 3-17 社会福祉施設等が検討すべき事項（例）

<ul style="list-style-type: none">・ 避難にあたっては、施設職員も避難対象者であることを認識し、入院患者等だけでなく職員の避難時間を確保することについて・ 突発的な噴火発生により避難が間に合わない可能性が生じた際の緊急安全確保について・ 緊急時の連絡体制について (従業員の参集、入院・入所者等（その家族を含む）への連絡体制)・ 施設のスリム化について（緊急時の家族への引き渡しの可否や転院先についての検討）・ 診療やサービス停止時期及び停止時の連絡について (所管の保健所及び救急指定病院は消防本部等の関係機関への連絡体制)・ 緊急時の避難（転院搬送）に関する入院入所者もしくは親族からの事前承諾について・ 避難開始時期について (入院患者等が避難車両への乗車に要する時間等から逆算し判断、実際に入院患者等を移動させることが困難な場合、エレベーターの定員や一人あたりの移動時間から全員を施設外に移動させるために必要な時間を推計)・ 備蓄品について (医薬品や食料品だけでなく、降灰時に備え空調機器のフィルター等も備える)・ カルテ等の患者情報のバックアップ及び持ち出し方法について・ 系列施設等へ緊急時の避難（転院）を行うことについて・ 避難（転院）時に必要となる車両数について (緊急時に使用可能な車両台数には限りがあるため、施設の車両、介護タクシー、福祉タクシー等の活用も含め検討)・ 緊急時の避難先や避難車両の確保に向けた協定等の締結について・ 支援が必要となる人的資源、車両の数量について・ 支援が必要となる場合にあつては、平時における情報の共有方法について・ 避難訓練の実施方法について
--

第3編 第3章

2. 避難行動要支援者等への避難支援

なお、通院・通所型の施設にあつては、遅くとも地域ごとに定められた避難行動要支援者の避難開始基準までに施設を閉鎖し、利用者を避難させる。

入院・入所施設を有する施設においては、これらの閉鎖した通院・通所型の施設の医療スタッフや介護用車両等を緊急時の応援体制に組み込むことについて、平時から関係機関と協議、調整を行う。

表 3-18 避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル4	第2次及び第3次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル5（噴火前）	第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火開始直後	第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火状況判明後	溶岩流の流下が見込まれる範囲

なお、病院施設の噴火警戒レベルに応じた対応例を表 3-19に示す。社会福祉施設においても、これらの例を参考として、到達が見込まれる噴火現象や利用者の特性に応じて避難開始時期を検討する。

表 3-19 病院施設の対応例

【山体の近くに位置する施設の例】

噴火警戒レベル		警戒体制	基本方針	
レベル	キーワード		外来(透析含む)	手術
5	避難	避難	中止	中止
4	高齢者等避難	避難開始	中止	中止
3	入山規制	入院制限	制限(緊急を要する患者のみ対応)	制限(緊急を要する患者のみ対応)
噴火警戒レベル1 「火山の状況に関する解説情報(臨時)」		—	通常体制	通常体制
1	活火山であることに留意	通常体制	通常体制	通常体制

上記は、山体に近いエリア（概ね、第2次～第4次避難対象エリア）を想定したものであり第5次及び第6次避難対象エリア内に位置する施設の対応例は以下に示す。

【噴火後5～7日程度で溶岩流が到達する可能性がある地域に位置する施設の例】
赤枠の中は、施設の立地条件に応じて検討する。

噴火警戒レベル		警戒体制	基本方針	
レベル	キーワード		外来(透析含む)	手術
5	避難	(1～2日以内に溶岩流が到達する可能性が高まった場合) 避難開始	中止	中止
		(噴火後、溶岩流の流下範囲内となる可能性が判明した場合) 入院制限	制限(緊急を要する患者のみ対応)	制限(緊急を要する患者のみ対応)
		(噴火後、溶岩流の流下範囲が特定されるまでの間) 情報収集体制	通常体制	通常体制
4	高齢者等避難	情報収集体制 (状況に応じて、避難を開始した施設の入院入所者の受入を検討)	通常体制	通常体制
3	入山規制	情報収集体制	通常体制	通常体制
噴火警戒レベル1 「火山の状況に関する解説情報(臨時)」		—	通常体制	通常体制
1	活火山であることに留意	通常体制	通常体制	通常体制

避難行動要支援者の避難について、特に噴火前や噴火開始直後に予備的に避難を行う場合は、必ずしも影響範囲外まで立ち退かなくとも、図 3-14 のように移動用車両を待機させ、速やかに避難できる体制への移行も含むものとする。

また、溶岩流が到達しないことが見込まれる高台への避難も効果的である。

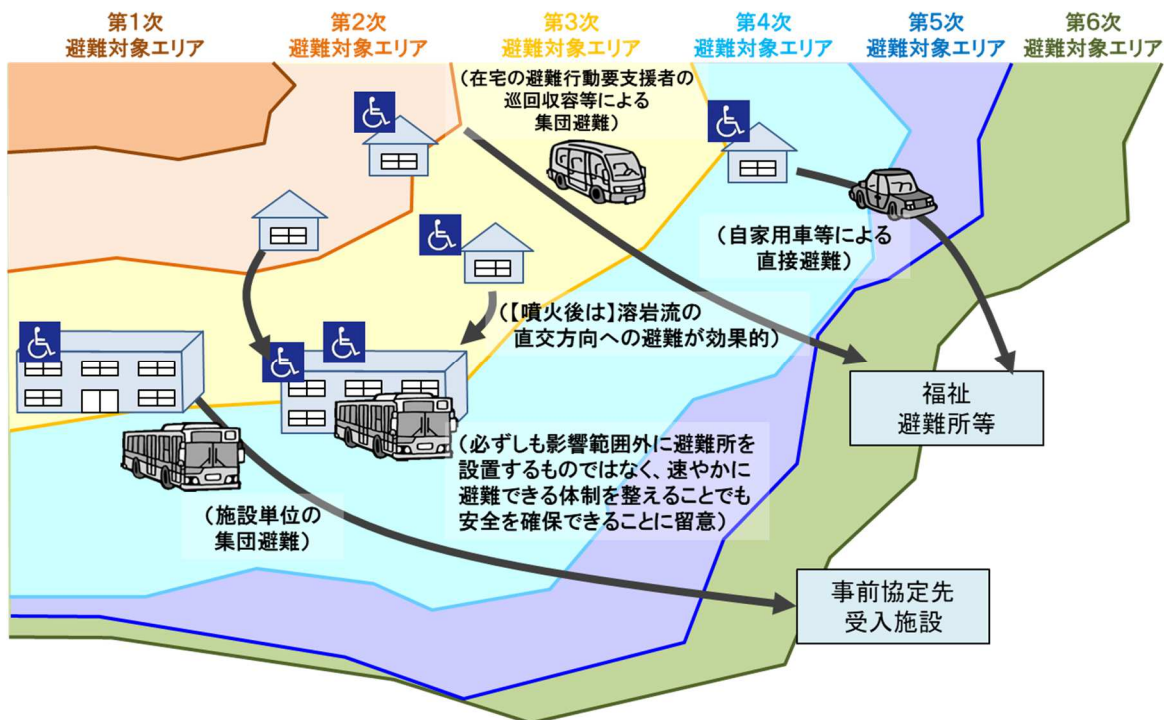


図 3-14 避難行動要支援者等の避難イメージ

また、避難先の調整や入所者の搬送に時間を要する場合には、まずは安全を確保することが最優先であるため、図 3-15 を参考に中継ポイントを設置し、入院患者等及び施設職員を避難させてから転院・避難先を確保することを検討する。

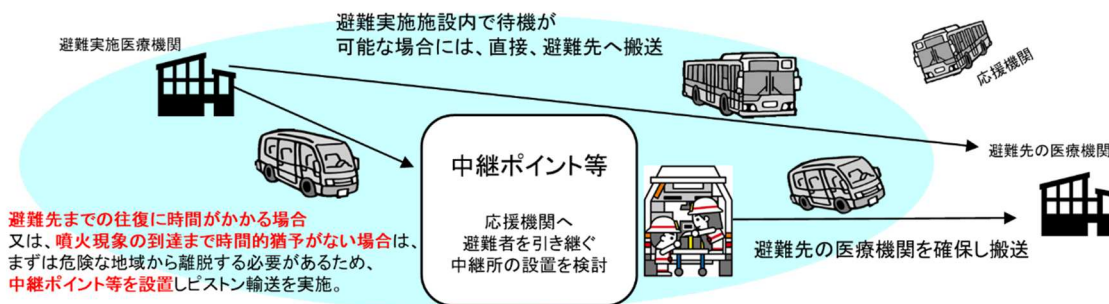


図 3-15 避難行動要支援者搬送の中継ポイント設置のイメージ

噴火開始直後、第5次、第6次避難対象エリアや更に外側に位置する施設を、図 3-16 を参考に中継ポイントや一時的な転院先（以下「中継ポイント等」という。）とすることを検討する。

第5次、第6次避難対象エリアでは、原則、噴火前の立ち退き避難は行わず、噴火の状況に応じた避難対応となるため、噴火開始直後に他施設からの避難者を受け入れた避難行動

要支援者関連施設において、火山活動の状況によっては、後日、当該施設においても避難が必要となる可能性があることに留意する。

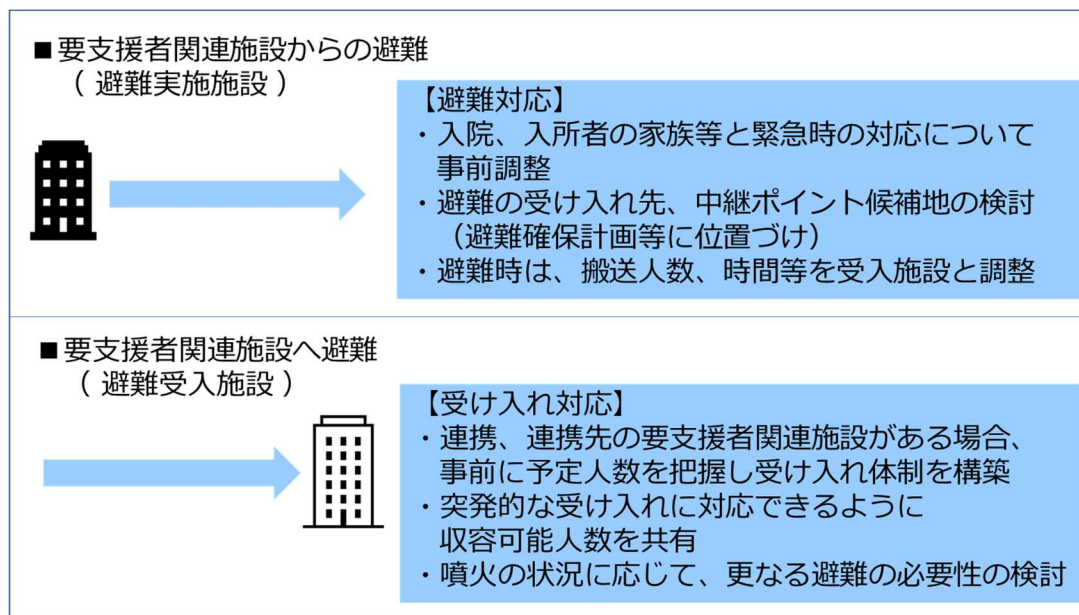


図 3-16 避難実施施設と避難受入施設のイメージ

予め避難先の施設を検討する際は、系列施設及び同種類似施設、市町村の指定緊急避難所を検討し、複数の施設を避難先の候補とし、噴火の状況や避難者の人数に応じて対応できるように検討しておくことが重要である。

また、避難確保計画や避難先の検討結果に基づいた避難訓練を実施し、想定どおりに避難が可能か検証し、必要に応じて計画等の見直しを繰り返す必要がある。

第3編 第3章

2. 避難行動要支援者等への避難支援

2-5 在宅の避難行動要支援者への避難支援

(1) 基本的な考え方

避難実施市町村は、平時において、避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、関係者（町内会等、消防団、民生委員、福祉タクシー事業者、地元企業等）と連携して避難支援体制の構築に努める。

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の段階では、避難実施市町村は、噴火警戒レベルが3へ引き上げられる場合に備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。また、避難行動要支援者の避難開始にあたり、福祉避難所を開設し、個別避難計画に基づく避難支援を行う。

(2) 各機関の対応

在宅の避難行動要支援者の避難支援に係る各機関の対応事項を表 3-20に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3-20 避難行動要支援者の避難支援に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）	
避難実施市町村	・避難行動要支援者名簿の作成 ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成 ・関係者と連携した避難支援体制の構築
県	・避難実施市町村の避難行動要支援者個別避難計画の集約
県・避難実施市町村	・避難基本計画の周知 ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整
噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））	
避難実施市町村	・避難行動要支援者及び避難支援等関係者への避難準備の連絡 ・福祉避難所への情報伝達（開設準備等の要請） ・避難行動要支援者の輸送準備
県	・避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
噴火警戒レベル3、4、5、噴火状況判明後	
避難実施市町村	・避難対象者及び関係者への避難の連絡（避難指示） ・福祉避難所への情報伝達（開設等の要請） ・避難行動要支援者の輸送
県・避難実施市町村	・避難行動要支援者の避難に係る受入調整

2-6 社会福祉施設等への避難支援体制の構築

(1) 基本的な考え方

社会福祉施設等は、平時において、入所者・入院患者の避難（確保）計画を予め作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設・機関や輸送手段を確保するなどしておく。具体的には、影響範囲外にある施設と入所者・入院患者の受入れに関する協定を予め締結するなど、避難先を確保しておくことが望ましい。避難先となる施設を確保できない場合は、ホテル・旅館等への避難も検討する。噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の段階では、社会福祉施設等は、噴火警戒レベル3への引き上げに備え、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。

県及び避難実施市町村は、社会福祉施設等から支援要請があったときは、避難先となる施設や輸送手段の確保について支援を行う。

(2) 各機関の対応

社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援に係る各機関の対応事項を表 3-2 1 に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3-2 1 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）	
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 ・社会福祉施設等の避難（確保）計画の策定支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施施設の避難（確保）計画の集約
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の避難（確保）計画の策定 ・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保 ・関係機関と連携した避難訓練の実施
噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等への避難準備の連絡
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
県、避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段及び避難先施設や輸送手段の確保支援
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者・入院患者の輸送準備 ・避難先施設への受入準備の連絡
噴火警戒レベル3、4、5、噴火状況判明後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等への噴火警戒レベル引き上げの情報伝達
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の避難（確保）計画に基づく入所者・入院患者の避難

第3編 第3章

2. 避難行動要支援者等への避難支援

2-7 降灰時における社会福祉施設等の対応

これまでは、社会福祉施設等における溶岩流等（大きな噴石、火砕流等及び溶岩流）からの避難の基本的な考え方を記したが、降灰の影響のみを受ける場合の対応について記載する。

降灰そのものにより直ちに生命が危険に晒されるものではないため、降灰からの避難は、施設内での屋内退避を原則とする。

火山災害においては、噴火までの時間的猶予を事前に把握することができず、入院患者等を搬送中に大規模な降灰が発生した場合、移動が困難となるリスクがあることに留意する必要がある。

降灰の影響は、停電や断水、物流の停滞による物資不足等が想定されるが、移動中に立ち往生してしまうリスクと比較すると入院患者等への影響が少ないと考えられるため、原則として屋内退避とし、必要に応じて救助、救援を待つこととする。

なお、屋内退避に備え平時から次の事項を検討する。

備蓄物品の充実強化
噴火発生後、1週間程度、当該施設内での生活が可能となるよう医薬品、食料品、飲料水等に加え、降灰時にはエアフィルターなどの空調関連物品の備蓄も必要となる。
非常用電源の確保
降灰の影響で停電が発生する可能性があるため、このような場合に備えて非常用電源を確保する必要がある。備蓄物品と同様に1週間程度、当該施設内における必要な機器類の電源をまかなえるようにすることが望ましい。
空調整備への備え
空調機器の室外機から火山灰が入り込むとフィルターの目詰まりや故障により、使用できなくなる可能性があるため、屋根や囲いを設置し、降灰の影響を軽減する措置を講ずる。
施設のスリム化を検討
緊急時の円滑な避難体制を構築するため、噴火警戒レベルが引き上げられた際の新規入院患者の受入停止、診療停止、関連施設への転院、家族への引き渡しの可否等について、平時から検討を行う。

3. 学校・児童関連施設の避難対策について

(1) 基本的な考え方

本計画においては、幼稚園、保育所、小学校及び中学校等の施設（以下「学校・児童関連施設」という。）について、基本的な避難対策を次のとおりとする。

まず、市町村は第4次避難対象エリアから内側に位置する学校・児童関連施設のうち、活動火山対策特別措置法施行令第1条第2項第1号及び第7号の施設について、市町村は避難促進施設への指定を検討する。

なお、第5次及び第6次避難対象エリア内の学校・児童関連施設を避難促進施設に指定することを妨げるものではない。

また、避難確保計画の策定にあたっては、避難確保計画作成の手引き等を参考とする。

学校・児童関連施設における基本的な避難の流れは以下のとおり。

- ・第1次から第6次避難対象エリア内の全ての学校・児童関連施設において、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。
- ・休校後は、各施設の立地条件に応じて、保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡し方法を検討する。
- ・引き渡し後は、各学校・児童関連施設において情報収集及び今後の対応について確認を行う。

ただし、第5次及び第6次避難対象エリア内の学校・児童関連施設にあつては、避難所の指定状況、ハザードマップにおける溶岩流到達の可能性の有無、降灰の影響等を加味して施設管理者が、その対応を判断することを妨げない。

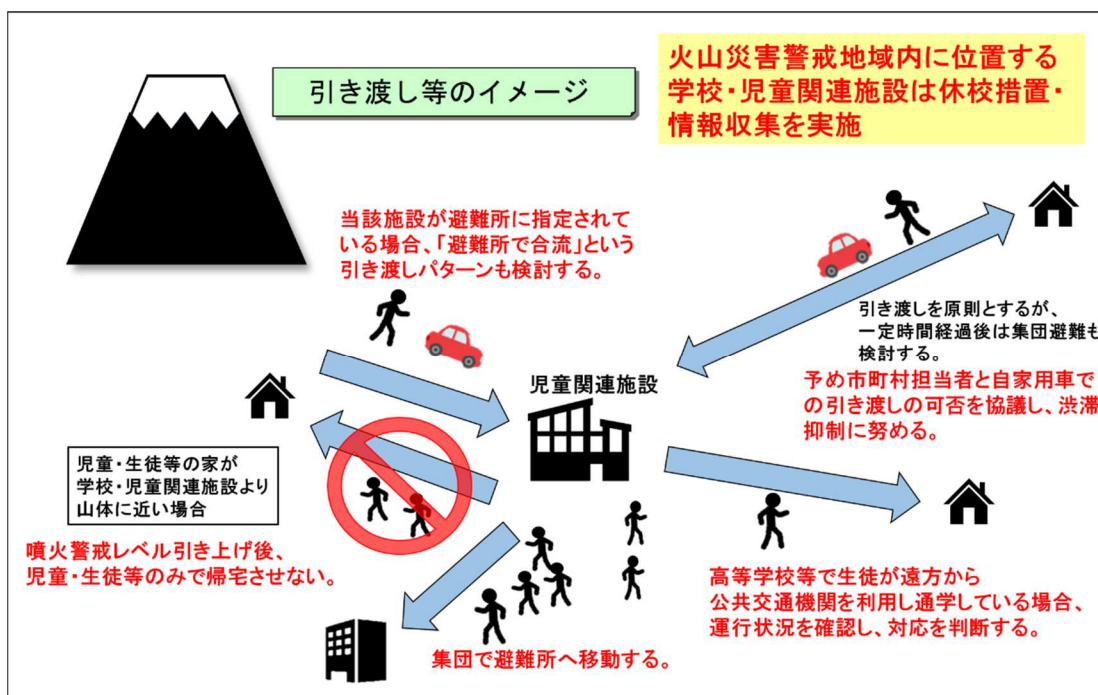


図 3-17 引き渡し等のイメージ

第3編 第3章

3. 学校・児童関連施設の避難対策について

(2) 各機関の対応

学校・児童関連施設の避難に係る各機関の対応事項を表 3-2 2 に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3-2 2 学校・児童施設の避難に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知、啓発 ・避難基本計画の周知 ・学校・児童関連施設の避難(確保)計画の策定支援 ・噴火発生後の教育継続について(学校・児童関連施設の被災や児童・生徒の通学が困難となった場合の対応を検討)
学校・児童関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・児童関連施設の避難(確保)計画の策定 ・緊急時の連絡手段の確保 ・緊急時の安全確保先の確保 ・避難訓練の実施
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・各所管部局への噴火警戒レベル等の連絡 ・各所管部局から各施設への噴火警戒レベル等の連絡
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
学校・児童関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・休校の手続き確認及び準備 ・保護者への連絡準備
噴火警戒レベル3	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・各所管部局への噴火警戒レベル等の連絡 ・各所管部局から各施設への噴火警戒レベル等の連絡
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
学校・児童関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・休校の実施 ・保護者への連絡及び引き渡し ・立地条件によっては、直ちに避難を実施し、避難先で引き渡し
噴火警戒レベル4、5、噴火直後、噴火状況判明後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・各所管部局への噴火警戒レベル等の連絡 ・各所管部局から各施設への噴火警戒レベル等の連絡
学校・児童関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の状況によっては、速やかに児童・生徒等を避難誘導 ・(避難した場合)安否情報、避難先を保護者へ周知

このほか、学校・児童関連施設では表 3-2 3 に示す例を参考として、平時から立地条件に基づき児童・生徒等の安全対策を検討する。

表 3-2 3 学校・児童関連施設が検討すべき事項（例）

- ・ 避難にあたっては、教職員も避難対象者であることを認識し、児童・生徒等だけでなく教職員の避難時間を確保すること
- ・ 当該学区内の今後の安全状況の見込み（そのまま自宅への帰宅可否等の情報）
- ・ 突発的な噴火発生により引き渡しに間に合わない際の緊急安全確保
- ・ 緊急時の連絡体制（職員の参集、保護者への連絡体制）
- ・ 一定時間経過後、引き渡し予定場所からの避難先（避難するタイミング、避難時期）
- ・ 児童・生徒等が遠隔地へ避難した場合の連絡方法
- ・ （当該施設が避難所に指定されている場合）授業等の再開の時期
- ・ 引き渡し訓練の実施方法

なお、保護者への引き渡し完了前に噴火が発生してしまった場合は、市町村から出される情報に従い、速やかに児童・生徒等を避難させる必要がある。

このような場合であっても、落ち着いて児童・生徒等の避難誘導ができるよう次の事項に留意する。

- ・ 溶岩流の流下範囲となる可能性がある場合、落ち着いて近隣の高台や流下方向に対して直交方向に避難
- ・ 溶岩流の流下範囲となる場合を除き、降灰時は建物内で安全を確保
- ・ 屋外に出て溶岩流からの立ち退き避難を行う場合、児童・生徒等にヘルメットやゴーグル等を着用させ安全を確保
- ・ 降灰が生じている場合、体育館の屋根が損傷する可能性があるため、校舎内に退避
- ・ 呼吸系の疾患がある児童・生徒等は、火山灰の影響により症状が悪化する可能性があることに留意

4. 避難対策上、考慮すべき施設について

本計画では、道路などの限られた地域の防災資源を効果的に活用し、逃げ遅れを防ぐ方法を検討するとともに、生活基盤が影響範囲外にある観光客等や、地元を離れても生計が維持できる住民に対しては、噴火前の自主的な分散避難を呼びかけることとしている。

これらの取り組みに加えて、第4次避難対象エリア内に位置する大規模事業所の従業員の帰宅時期について、市町村は、平時から調整を行うことが重要である。帰宅による渋滞の影響を抑制するためには、避難行動要支援者の避難時期と多くの事業所の閉鎖時期が重複しないよう配慮する必要がある。

各事業所は、従業員も避難者（帰宅による地域からの離脱も含む。）であることを認識し、従業員の安全を確保し、また、帰宅困難者とならぬよう避難対策を講じる。

また、当該事業所が閉鎖された後、避難所として活用する余地がある場合には、市町村は、その利用について当該事業所との協定締結や協力体制の構築を検討する。

5. 観光客・登山者等への避難支援

本計画では、円滑な避難の実現のため、観光客等の富士山周辺以外に生活拠点を有する者については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入域した手段によることとした。

表 3-24 観光客・登山者等の避難（帰宅）時期

避難開始時期	属性	備考
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	登山者	下山指示 五合目から上の登山者に限る。
噴火警戒レベル3	登山者	入山規制の実施
	観光客・別荘利用者・ 来域者	帰宅の呼びかけ

観光関連事業者は、観光客等の安全だけでなく従業員の避難完了までの時間を考慮する必要があるため、表 3-24 のとおり基準を設定した。

また、開山期は、マイカー規制のため、自家用車が使用できず下山までに時間を要する可能性があることを考慮し、噴火警戒レベル1の場合において「解説情報(臨時)」が発表された時点で、市町村長は、五合目から上の登山者に対して下山指示を発する。

さらには、第4次避難対象エリア内までの観光客等に対しては、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で、帰宅を呼びかける。

これは、噴火警戒レベルが4に引き上げられると、一部地域では、交通規制、渋滞抑制のための移動手段の制限、避難行動要支援者の避難などが開始されることを考慮し、観光客等が制約なく移動可能な段階で帰宅を呼びかけ、帰宅困難者の発生を抑制するためである。

なお、国、県及び市町村は、国内外から訪れる多くの観光客等に対し、ホームページや報道機関を通じた広報を実施するほか、観光事業者(観光施設、宿泊施設等)、観光協会、旅行代理店や輸送事業者等に協力を要請して、観光拠点(観光地や観光施設等)や主要駅等での広報を実施することにより、必要な情報を周知する。

また、噴火警戒レベルが3～5に引き上げられたまま、噴火には至らず長期間が経過する場合には、協議会を開催し火山活動の状況を参考に、その後の対応を検討する。

(1) 各機関の対応

観光客等への情報伝達に係る各機関の対応事項を表 3-25 に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3-25 観光客等への情報伝達に係る対応事項 (1/4)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 山小屋組合等との情報伝達体制の構築 宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進
県	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施市町村における山小屋組合等との情報伝達体制の把握 富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発 山小屋組合等への避難基本計画の周知
国	<ul style="list-style-type: none"> 火山防災情報の共有化システムの構築 国内外への情報発信体制の構築
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 観光客・登山者への避難基本計画の周知
噴火警戒レベル1 (火山活動に異常が認められ「火山の状況に関する解説情報」が発表された場合)	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 山小屋組合等への「火山の状況に関する解説情報」等の伝達 関係機関との情報伝達体制の確認
県	<ul style="list-style-type: none"> 「火山の状況に関する解説情報」等の避難実施市町村への伝達 報道機関への情報提供
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 観光客・登山者への周知 関係機関への情報伝達 問い合わせ窓口の設置について検討
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> 観光客・登山者への火山活動状況の情報提供
協議会	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） 報道機関への情報提供
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 山小屋組合等への「解説情報 (臨時)」等の伝達及び五合目から上に滞在する登山者へ下山指示 関係機関と連携し、登山者の避難に必要な対応
県	<ul style="list-style-type: none"> 「解説情報 (臨時)」等の避難実施市町村への伝達 報道機関への情報提供
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 五合目から上の登山者へ下山指示の周知 関係機関への情報伝達 問い合わせ窓口の設置 必要に応じて、登山者の避難のための車両を手配
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> 観光客・登山者への火山活動状況の情報提供
協議会	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） 報道機関への情報提供

表 3-25 観光客等への情報伝達に係る対応事項 (2/4)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル3	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入山規制の実施 ・ 山小屋組合等へ避難状況の確認 ・ 第1次避難対象エリアへの避難指示の発令、安否確認 ・ 第4次避難対象エリアから内側に滞在する観光客等へ早期帰宅の呼びかけ ・ 別荘地への管理会社等を通じ、別荘利用者へ帰宅の呼びかけ ・ 観光施設等に対し、観光客への入山規制及び帰宅の呼びかけ依頼 ・ 警察、消防、事業者等と連携し、道路や駅、登山口等への入山規制の立て看板設置及び広報車による巡回 ・ 市町村内全域への広報
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急速報メールの配信 ・ ホームページ等による広報 ・ 問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベル及び入山規制の周知 ・ 報道機関への情報提供
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光施設等における観光客への噴火警戒レベル及び入山規制の周知 ・ 山小屋スタッフ等の下山、安否確認
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路情報板等による道路利用者への情報提供 <li style="padding-left: 20px;">観光客、登山者への帰宅の呼びかけ <li style="padding-left: 20px;">今後、予定される規制状況、道路及び登山道の通行止めの周知
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） ・ 報道機関への情報提供（記者会見等）

表 3-25 観光客等への情報伝達に係る対応事項 (3/4)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル4	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次避難対象エリア内への避難指示の発令、安否確認 ・(避難行動要支援者の避難を開始する地域では) 車両での移動を控えるよう呼びかけ ・第1次～第4次避難対象エリア内の観光施設等に対し、施設の閉鎖、従業員の安全確保の呼びかけ ・警察、消防、事業者等と連携し、道路や駅、登山口等への入山規制の立て看板等の設置及び広報車による巡回 ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知(立入制限・退去命令)
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールの配信 ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者等への噴火警戒レベル及び入域を控えるよう呼びかけ ・報道機関への情報提供
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・山小屋スタッフ等の安否確認
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 観光客、登山者への帰宅の呼びかけ 今後、予定される規制状況、道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、合同会議の開催(情報の集約、共有及び広報、発信) ・報道機関への情報提供(記者会見等)
噴火警戒レベル5	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防、道路管理者と連携し、道路や登山口等への入山規制の立て看板設置及び広報車による巡回 ・車両による移動の自粛について呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知(立入制限・退去命令)
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベル及び入山規制の周知 ・報道機関への情報提供
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設等のスタッフの安否確認
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・合同会議の開催(情報の集約、共有及び広報、発信) ・報道機関への情報提供(記者会見等)

表 3-25 観光客等への情報伝達に係る対応事項 (4/4)

実施主体	対応事項
噴火開始直後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、避難指示の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令）
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火状況の伝達 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・合同会議の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） ・報道機関への情報提供（記者会見等） ・警戒区域の設定について検討
噴火状況判明後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、避難指示の発令 ・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ ・市町村内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知（立入制限・退去命令） ・帰宅が困難となった観光客等を避難所へ誘導
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置 ・帰宅が困難となった観光客等に対して避難所の案内
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の見通し、被害状況、応急・復旧活動等の広報 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・道路及び登山道の通行止めの周知
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・合同会議の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） ・報道機関への情報提供（記者会見等） ・報道機関を通じた観光客・登山者の避難情報の提供

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（解説情報（臨時））と同様の対応を行う。

(2) 山小屋組合等と連携した情報伝達

市町村は、火山活動等に異常が認められたときは、気象庁の噴火警報等を図 3-18 の情報伝達システムにより山小屋組合等に情報伝達する。また、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合、山小屋組合等へ下山指示を情報伝達し、山小屋組合や登山ガイド等に対して、登山者の速やかな下山への協力を要請する。

山梨県側と静岡県側の山小屋組合等への連絡担当市町村を表 3-26、表 3-27 に示す。

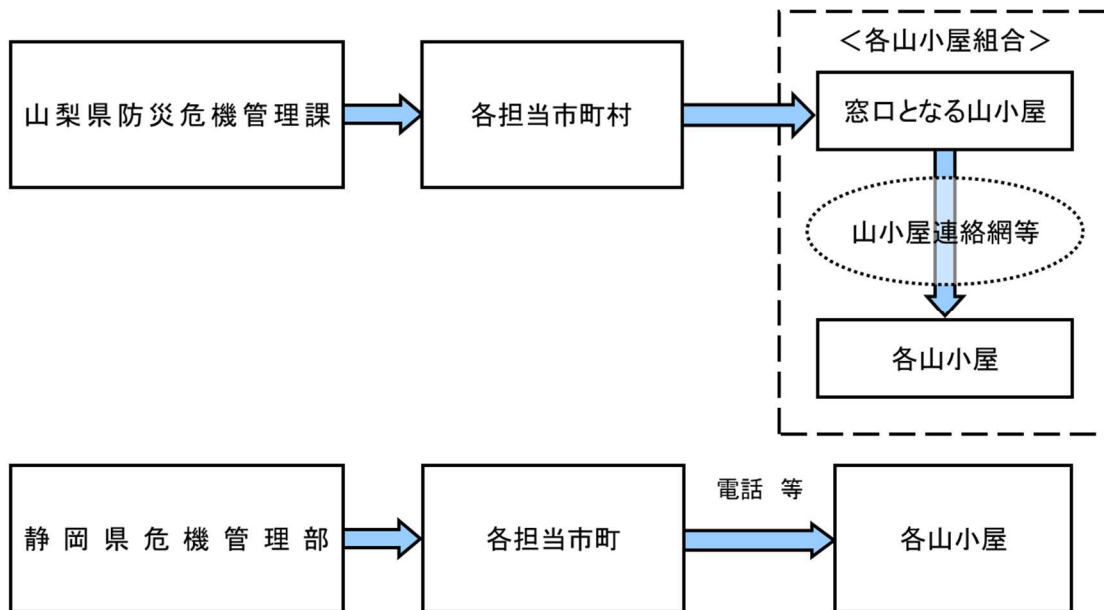


図 3-18 山小屋組合等への情報伝達系統

表 3-26 山小屋組合等への連絡担当市町村（山梨県側）

名称	窓口となる施設	施設数	担当市町村
<吉田口> 富士スバルライン 自主防災協議会	・5月～10月：五合目総合管理センター ・上記期間以外：こみたけ売店など（5月～10月外の営業期間中の営業時間のみの対応）	23 施設	富士吉田市安全対策課 （富士山火山対策室） TEL 0555-22-1111
			鳴沢村総務課 TEL 0555-85-2311
主な組合 ・富士山吉田口旅館組合 ・富士山五合目観光協会 ・富士山五合目国際観光協会			

表 3-27 山小屋組合等への連絡担当市町（静岡県側）

名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町
<富士宮口> 富士山表富士宮口登山組合	富士山表富士宮口登山組 合長	9施設	富士宮市危機管理局 TEL 0544-22-1319
<御殿場口> 富士山御殿場口山内組合	富士山御殿場口山内組 合長	5施設	御殿場市危機管理課 TEL 0550-82-4370
<須走口> 富士山須走口山内組合	富士山須走口山内組 合長	12施設	小山町防災課 TEL 0550-76-5715

※<八合目以上>に表中の3つの組合と重複する「富士山奥宮境内地組合」がある。

（参考）避難完了前に噴火が開始した場合の対応例

富士山では、火山観測網が整備されており、それらの観測結果により異常を把握できたとしても、それが噴火につながるか否か、慎重な判断が必要となる。

このため、事前の兆候が観測されてから極めて短時間で噴火に至る場合や明確な予兆を把握できない場合など、避難完了前の噴火の可能性も否定できないため、その場合の対応も想定しておく必要がある。

<登山者>

原則：山小屋関係者や登山ガイド（以下「山小屋等関係者」という。）の協力を得て、まずは近隣の山小屋建物内や岩陰等で登山者の安全を確保する。山小屋等関係者は、通信手段が確保出来る場合には、滞留者の人数や状況を把握し市町村へ報告する。

- 1.（通信手段が確保できる場合）山小屋等関係者は、市町村等と連絡をとり「火口位置」「噴火の推移」など火山活動の状況を確認
2. 火山活動が小康状態になったら、山小屋等関係者の協力を得て登山者を下山誘導
3. 下山に際しては、避難ルートや下山後の移手段の確保状況を市町村等に確認
4. 下山時は、二次被害が発生しないよう登山者に落ち着いて行動させるとともに、ヘルメットやゴーグルなど安全装備品を着用



図 3-19 噴火時の登山者避難のイメージ

<観光客、別荘利用者等(生活拠点が富士山周辺以外にある方)>

原則：解説情報(臨時)から噴火警戒レベル3までの間に帰宅

1. 避難が間に合わず滞留者、帰宅困難者が発生した場合、観光客等も避難所へ誘導する。状況により利用可能な場合は、宿泊施設等を避難所として利用することについて協力を求めるとともに、観光客等向け避難所の開設を検討する。
2. 自家用車の通行可能な路線、迂回路等の情報を提供し、観光客等の帰宅支援を実施する。
3. 噴火の状況により観光客等が自家用車を使用できない場合、又は公共交通機関で来域した場合、公共交通機関が機能している地域まで観光客等を輸送する。

6. 入山規制

(1) 基本的な考え方

市町村は、噴火警戒レベルに応じて入山規制を実施する（表 3-28）。

市町村は、噴火警戒レベルの引き上げに伴い入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客等への早期下山の呼びかけについて協力を要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客等の避難誘導を実施する。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアから外側は、エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

表 3-28 入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火開始直後	第3次避難対象エリア
噴火状況判明後	溶岩流の流下先等の必要なエリア

(2) 各機関の対応

入山規制に係る各機関の対応事項を表 3-29に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3-29 入山規制に係る対応事項 (1/3)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・入山規制の実施方法の検討 ・入山規制実施時の広報方法の検討 ・山小屋組合等への情報伝達体制の構築 ・山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・入山規制実施時の規制箇所の検討 ・関係機関との連携体制について検討
県・避難実施市町村・山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・避難実施市町村における山小屋組合等との情報伝達体制の把握 ・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発 ・県及び避難実施市町村と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・五合目から上に滞在する登山者へ下山指示 ・山小屋組合等への「解説情報 (臨時)」等の伝達 ・火山活動の状況を周知する立て看板の登山口への設置 ・関係機関との情報伝達体制の確認 ・入山規制の実施に備えた準備 (入山自粛の要請)
県	<ul style="list-style-type: none"> ・「解説情報 (臨時)」等の避難実施市町村への伝達
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客・登山者への広報 ・関係機関への情報伝達 ・報道機関への情報提供 ・問い合わせ窓口の設置
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・入山規制の実施に備えた準備
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、合同会議の開催 (情報の集約、共有及び広報、発信) ・報道機関への情報提供

表 3-29 入山規制に係る対応事項 (2/3)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル3	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次避難対象エリアの入山規制の実施 ・山小屋組合等への情報伝達 ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村への情報伝達
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ窓口の設置の検討
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報提供 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 ・噴火警戒レベル引き上げに伴い交通規制を予定している道路及び登山道の事前周知 ・道路及び登山道の通行止めの周知
警察・消防	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村と協力して、入山規制の実施及び巡回
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客・登山者への入山規制の実施の周知 ・登山者への下山の呼びかけ及び山小屋スタッフ等の下山
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） ・報道機関への情報提供
噴火警戒レベル4、5	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次避難対象エリアの入山規制の実施 ・山小屋組合等への情報伝達 ・市町村内全域への広報
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村への情報伝達
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ窓口の設置
国・県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報提供 ・報道機関への情報提供
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察・消防	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村と協力して、入山規制の実施及び巡回
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客・登山者への入山規制実施の周知 ・山小屋スタッフ等の安否確認
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動が活発化の傾向を示している場合、必要に応じ、協議会の開催（情報の集約、共有及び広報、発信） ・報道機関への情報提供

表 3-29 入山規制に係る対応事項 (3/3)

実施主体	対応事項
噴火開始直後	
避難実施市町村	・ 山小屋組合等への情報伝達 ・ 市町村内全域への広報
県	・ 避難実施市町村への情報伝達
国・県・避難実施市町村	・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報提供 ・ 報道機関への情報提供
道路管理者	・ 道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・道路管理者	・ 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察・消防	・ 避難実施市町村と協力して、入山規制の実施及び巡回
山小屋組合等	・ 観光客・登山者への入山規制実施の周知
噴火状況判明後	
避難実施市町村	・ 火山活動の状況に応じて、入山規制の実施 ・ 山小屋組合等への情報伝達 ・ 市町村内全域への広報
県	・ 避難実施市町村への情報伝達 ・ 県民への広報
国・県・避難実施市町村	・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報提供 ・ 報道機関への情報提供
道路管理者	・ 道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・道路管理者	・ 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察・消防	・ 避難実施市町村と協力して、入山規制の実施及び巡回
山小屋組合等	・ 観光客・登山者への入山規制実施の周知

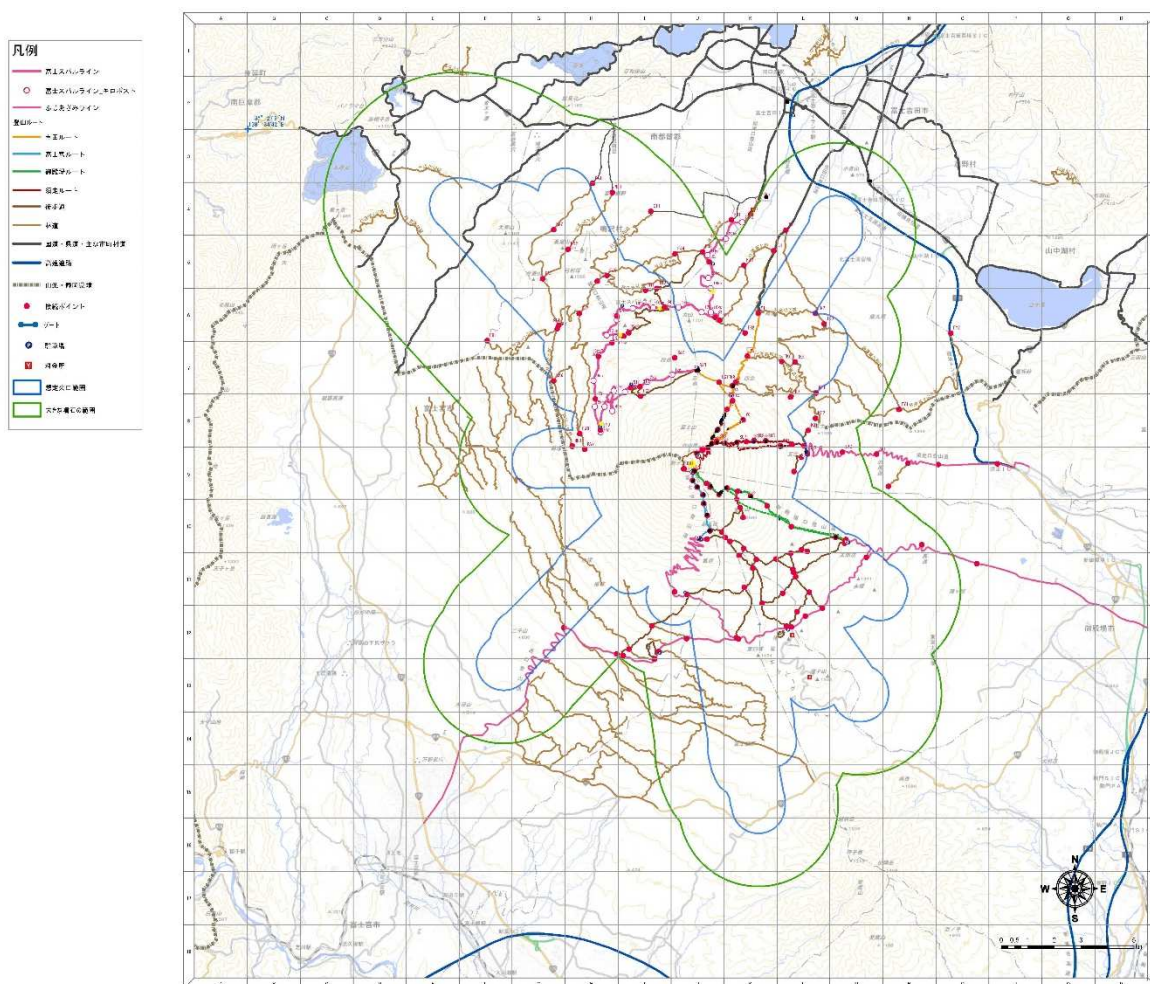
※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（解説情報（臨時））と同様の対応を行う。

(3) 観光客・登山者の避難路

協議会では、観光客・登山者の避難を円滑に実施するため、吉田、富士宮、御殿場、須走の各登山道及び山麓に広がる徒歩道、林道等を避難路として示す（図 3-20）。

なお、平時の登山等においても、登山者からの現在位置の通報や関係機関の防災対策検討に資するよう、口頭でも位置を正確に共有できるようマップを2kmメッシュで区切った（「(例) H-6 付近に火口が形成された」等）。

また、今後、関係自治体等において作成する登山者への配布用地図、案内図については本地図を基本とする。



※A2の交点（北緯35°27'9" 東経138°34'42"）を基準点とする

出典：国土地理院タイル

図 3-20 富士山噴火時避難ルートマップ

7. 警戒区域の設定

(1) 基本的な考え方

市町村長は、噴火が発生し、又は発生しようとしている場合、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは災害対策基本法第63条第1項により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

市町村は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて合同会議において協議を行う。

なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市町村は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方
<ul style="list-style-type: none">・警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。・噴火後は、リアルタイムハザードマップ等を参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市町村長が設定する。・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

(2) 各機関の対応

警戒区域の設定に係る各機関の対応事項を表 3-30 に示す。

表 3-30 警戒区域の設定に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
避難実施市町村	・ 県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定
県・避難実施市町村	・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築
警察	・ 避難実施市町村と連携して交通規制箇所（道路）の選定
警戒区域の設定検討時	
避難実施市町村	・ 市町村全体が警戒区域に設定された場合の対応の検討
警察	・ 警戒区域の設定に応じた交通規制箇所（道路）の選定
合同会議	・ 必要に応じ、避難実施市町村と警戒区域の設定に関する協議
警戒区域の設定時	
避難実施市町村	・ 警戒区域の設定 ・ 市町村内全域への広報
県・避難実施市町村	・ 山小屋組合等に対し、観光客・登山者への警戒区域の設定の周知を要請
国・県・避難実施市町村	・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者に対し、警戒区域の設定の周知 ・ 報道機関への情報提供
道路管理者	・ 警察、消防と連携した警戒区域内の管理道路の巡回 ・ 道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・消防・自衛隊	・ 警戒区域内への立入禁止措置及び巡回
山小屋組合等	・ 観光客・登山者への警戒区域設定の周知
噴火状況判明後	
避難実施市町村	・ 火山活動の状況に応じて、警戒区域の見直しを合同会議で協議
県・避難実施市町村	・ 山小屋組合等に対し、観光客・登山者への警戒区域の設定の周知を要請
国・県・避難実施市町村	・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者に対し、警戒区域の設定の周知 ・ 報道機関への情報提供
道路管理者	・ 警察、消防と連携した警戒区域内の管理道路の巡回 ・ 道路情報板等による道路利用者への情報提供
警察・消防・自衛隊	・ 警戒区域内への立入禁止措置及び巡回
合同会議	・ 火山活動の状況に応じて、警戒区域の見直しを協議

8. 広域避難路の指定及び確保

(1) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難が必要となった場合に備え、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定する（表 3-31～表 3-33、図 3-21）。

避難実施市町村は、協定等に基づく市町村外への避難に備え、広域避難ルートを検討の上、予め避難路としての指定を検討する。

表 3-31 神奈川県の大域避難路

路線名・区間		始点・終点 市町村名	
県西地域			
	東名高速道路	山北町	秦野市・中井町 (秦野中井 IC)
	国道 246 号	山北町	秦野市
	国道 255 号	松田町	小田原市
	(主) 県道 74 号 (小田原山北)	山北町	小田原市

表 3-3 2 山梨県の広域避難路

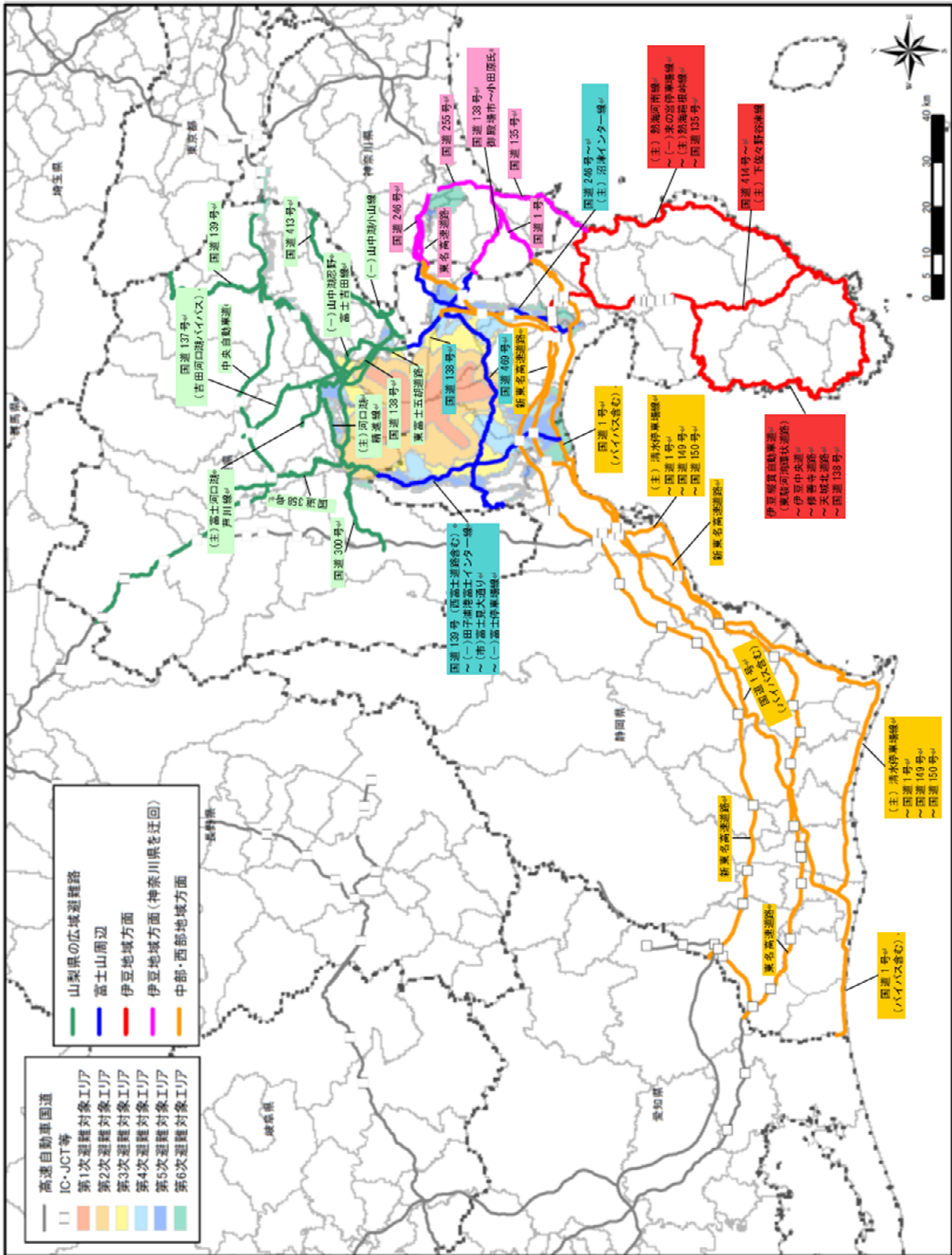
路線名・区間		始点・終点 市町村名	
富士・東部地域			
	中央自動車道	富士吉田市	上野原市 [神奈川県に接続]
	東富士五湖道路	山中湖村 [静岡県に接続]	富士吉田市 [中央自動車道(大月方面)接続]
	国道 20 号	甲州市	上野原市 [神奈川県に接続]
	国道 137 号 (吉田河口湖バイパス)	富士吉田市	笛吹市
	国道 138 号	山中湖村 [静岡県に接続]	富士吉田市 [国道 137, 139, 300, 413 号に至る]
	国道 139 号	富士河口湖町 [静岡県に接続]	小菅村 [東京都に接続]
	国道 413 号	富士吉田市	道志村 [神奈川県に接続]
	国道 358 号	富士河口湖町	甲府市
	国道 300 号	富士河口湖町	身延町
	(一) 山中湖忍野富士吉田線	山中湖村	富士吉田市 [国道 139 号に至る]
	(一) 山中湖小山線	山中湖村	山中湖村 [神奈川県に接続]
	(主) 河口湖精進線	富士河口湖町	富士河口湖町 [国道 139 号に至る]
	(主) 富士河口湖芦川線	富士河口湖町	笛吹市

表 3-33 静岡県の広域避難路

路線名・区間		始点・終点 市町村名	
富士山周辺			
国道 138 号 (バイパス含む)	小山町 [山梨県に接続]	御殿場市 [国道 1 号に至る]	
国道 139 号 (西富士道路含む) ~ (一) 田子浦港 富士インター線 ~ (市) 富士見大通り ~ (一) 富士 停車場線	富士宮市 [山梨県に接続]	富士市 [国道 1 号に至る]	
国道 246 号 ~ (主) 沼津インター線	小山町 [神奈川県に接続]	沼津市 [新東名、国道 1 号、 伊豆縦貫自動車道に 至る]	
国道 469 号	御殿場市	富士宮市	
伊豆地域方面			
伊豆縦貫自動車道 (東駿河湾環状道路) *1 ~ 伊豆 中央道 ~ 修善寺道路 ~ 天城北道路 ~ 国道 136 号	沼津市	下田市	
国道 414 号 ~ (主) 下佐ヶ野谷津線	伊豆市	河津町	
(主) 熱海函南線 ~ (一) 来の宮停車場線 ~ (主) 熱海箱根峠線 ~ 国道 135 号	函南町	下田市	
伊豆地域方面 (神奈川県を迂回) *2			
東名高速道路	小山町 (御殿場市)	大井町 [国道 255 号に至る]	
国道 246 号	小山町	松田町 [国道 255 号に至る]	
国道 255 号	松田町	小田原市 [国道 1 号に至る]	
国道 1 号	小田原市	函南町	
国道 135 号	小田原市	熱海市	
国道 138 号	御殿場市	小田原市 [国道 1 号に至る]	
中部・西部地域方面*2			
新東名高速道路	御殿場市 [国道 138 号に至る]	浜松市 [愛知県に接続]	
東名高速道路	小山町 [神奈川県に接続]	浜松市 [愛知県に接続]	
国道 1 号 (バイパス含む)	函南町 [神奈川県に接続]	湖西市 [愛知県に接続]	
(主) 清水停車場線 ~ 国道 1 号 ~ 国道 149 号 ~ 国道 150 号	静岡市 [国道 1 号から接続]	浜松市 [国道 1 号に至る]	

*1 伊豆縦貫自動車道は計画・整備中のため、供用が開始され次第、順次その区間を含めていく。

*2 伊豆地域方面 (神奈川県を迂回) 及び中部・西部地域方面の広域避難路は、状況に応じて路線を選択するものとする。



※高速道路・IC・JCT等についてはR3のデータを使用

出典：国土地理院タイル

図 3-21 広域避難路

(2) 広域避難路の確保

広域避難路の確保に係る各機関の対応事項を表 3-3 4に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3-3 4 広域避難路の確保に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
避難実施市町村	・ 個別協定等に基づく避難ルートの設定 (市町村避難計画の策定)
県	・ 避難実施市町村が設定した避難ルートの把握
協議会	・ 避難基本計画への広域避難路の設定 ・ 避難路の代替路の検討
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))	
県・避難実施市町村	・ 広域避難路 (路線) の周知 ・ 広域避難路の状況把握
噴火警戒レベル3、4、5【必要に応じて実施】	
県・避難実施市町村	・ 広域避難路 (路線) の周知 ・ 広域避難路の状況把握 ・ 移動手段の確保及び避難誘導
警察	・ 広域避難路の渋滞抑制のための誘導 (交通整理等)
道路管理者	・ 管理道路の巡回
協議会	・ 避難ルートの調整及び構成機関との合意形成 ・ 広域避難路 (路線) の広報
噴火状況判明後【必要に応じて実施】	
県・避難実施市町村	・ 広域避難路 (路線) の周知 ・ 広域避難路の状況把握 ・ 移動手段の確保及び避難誘導
警察	・ 広域避難路の渋滞抑制のための誘導 (交通整理等)
道路管理者	・ 管理道路の巡回及び応急復旧
合同会議	・ 広域避難路の被害状況の把握 ・ 公安委員会が指定する緊急交通路との調整 ・ 火山活動の状況に応じた避難ルートの見直し

9. 交通規制

9-1 道路交通規制

(1) 基本的な考え方

火山災害に係る道路交通規制の実施目的は、表 3-35 に示すとおりである。

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて表 3-36 に示す実施基準により交通規制を実施する。

なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には降灰後土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

市町村は、一般住民等の円滑な避難のため、警察・消防等と協力して避難誘導を行う。

警察は、市町村と協力して、観光客の帰宅、噴火前の自主的な分散避難及び避難行動要支援者の避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。

さらに市町村が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。

また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

なお、緊急交通路の指定にあたっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

道路管理者（国・県・市町村の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、管理道路が噴火現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

表 3-35 火山災害に係る道路交通規制の実施目的

実施時期	実施目的
噴火前	・観光客や噴火前の自主的な分散避難を行う住民の交通誘導
	・不要不急の入域自粛の呼びかけ
	・指定された警戒区域への進入防止
噴火発生後	・緊急交通路への許可車両以外の進入防止
	・被災した道路や二次災害のおそれがある道路への進入防止
	・広域避難者（車両）の交通誘導

表 3-36 交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 ・警戒レベル4に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒レベル4	第1次～第2次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 ・渋滞の抑制措置 等
噴火警戒レベル5	第1次～第3次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者用車両の優先的避難に必要な措置 ・渋滞の抑制措置 等
噴火発生後	第1次～第4次避難対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

(2) 道路使用に関する調整

緊急交通路として公安委員会が指定した道路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、緊急交通路として指定される対象路線を予め把握する（表 3-37）。

協議会は、広域避難が円滑に実施できるよう、予め関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。

また、噴火状況判明後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施にあたり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

表 3-37 緊急交通路として指定対象となる路線

県名	対象路線名
山梨県	中央自動車道（西宮線）／中央自動車道（富士吉田線）／中部横断自動車道／東富士五湖道路／国道20号／国道52号／国道137号／国道139号／国道138号／国道140号／国道141号／国道300号／国道358号／国道411号／国道413号／国道469号
静岡県	東名高速道路／新東名高速道路（連絡路含む）／中部横断自動車道／国道1号／国道246号／国道139号、西富士道路／国道52号／東富士五湖道路、国道138号BP／伊豆縦貫道（東名（沼津IC）～東駿河湾環状道路～伊豆中央道～修善寺道路～天城北道路（月ヶ瀬IC））／国道473号他（国道1号（大代IC）～富士山静岡空港～東名（相良牧之原IC））／国道473号、国道150号、臨港道路（東名（相良牧之原IC）～御前崎港）
神奈川県	神奈川県内「緊急交通路指定想定路」とされている59路線

※緊急交通路は、これらの中から災害の状況に応じて路線を選択し、指定される。

(3) 各機関の対応

道路交通規制に係る各機関の対応事項を表 3-38 に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3-38 道路交通規制に係る各機関の対応事項 (1/2)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
県・避難実施市町村	・警察、道路管理者への避難基本計画の周知
道路管理者	・噴火時等における交通規制方法の事前検討
協議会	・広域避難時の交通規制に係る調整方法の検討
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))	
県	・警察への交通規制の準備の要請
協議会	・必要に応じ、協議会の開催 (情報共有及び広報、発信)
噴火警戒レベル3	
県・避難実施市町村	・噴火警戒レベル4の発表に備え、警察への交通規制の要請
国・県・避難実施市町村	・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の伝達 ・報道機関への交通規制情報の提供
避難実施市町村・警察	・入山規制エリアにおける流入規制
道路管理者	・状況に応じ、交通規制の実施 (又は検討) ・報道機関への交通規制情報の提供 ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察	・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
協議会	・必要に応じ、協議会の開催 (交通規制情報の集約、共有及び広報、発信)

表 3-38 道路交通規制に係る各機関の対応事項 (2/2)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル4	
県	・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の伝達
県・避難実施市町村	・渋滞抑制のための交通規制を警察へ要請 ・噴火警戒レベル5発表に備え、警察への交通規制の要請
国・県・避難実施市町村	・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の伝達 ・報道機関への交通規制情報の提供
避難実施市町村・警察	・入山規制エリアにおける流入規制
道路管理者	・状況に応じ、交通規制の実施（又は検討） ・報道機関への交通規制情報の提供 ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察	・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
合同会議	・必要に応じ、合同会議の開催（交通規制情報の集約、共有及び広報、発信）
噴火警戒レベル5	
県	・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の伝達
避難実施市町村・警察	・入山規制エリアにおける流入規制 ・（必要に応じて）広域避難車両の誘導
道路管理者	・状況に応じ、交通規制の実施（又は検討） ・報道機関への交通規制情報の提供 ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察	・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
合同会議	・必要に応じ、合同会議の開催（交通規制情報の集約、共有及び広報、発信）
噴火状況判明後	
避難実施市町村	・警察と協力して、避難誘導の実施 ・道路管理者への応急復旧の要請 ・市町村管理道路の応急復旧が困難な場合、県等に応援を要請
道路管理者	・管理道路の点検 ・管理道路の破損、欠損等が生じた場合の道路通行の禁止又は制限 ・破損、欠損箇所の速やかな応急復旧 ・道路情報板等による道路利用者への交通規制、迂回路情報の提供
警察	・避難実施市町村と協力して、避難誘導及び交通規制の実施 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
公安委員会	・必要に応じ、緊急交通路の指定
合同会議	・公安委員会が指定する緊急交通路と広域避難路の調整 ・交通規制情報の集約、共有及び広報、発信

9-2 高速道路等における交通規制

(1) 基本的な考え方

円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）を対象として表 3-3 9に示す実施基準により交通規制を行う。

規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。交通規制の実施例を図 3-2 2に示す。

警察は、市町村が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。

また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 中日本」という。）は、噴火現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。

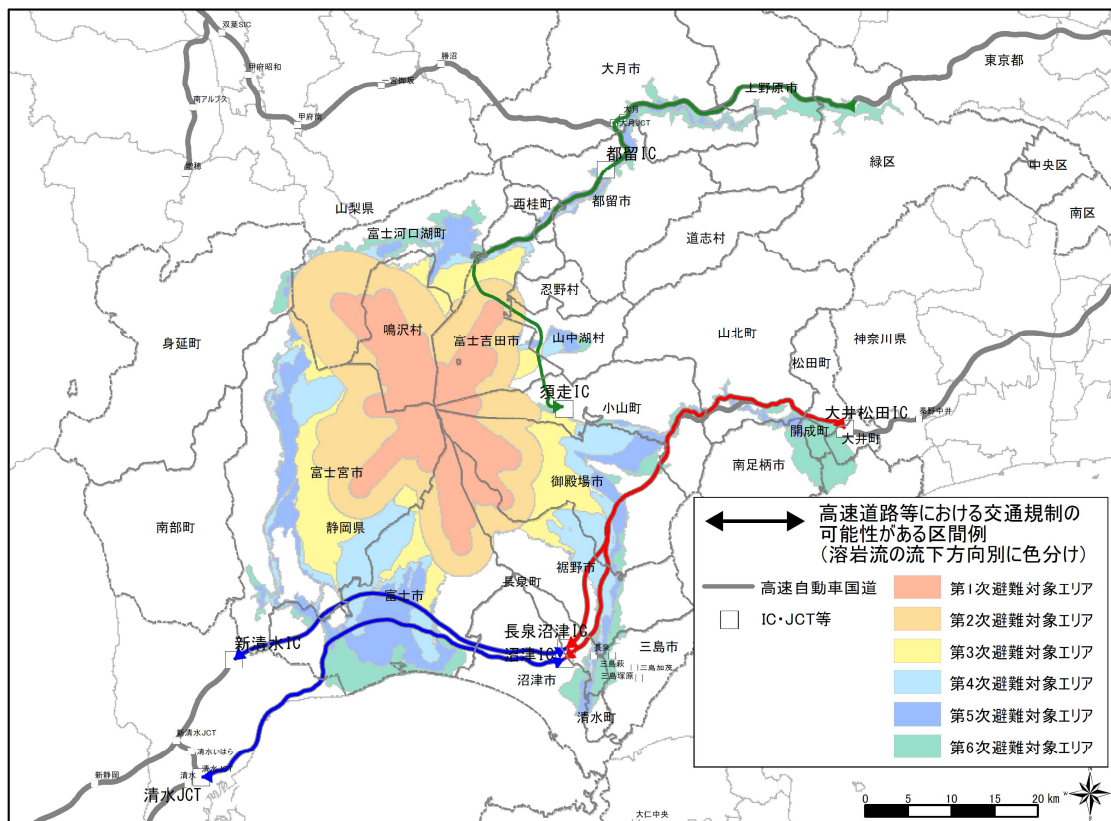
また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には降灰後土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第 1 項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

なお、高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO 中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

表 3-3 9 高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒レベル3以降	— (必要に応じて)	・影響範囲内への流入規制（不要不急の場合に限る） ・帰宅する観光客、分散避難者の交通誘導	警察
		・影響範囲内への流入規制（不要不急の場合に限る） ・火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 ・火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制	NEXCO 中日本
噴火発生後	避難指示が発令された地域を含む区間	・避難誘導のための交通規制 ・緊急交通路への一般車両の流入禁止措置	警察
		・被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）	NEXCO 中日本

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。



※高速道路・IC・JCT等については国土数値情報R3のデータを使用

出典：国土地理院タイル

図 3-2-2 高速道路等における交通規制の実施例

(2) 各機関の対応事項

高速道路等における交通規制に係る各機関の対応事項を表 3-40 に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3-40 高速道路等における交通規制に係る対応事項 (1/2)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
NEXCO 中日本	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火時等における交通規制の事前検討 ・除灰方法、道路啓開方法の検討
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の交通規制に係る調整方法の検討
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、NEXCO 中日本への火山活動状況の情報提供
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、協議会の開催 (情報共有及び広報、発信)
噴火警戒レベル3、4	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・NEXCO 中日本への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・高速道路等の規制に係る情報の確認
県、避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の周知 ・NEXCO 中日本へ避難に関する情報の提供
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住民等の避難開始に伴う交通規制 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 ・影響範囲内への流入規制 (不要不急の場合に限る)
NEXCO 中日本	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、交通規制の実施 ・報道機関への交通規制情報の提供 ・高速道路等利用者への火山状況及び交通規制情報の周知 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 ・影響範囲内への流入規制 (不要不急の場合に限る)
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、協議会の開催 (交通規制情報の集約、共有及び広報、発信)
噴火警戒レベル5	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・NEXCO 中日本への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・高速道路等の規制に係る情報の確認
県、避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等への交通規制情報の周知 ・NEXCO 中日本へ避難に関する情報の提供
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住民等の避難開始に伴う交通規制 ・広域避難車両の交通誘導 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 ・影響範囲内への流入規制 (不要不急の場合に限る)
NEXCO 中日本	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、交通規制の実施 ・報道機関への交通規制情報の提供 ・高速道路等利用者への火山状況及び交通規制情報の周知 ・日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供 ・影響範囲内への流入規制 (不要不急の場合に限る)
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制情報の集約、共有及び広報、発信 ・NEXCO 中日本との交通規制区間の調整

表 3-40 高速道路等における交通規制に係る対応事項 (2/2)

実施主体	対応事項
噴火状況判明後	
NEXCO 中日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路等の点検 ・ 破損、欠損等が生じた場合の道路通行の禁止又は制限 ・ 破損、欠損箇所等の応急復旧 ・ 合同会議での交通規制、広域迂回路に関する調整 ・ 交通規制、迂回路情報等の高速道路等利用者への情報提供 ・ 報道機関への交通規制情報の提供 ・ 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難車両の交通誘導 ・ 日本道路交通情報センター等への交通規制情報の提供
公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、緊急交通路の指定
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制情報の集約、共有及び広報、発信 ・ 公安委員会が指定する緊急交通路と広域避難路の調整

9-3 鉄道における運行規制

(1) 基本的な考え方

噴火現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、表 3-4 1 に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。

富士山周辺では、鉄道路線は第2次避難対象エリアより外側を通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。

積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には降灰後土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。

鉄道事業者は、平時において、避難基本計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベルが3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。

また、避難指示が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、バス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時合同会議（協議会）に報告する。ただし、鉄道は移動手段として使用している可能性もあることから、合同会議（協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者へ情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。

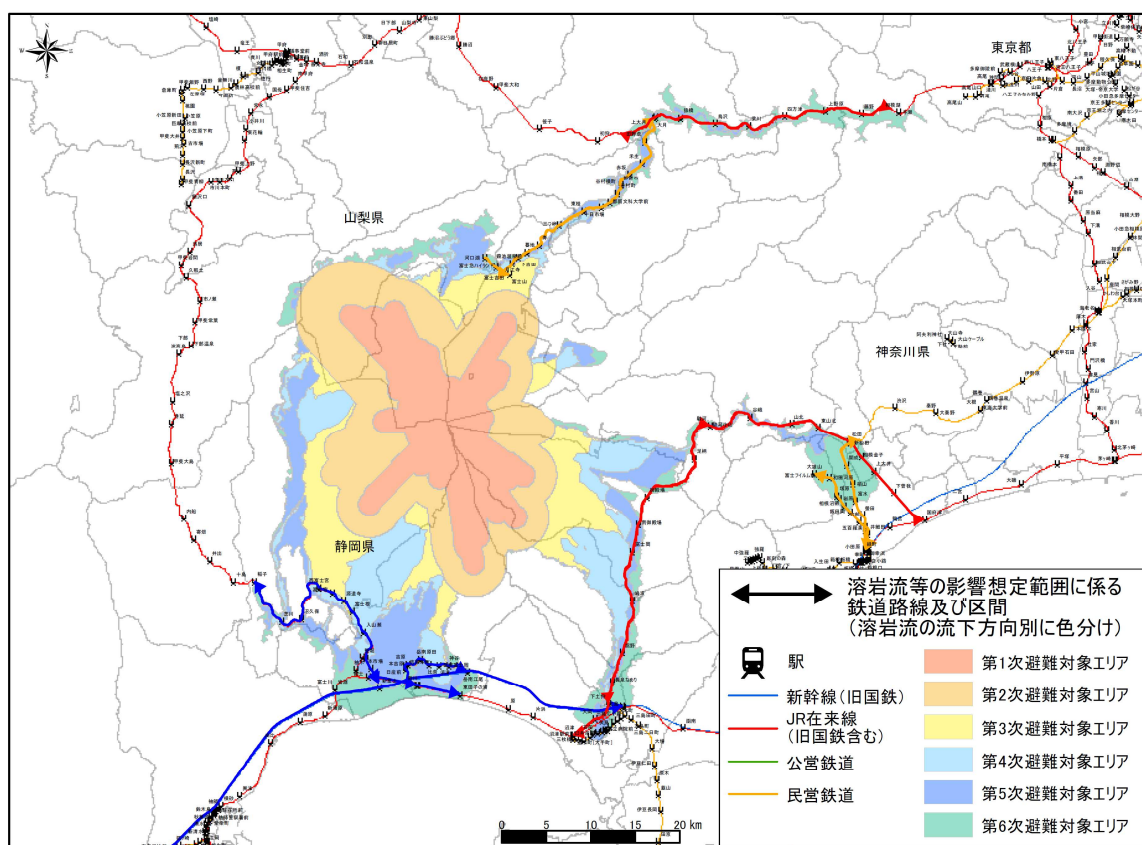
溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は、次に示すとおりである（図 3-2 3）。

- ・伊豆箱根鉄道(株)：駿豆線、大雄山線
- ・小田急電鉄(株)：小田急小田原線
- ・岳南電車(株)：岳南鉄道線
- ・東海旅客鉄道(株)：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線
- ・東日本旅客鉄道(株)：中央本線
- ・富士山麓電気鉄道(株)：富士急行線

表 3-4 1 鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒 レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
避難指示 発令時	避難指示が発令された地域を含む区間	(状況に応じて) 運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。



※鉄道については国土数値情報 R3 のデータを使用

出典：国土地理院タイル

図 3-2 3 溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間

(2) 各機関の対応事項

高速道路等における交通規制に係る各機関の対応事項を表 3-4 2 に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3-4 2 鉄道における運行規制に係る対応事項 (1/2)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
県	・ 鉄道事業者への避難基本計画の周知
鉄道事業者	・ 噴火時等における鉄道運行規制の事前検討 ・ 除灰方法の検討
協議会	・ 避難時の鉄道運行規制に係る調整方法の検討
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))	
県	・ 鉄道事業者への火山活動状況の情報提供
協議会	・ 必要に応じ、協議会の開催 (情報共有及び広報、発信)
噴火警戒レベル3、4	
県	・ 鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・ 鉄道運行規制に関する情報の確認 ・ (必要に応じて) 避難者輸送に関する調整
県、避難実施市町村	・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 ・ 鉄道事業者へ避難に関する情報の提供
鉄道事業者	・ 状況に応じて鉄道運行規制の検討 (または実施) ・ (必要に応じて) 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 ・ (必要に応じて) 鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知
協議会	・ 必要に応じ、協議会の開催 (鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信)
噴火警戒レベル5	
県	・ 鉄道事業者への噴火警戒レベル及び火山活動状況の情報提供 ・ 鉄道運行規制に関する情報の確認 ・ 避難者の鉄道輸送に関する調整
県、避難実施市町村	・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係者等に対する鉄道規制の周知 ・ 鉄道事業者へ避難に関する情報の提供
鉄道事業者	・ 状況に応じて鉄道運行規制 ・ (必要に応じて) 報道機関への鉄道運行規制情報の提供 ・ (必要に応じて) 鉄道利用者への火山状況及び鉄道運行規制情報の周知
合同会議	・ 鉄道運行規制に関する調整 ・ 鉄道運行規制情報の集約、共有及び広報、発信

表 3-4 2 鉄道における運行規制に係る対応事項 (2/2)

実施主体	対応事項
噴火開始後	
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道設備の点検 ・ 状況に応じて鉄道運行規制の実施 ・ 破損、欠損箇所等の応急復旧 ・ 報道機関への鉄道運行情報の提供
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者輸送に関する調整 ・ 鉄道運行情報の集約、共有及び広報、発信

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（解説情報（臨時））と同様の対応を行う。

9-4 航空機の安全運航のための措置

国は、合同会議において、噴火発生後の飛行制限区域について噴火の規模や形態に応じて協議する。また、必要に応じてNOTAM（ノータム：Notice to Airmen）の発出を検討する。

気象庁航空路火山灰情報センター（Tokyo-VAAC）は、富士山噴火に伴う火山灰の監視を行い、航空路火山灰情報を発表して航空関係機関への周知を図る。

合同会議は、必要に応じて報道機関等へ飛行制限区域を周知する。

10. 避難路等の堆積物の除去

道路上に火山灰が3cm以上堆積すると、降雨時には二輪駆動車の走行が困難となることから、避難路や緊急輸送路（以下「避難路等」という。）が通行不能となる。

道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材及び物資の輸送等に大きく影響することから、作業の安全性を確保した上で、速やかに避難路等の除灰作業を実施する。

また、火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策として導流堤や堆積工等の設置を検討する。

流下物に覆われた後は、速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（協議会）において迂回路を検討する。

【降灰の影響が生じた事例】

●通行不能

7.5cm

高速道路完全閉鎖5日間。市内の道路は速度制限。（セントヘレンズ1980）

2cm

宮崎県都城市山田町の市立山田小学校への通学路には2cm以上の灰が積もったため、市教育委員会が同日、臨時休校を決めた。（霧島山2011）

1.3cm

市内交通規制5日間。速度制限。降灰後最初の48時間はあらゆる種類の交通が麻痺。視界不良。自動車のエンジン故障。（セントヘレンズ1980）

7～8mm

堆積厚7～8mmの火山灰、軽石が降下。南岳から北西方15～20km離れた九州自動車道は多量の降灰のため、高速道として機能しなくなり、降灰除去のため約1日通行止め。（桜島1995）

6mm

高速道路の完全閉鎖2日間。視界不良。自動車のエンジン故障。（セントヘレンズ1980）

1.3mm

市内交通規制5日間。速度制限。定期便の運行を見合わせ。（セントヘレンズ1980）

●徐行運転（1～2mm）

約1～2mmの火山灰が降下。霧が立ち込めたような状態。一時は視界3mで車はノロノロ運転。対向車が巻き上げる火山灰に視界がさえぎられ、4歳児をはね1ヶ月のけが。（新潟焼山1974）

参考

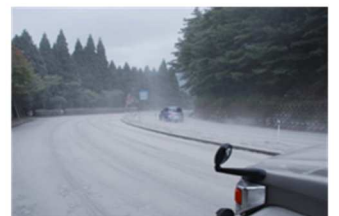
桜島の事例によると、500g/m²(約0.5mm)以上の降灰があり、道路の白線が見えなくなると緊急体制により道路の降灰除去を実施。（富士山ハザードマップ検討委員会2002）



セントヘレンズ1980噴火に伴う降灰（都市における火山灰災害の社会的影響に関するシンポジウム2003）



桜島の降灰に伴い高速道路通行止め（1995年8月25日南日本新聞朝刊）



霧島山噴火に伴う降灰の状況（2011年8月31日気象庁撮影）

図 3-2 4 道路への影響が生じる降灰堆積厚

10-1 除灰等に係る対応

(1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む。）により避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は、除灰作業を実施する。

なお、平時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）（図3-25）。火山災害においても、表3-43に示す車両移動に関する各項目について検討しておく。


本計画では、降灰時の避難は原則として屋内退避としていることから、必要物資の輸送は必須であり、道路啓開は、非常に重要な課題である。

道路管理者は、作業車両数、能力等から、道路啓開に要する時間の把握に努めるものとする。



図 3-25 災害対策基本法に基づく放置車両対策

表 3-43 災害対策基本法に基づく車両移動に関する検討項目

	検討項目
	・道路啓開の必要性判断
	・道路区間の指定
	・指定道路区間の周知
	・車両等の移動命令
	・道路管理者による車両等の移動
	・土地の一時使用
	・道路管理者による損失補償

第3編 第3章

10. 避難路等の堆積物の除去

(2) 各機関の対応

避難路等の除灰等に係る各機関の対応事項を表 3-4 4に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

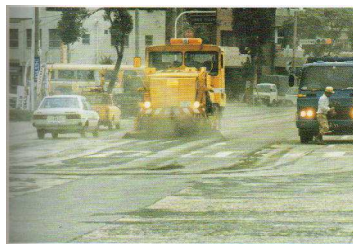
表 3-4 4 避難路等の除灰等に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 避難施設や物資拠点の選定及び関係機関との情報共有 除灰優先区間 (庁舎施設、拠点施設及び社会福祉施設等への接続道路等) の抽出
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者と連携した避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成
国	<ul style="list-style-type: none"> 火山灰の最終処分方法の検討
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 除灰作業用資機材の所有状況の把握 除灰作業計画の策定 放置車両の撤去方法の検討 火山灰の仮置き場及び最終処分場 (捨て場) の選定
噴火警戒レベル3、4、5	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 降灰堆積厚の測定準備
県	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者と連携した避難路等の除灰作業に関する対応手順の確認 国 (国土交通省)、自衛隊及び他の都道府県等への除灰作業の協力要請
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 除灰作業用資機材の準備 除灰作業計画の確認 協定事業者 (建設業協会等) への除灰作業の協力要請 放置車両の撤去方法の確認 火山灰の仮置き場及び最終処分場 (捨て場) の確保
噴火状況判明後 (火山灰の堆積状況に応じて)	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 県への避難路の降灰堆積状況の報告 県への除灰、障害物除去等の要請
県	<ul style="list-style-type: none"> 国 (国土交通省)、自衛隊及び他の都道府県等への除灰作業の応援要請
国 (国土交通省)・自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づく除灰作業の実施
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 避難路等の除灰状況の把握 協定事業者 (建設業協会等) への除灰作業の要請 管理道路の除灰作業の実施 放置車両の撤去の実施
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 優先して除灰作業を実施する路線、区間の決定

(3) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市町村及び道路管理者は、平時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火状況判明後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスイーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についても予め調整しておく。



※出典：鹿児島市ホームページ

※出典：中部地方整備局高山国道事務所ホームページ

**写真 [左・中央] 路面清掃車（ロードスイーパー）による道路除灰
[右] 除雪トラック**

(4) 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、予め策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容

- ・ 降灰状況の把握体制
- ・ 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
- ・ 調達可能な除灰作業用資機材の把握
- ・ 優先除灰路線の設定
- ・ 人員、資機材投入パターンの検討
- ・ 資機材用の燃料確保
- ・ 仮置き場の設定
- ・ 輸送ルートの設定
- ・ 最終処分方法、処分場所の決定

10-2 火山灰（小さな噴石を含む）の処分

(1) 基本的な考え方

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。避難路等の除灰作業で収集した火山灰は、図 3-26 に示す手順により処分を行う。平時において、道路管理者は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

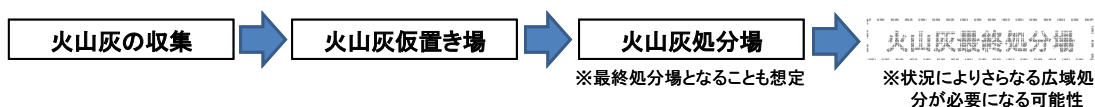


図 3-26 火山灰の処分手順

(2) 火山灰仮置き場

火山灰仮置き場は、避難路等で収集した火山灰を一時的に集積する場所であり、仮置き期間は1～3か月程度を想定する（図 3-27）。

仮置き場となる用地の主な要件	
<ul style="list-style-type: none"> ・平坦な場所（火山灰の移動、流出を防止） ・河川や水路などから一定程度離れた場所（下流域への流出を防止） ・ダンプトラックの往来が可能な場所（処分場への移動を想定） ・公有地、公共施設（私有地への集積は、地権者と合意が必要） （例）大型駐車場、公園、公共グラウンド、遊休地 等 	
留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・用地の現状復旧や処分場への運搬がしやすい工夫（シート等の敷設） ・風による飛散の防止（シート等で覆う） ・降雨による流出防止（排水溝の設置） ・火山灰盛土の崩壊防止（盛土高5m以下） 等 	

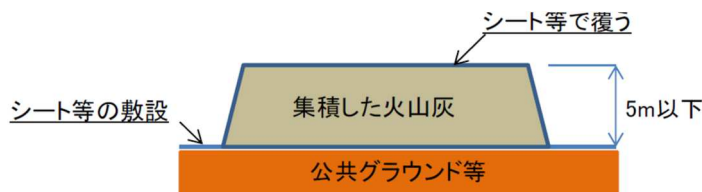
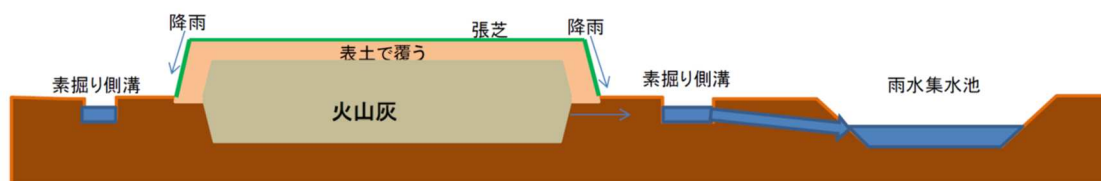


図 3-27 火山灰仮置き場での保管例

(3) 火山灰処分場

火山灰処分場は、火山灰仮置き場に集積された火山灰を収集、運搬し、廃棄する場所（図3-28）であり、選定には各火山灰仮置き場からの距離や運搬方法等を考慮する。

処分場となる用地の主な要件
<ul style="list-style-type: none"> ・二次被害を回避するため住宅、河川等に隣接しない場所 ・多量の火山灰を捨てること可能な空間を有する場所 ・ダンプトラックの往来が可能な場所 ・公有地（私有地の場合は地権者と代償措置などについて合意が必要） （例）建設発生土等の土捨て場、砕石場跡地、採鉱跡地、原野 等
留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・風による飛散（表面を土などで物理的に覆う） ・降雨による流出防止（素掘り側溝、雨水集水池等の設置） ・火山灰に付着した火山ガス成分による汚濁水の流出（素掘り側溝、雨水集水池等の設置） 等
処分方法例
<ul style="list-style-type: none"> ・海岸埋立 ・山間部（谷部）の埋立（盛土） ・採石場跡等大規模空間の活用（盛土） ・海洋投棄※ ・有用な資源としての活用（スコリア等） 等 <p>※火山灰は、海洋汚染防止法における「廃棄物」に該当するため海洋への投棄は原則禁止であるが、大規模噴火等に伴い大量の降灰があった場合などに於いて、緊急的に処理する必要があると環境大臣が判断した場合は、海洋への廃棄が認められる可能性がある。</p>



※出典：大規模火山災害対策への提言【参考資料】（平成25年5月）

図 3-28 火山灰処分場における処置の例（盛土）

1.1. 避難者の輸送

(1) 基本的な考え方

本計画では、徒歩避難や段階的な避難を採用しているため、市町村は、避難を拡大する場合には、輸送事業者と協力して、バスやトラック（以下「輸送車両」という。）による避難者の輸送を実施する。

この場合、市町村が輸送事業者に対し、個別に輸送車両の派遣要請を行うと混乱を招くおそれがあることから、県は、予め県バス協会や県トラック協会等と災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、一括して派遣要請を行う。

神奈川県においては、(一社)神奈川県バス協会、(一社)神奈川県タクシー協会と締結する「災害時における緊急輸送等に関する協定」及び、(一社)神奈川県レンタカー協会と締結する「災害時における輸送車両提供に関する協定」により、山梨県においては、山梨県タクシー協会及び(一社)山梨県バス協会と締結する「災害時における緊急輸送等に関する協定」により、静岡県においては、県地域防災計画で定める「民間車両借上げ計画」（中部運輸局静岡運輸支局策定）により、それぞれ必要な輸送車両の台数確保に努めている。

市町村は、平時において、輸送車両で避難する住民を予め把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決定して一般住民等に対する周知に努める。

県は、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の段階において、県バス協会、県タクシー協会や県トラック協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

市町村は、避難の実施にあたり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

なお、市町村が、当該市町村の区域内の事業者と個別に協定を締結することを妨げるものではない。特に緊急を要する場合は、宿泊施設や集客施設等が所有する送迎用車両の利用についても検討する。

(2) 各機関の対応

避難者の輸送に係る各機関の対応事項を表 3-45 に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3-45 避難者の輸送に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
避難実施市町村	・ 避難対象者数及び必要輸送車両数の把握 ・ 輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定 (避難計画の策定)
県	・ 県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))	
避難実施市町村	・ マイカー規制中における登山者の輸送準備 (五合目からの輸送準備)
県	・ 県バス協会及び県トラック協会等への火山活動状況の情報提供及び輸送車両の準備要請
県バス協会・ 県トラック協会等	・ 県の要請に基づく輸送車両の準備 (協会員への準備要請)
協議会	・ 必要に応じ、協議会の開催 (輸送に関する調整等)
噴火警戒レベル3、4、5、噴火状況判明後	
避難実施市町村	・ 県への輸送車両の派遣要請 ・ 緊急を要する場合は、自市町村内で車両を確保
県	・ 県バス協会及び県トラック協会等への火山活動状況の情報提供 ・ 避難実施市町村からの輸送車両要請の集約及び調整 ・ 県バス協会及び県トラック協会等への輸送車両の派遣要請
県バス協会・ 県トラック協会等	・ マイカー規制中における登山者の輸送 (五合目からの輸送) ・ 県の要請に基づく輸送車両の派遣 (協会員への派遣要請)

12. 避難未実施者の搜索・救助

(1) 基本的な考え方

避難実施市町村は、入山規制の実施、避難の指示及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の搜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

県は、避難未実施者に関する情報を集約し、搜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。

救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。

また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

(2) 各機関の対応

避難未実施者の捜索・救助に係る各機関の対応事項を表 3-46 に示す。

表 3-46 避難未実施者の捜索・救助に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等との住民の安否情報連絡体制の構築 ・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の安否情報確認訓練への支援 ・避難実施市町村及び受入市町村への安否情報連絡体制の構築
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等との住民の安否情報連絡体制の確認
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村及び受入市町村への安否情報連絡体制の確認
噴火警戒レベル3、4、5、噴火状況判明後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等及び山小屋組合等へ避難未実施者情報の照会 ・避難未実施者情報を県へ報告 ・県への避難未実施者の救助の支援要請 (自衛隊の派遣要請等)
町内会等・山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難未実施者の把握及び避難実施市町村への住民の安否情報 (避難先) の報告 ・避難未実施者への避難の呼びかけ ・必要に応じ、避難実施市町村への救助要請
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村が把握している避難未実施者情報の集約 ・避難実施市町村の要請に基づく自衛隊への派遣要請 ・救助活動の総合調整
避難実施市町村、警察、消防、自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防及び自衛隊と協力して、登山道や避難対象エリア、警戒区域での避難未実施者の捜索及び救助の実施

第3編 第3章

13. 負傷者等への医療救護対応

13. 負傷者等への医療救護対応

(1) 基本的な考え方

避難実施市町村は、避難時等に負傷者や病人等が発生した場合、医療機関と連携して医療救護活動を行う。

県は、大量の負傷者や病人等が発生して医療機関が混乱するおそれがある場合、県医療救護計画等で定める体制の中で適切な医療救護活動を行う。

また、医療機関の状況を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

医療救護活動にあたっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努める。

(2) 各機関の対応

負傷者等への医療救護活動に係る各機関の対応事項を表 3-47 に示す。

表 3-47 負傷者等への医療救護活動に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）	
県・避難実施市町村・医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））	
避難実施市町村・医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施時における医療体制の準備
県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
噴火警戒レベル3、4、5、噴火状況判明後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・医療供給が不足するおそれがある場合、県にあっせんの要請
県	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の負傷者等が発生し医療機関が混乱した場合、県医療救護計画等で定める体制の中で適切な医療救護活動の実施 ・医療機関の状況を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握 ・医療機関の状況や市町村等の要請に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等による応援の派遣等の実施
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の過程で負傷者等が発生した場合、医療機関と連携して医療救護対応
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・県、避難実施市町村と協力して負傷者等発生時の医療救護対応 ・効率的な医療救護活動のため、必要に応じてトリアージの実施

14. 避難所の開設・運営

本計画では、避難所を「避難実施市町村が自市町村内に開設する避難所（以下「避難所」という。）」と受入避難所に区別する。

14-1 避難実施市町村による自市町村内の避難所の開設

(1) 基本的な考え方

避難実施市町村は、避難指示を発令したときは、自市町村内の指定避難所を開設して避難者を受け入れる。できる限り同じ町内会等の住民が同じ避難所となるよう調整するとともに、避難所が不足する場合は、指定避難所以外の施設を避難所として開設するよう努める。

(2) 各機関の対応

避難実施市町村による避難所の開設に係る対応事項を表 3-48 に示す。

表 3-48 避難実施市町村による避難所の開設に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 避難所施設の指定及びリスト化 町内会等ごとに避難対象者のリスト化 避難所との連絡体制等の構築
噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））	
避難実施市町村	・避難所の開設準備
県	・避難実施市町村への火山活動状況の情報提供
噴火警戒レベル3、4、5、噴火状況判明後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 避難者の受入状況の把握及び県への報告 噴火前の自主的な分散避難者の情報収集及び県への報告
県	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設状況の集約 避難者の状況及び自主避難者の避難状況の集約

14-2 受入市町村による受入避難所の開設

(1) 基本的な考え方

受入市町村は、各県や避難実施市町村の要請に基づき、避難先となる受入避難所の開設準備を行う。その後、避難実施市町村が避難指示を発令し、広域避難が必要となった場合、受入避難所を開設する。県は、受入避難所の開設状況及び広域避難者の受入状況等を集約する。

第3編 第3章

14. 避難所の開設・運営

(2) 各機関の対応

受入市町村による受入避難所の開設に係る各機関の対応事項を表 3-49 に示す。

表 3-49 受入市町村による受入避難所の開設に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
避難実施市町村	・ 広域避難対象者の把握 (避難計画の策定)
県	・ 避難実施市町村の広域避難対象者の把握 ・ 受入市町村の受入避難所及び収容可能数の把握
県・避難実施市町村	・ 広域避難の実施に必要な情報の共有
県・受入市町村	・ 広域避難者受入時の実施事項の整理 ・ 必要に応じて、避難所等の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))、3、4、5	
避難実施市町村	・ 県への広域避難対象者数の報告準備 ・ 一時集結地、受入避難所及び受入市町村への職員派遣準備
受入市町村	・ 県への受入避難所収容可能数の報告
県	・ 避難実施市町村及び受入市町村への火山活動状況の情報提供 ・ 広域避難が必要となる場合に備え、避難先となる受入市町村の調整
噴火状況判明後	
避難実施市町村	(噴火の状況に応じて広域避難が必要となった場合の対応) ・ 住民の避難先となる受入市町村及び一時集結地の指示 (避難指示) ・ 一時集結地、受入避難所及び受入市町村への職員派遣 (人員整理等) ・ 一時集結地及び受入避難所の開設準備及び開設
受入市町村	・ 広域避難者の避難先となる受入避難所の調整及び決定 ・ 受入避難所への職員派遣 (人員整理等) ・ 受入避難所の開設準備及び開設 ・ 受入避難所ごとの広域避難者の把握及び県への報告
県	・ 必要に応じ、避難所等への職員派遣 (人員整理等) ・ 受入避難所の開設状況及び広域避難者の受入状況等の集約

14-3 避難所の運営

(1) 基本的な考え方

避難所の運営は、原則として避難実施市町村の職員及び町内会等が行う。受入避難所の運営は、原則として避難実施市町村の職員及び町内会等が行うが、避難初期において運営体制が整わない場合、受入市町村が、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従い、円滑な避難所運営ができるよう支援する。また、避難実施市町村の職員及び町内会等は、円滑に避難所運営ができるよう相互に協力する。なお、避難所の運営に当たり、生活環境を確保するため、避難者の安全やプライバシーの確保、ペット対策等にも配慮する。

(2) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で定める日数（7日間）を基本とし、できるだけ短期間とすることが前提であるが、特に火山災害では、火山の状況等に応じて開設期間の延長にも柔軟に対応する。避難実施市町村は、開設期間を延長する場合は、県及び受入市町村と協議し、県は、内閣総理大臣との協議により同意を得る必要がある。

(3) 駐車場の確保

避難の際には多数の車両により避難所の駐車スペースが不足するおそれがある。県、避難実施市町村及び受入市町村は、必要に応じて、その他の公共施設や民間施設にある駐車場の活用を検討するなど、駐車スペースの確保に努める。

(4) 受入避難所の運営に係る費用負担

受入避難所の運営に係る費用は、避難実施市町村が負担する。原則として、受入市町村が立替え払いした費用を、後日、避難実施市町村が受入市町村に支払うこととする。なお、具体的な支払方法は、避難実施市町村及び受入市町村が調整（他の都道府県に広域避難した場合は、県も交えて調整）し、決定する。

15. 避難長期化対策

15-1 一時帰宅措置

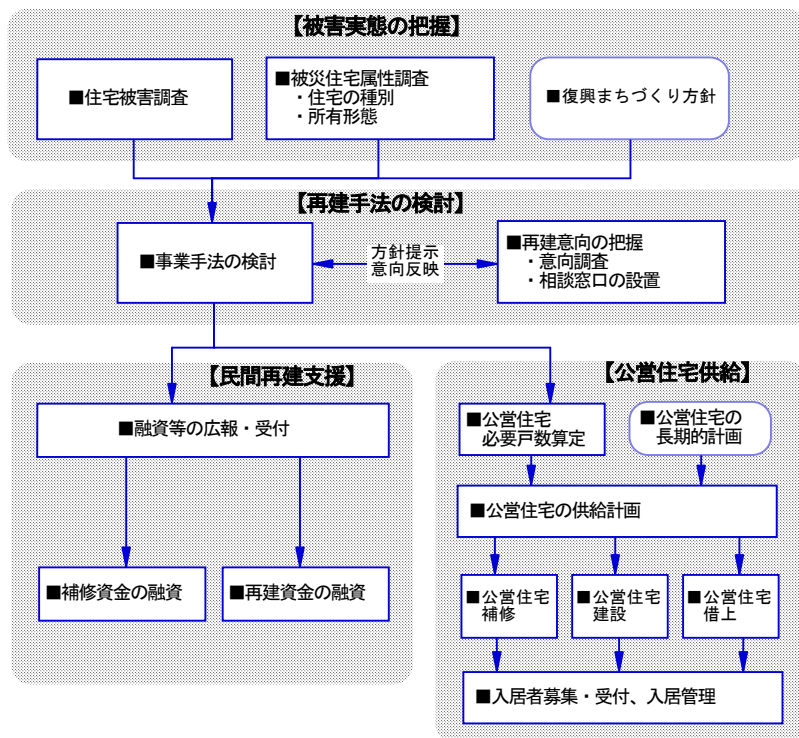
避難実施市町村は、火山活動が小康期に入った場合、合同会議（協議会）において、避難者の一時帰宅を検討する。一時帰宅措置の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

15-2 被災者への住宅供給

(1) 基本的な考え方

避難実施市町村は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった被災者に公営住宅のあっせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給を検討する。県は、応急仮設住宅の建設候補地の調整など、必要に応じて支援を行う。

県及び避難実施市町村は、応急仮設住宅の解消や被災者の生活再建を図るため、恒久的な住宅供給の推進に努める。住宅被害調査により必要な供給戸数を算出し、特に溶岩流等の噴火現象により埋没した地域では、復興が長期化もしくは困難となることから、被災地の復興方針等を踏まえて住宅再建手法を検討する。また、被災者の再建意向を聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針やプログラムを定め、被災者に提示する。住宅確保・再建支援のフロー（例）を図 3-29 に示す。



※出典：富士山火山広域防災対策検討会報告書（平成 17 年 7 月）

図 3-29 住宅確保・再建支援のフロー（例）

(2) 応急的な住宅供給

1) 応急仮設住宅の設置

県及び避難実施市町村は、自宅損壊等により居住できなくなった被災者のため、応急仮設住宅を建設する。応急仮設住宅の建設候補地から用地を選定し、(一社)日本木造住宅産業協会神奈川県支部、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び静岡県木造応急仮設住宅建設協議会があっせんした仮設住宅建設業者に発注する。

2) 公営・民間賃貸住宅の活用

県及び避難実施市町村は、応急仮設住宅の建設には時間を要することから、公営住宅の災害時の一時使用や、民間賃貸住宅を災害救助法第4条第1項第1号の応急仮設住宅として借り上げる措置により、避難者の住宅を確保する。ただし、民間施設を借り上げる場合は、仮設住宅とみなす期間を検討する必要があることに留意する。

県及び避難実施市町村は、公営住宅への一時入居が迅速に行えるよう、平時から定期的に公営住宅の空き状況を把握しておくとともに、民間賃貸住宅についても、業界団体等から定期的に空き状況を把握できる体制を構築しておく。

(3) 恒久的な住宅供給

県及び避難実施市町村は、災害が終息して仮設住宅を撤去する段階となっても、自力で住宅を確保できない避難者に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。また、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅とし避難者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として活用することも検討する。

住宅の補修や再建においては、被災者生活再建支援法の居住安定支援制度の適用や住宅再建資金の貸付等により支援を行う。

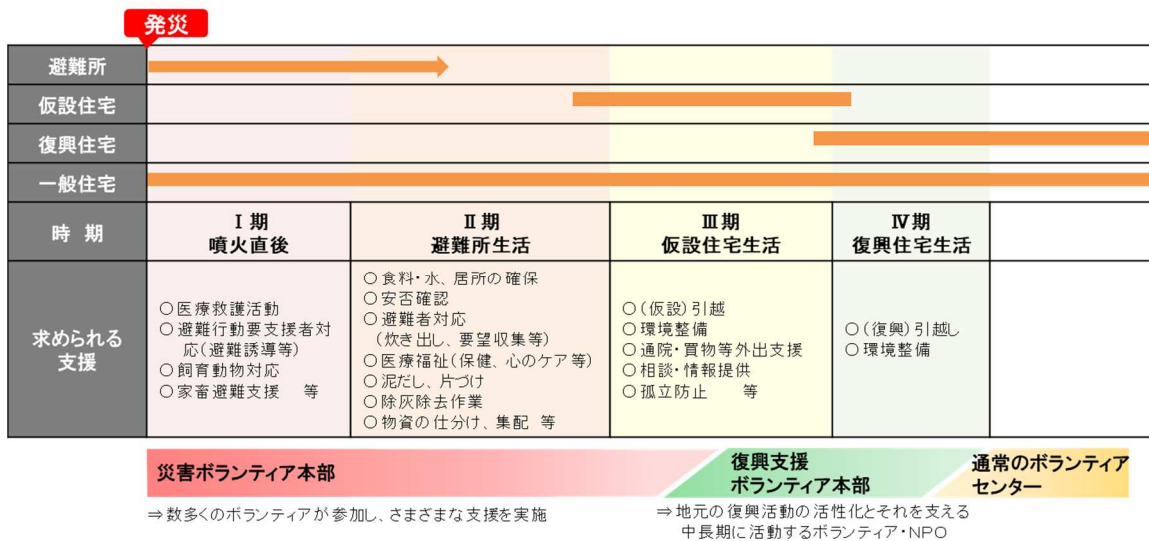
15-3 ボランティアの活用

(1) 基本的な考え方

火山災害では、避難所等の運営や降灰の除去など、多くのボランティアを必要とする状況が生じる。県及び避難実施市町村は、ボランティアの受入体制を構築するとともに、噴火の際に求められる支援の内容に対応しボランティアを有効活用する(図 3-30)。

なお、本計画では、噴火前から避難を開始し避難所が開設されるため、噴火前からのボランティアの受け入れを検討する。

第3編 第3章
15. 避難長期化対策



※静岡県「災害時のボランティア受け入れ手引（平成25年度改訂版）」を参考に作成

図 3-30 市町村のボランティア本部の体制と活動内容

(2) ボランティアの受入体制

ボランティアの受入れは、原則として避難実施市町村ごとに社会福祉協議会やボランティア団体により運営される市町村災害ボランティア本部において実施する（図 3-31）。

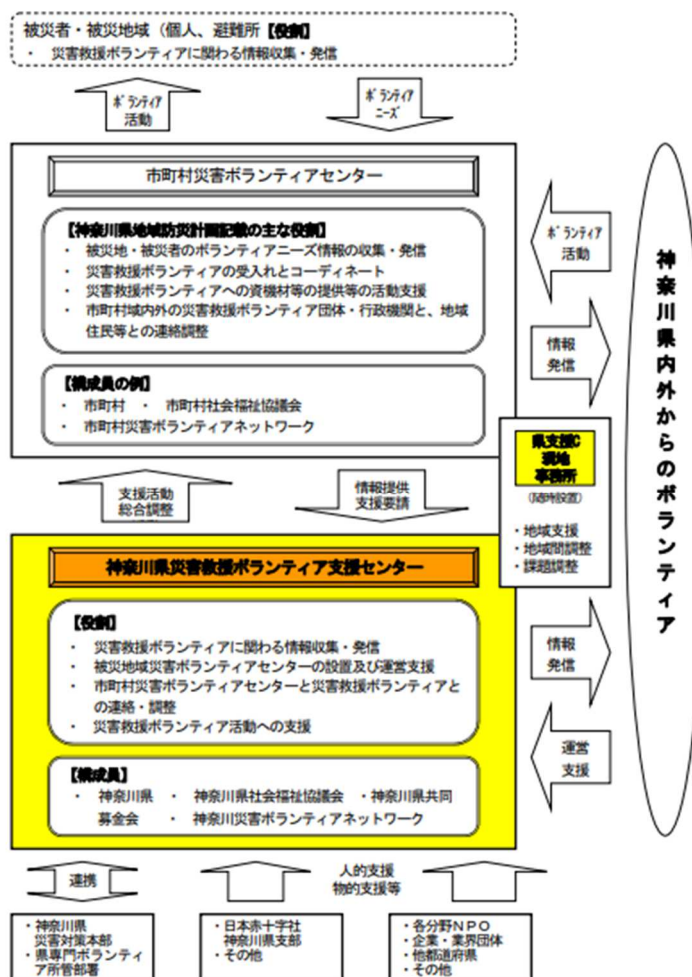
市町村災害ボランティア本部は、住民や自主防災組織等の避難所運営組織からの要請を受け、避難実施市町村の災害対策本部等と連携し、被災者の生活ニーズの把握、被災状況等の情報収集・発信、県内外の他機関・他団体等との連携・連絡調整等を行う。

また、インターネット等を活用し、ボランティア募集、必要な装備、注意事項等について広報を行う。

県は、県社会福祉協議会及び県ボランティア協会と連携して、県災害ボランティア本部を設置する。県災害ボランティア本部は、県災害対策本部や県外ボランティア関係団体等と連携して、災害ボランティア関連情報の収集・発信や各支援団体間の連携促進等を行う。

さらに市町村支援チーム等を設置し、県の各支部本部（出先機関）等との連携のもと、市町村ボランティア本部に関する情報収集や各支援調整、市町村災害ボランティア本部の運営支援等を行う。

【神奈川県】

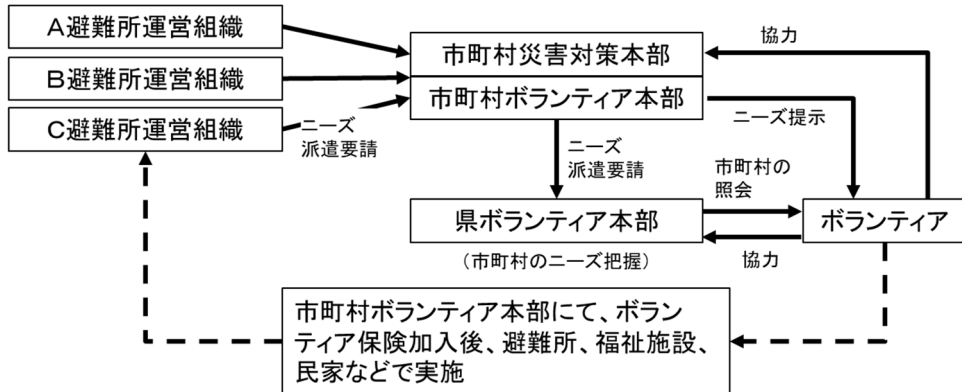


※出典：神奈川県「災害救援ボランティアセンター設置・運営マニュアル」
(平成30年4月改訂版)

図 3-3 1 各県におけるボランティアの受入・連携体制 (1/2)

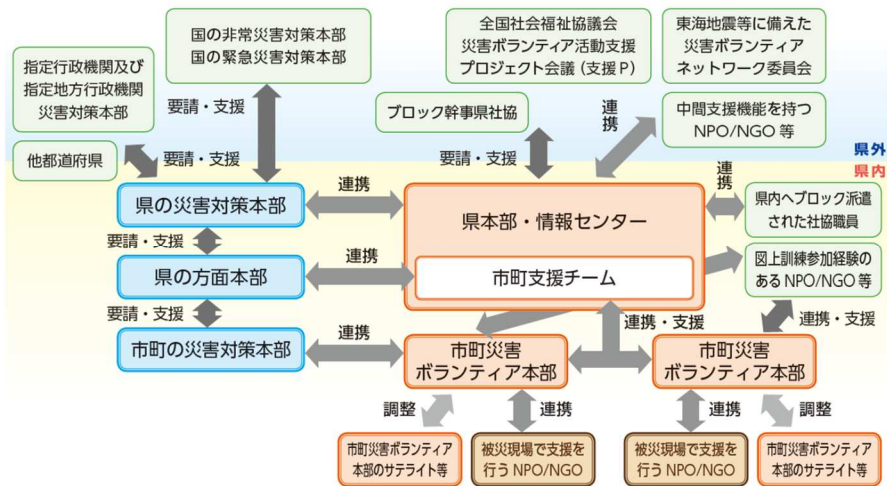
【山梨県】

受入体制(例)



※出典：山梨県災害時避難対策指針（平成25年3月改正）

【静岡県】



※出典：静岡県「災害時ボランティア受け入れ手引き」（平成25年度改訂版）

図 3-3 1 各県におけるボランティアの受入・連携体制 (2/2)

16. 家畜避難

(1) 基本的な考え方

畜産事業者は、家畜避難を円滑に実施するため、平時から、県及び市町村の支援のもと、予め家畜移送計画の策定に努める。噴火警戒レベルが引き上げられた場合は、家畜移送計画に基づく家畜避難を実施する。

協議会（合同会議）は、避難対象エリアに残された家畜がある場合、関係機関で対応に当たる。

避難実施市町村は、予め市町村内の畜産事業者の実態（事業者数、畜種別頭羽数）を把握するとともに、家畜避難の実施基準等について家畜事業者に周知する。

(2) 各機関の対応

家畜避難に係る各機関の対応事項を表 3-50 に示す。

表 3-50 家畜避難に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）	
県・避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数） 畜産事業者の家畜移送計画の策定支援
畜産事業者	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 家畜移送計画の策定
噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 畜産事業者への火山活動状況の情報提供
畜産事業者	<ul style="list-style-type: none"> 家畜避難の準備（第1次避難対象エリア）
噴火警戒レベル3	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 畜産事業者への火山活動状況の情報提供
畜産事業者	<ul style="list-style-type: none"> 家畜避難計画に基づく家畜避難の実施（第1次避難対象エリア） 家畜避難の準備（第2次避難対象エリア）
噴火警戒レベル4、5	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 家畜避難の実施基準に基づく畜産事業者への家畜避難開始の連絡
畜産事業者	<ul style="list-style-type: none"> 家畜避難計画に基づく家畜避難の実施（第2次避難対象エリア）
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 残された家畜への対応の協議
噴火状況判明後	
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> 家畜避難状況の把握
畜産事業者	<ul style="list-style-type: none"> （噴火の状況により）家畜避難計画に基づく家畜避難の実施（第3次避難対象エリア～第6次避難対象エリア）
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> 残された家畜への対応の協議 家畜避難の解除の検討

17. 普及啓発

火山災害の特徴は、その不確実性や地理的条件により影響を受ける現象が多岐にわたることである。

本計画を実現させるためには、噴火現象の特性を繰り返し周知することはもちろんのこと、住民自らが自主的な避難行動をとれるよう地域の防災力向上が不可欠である。

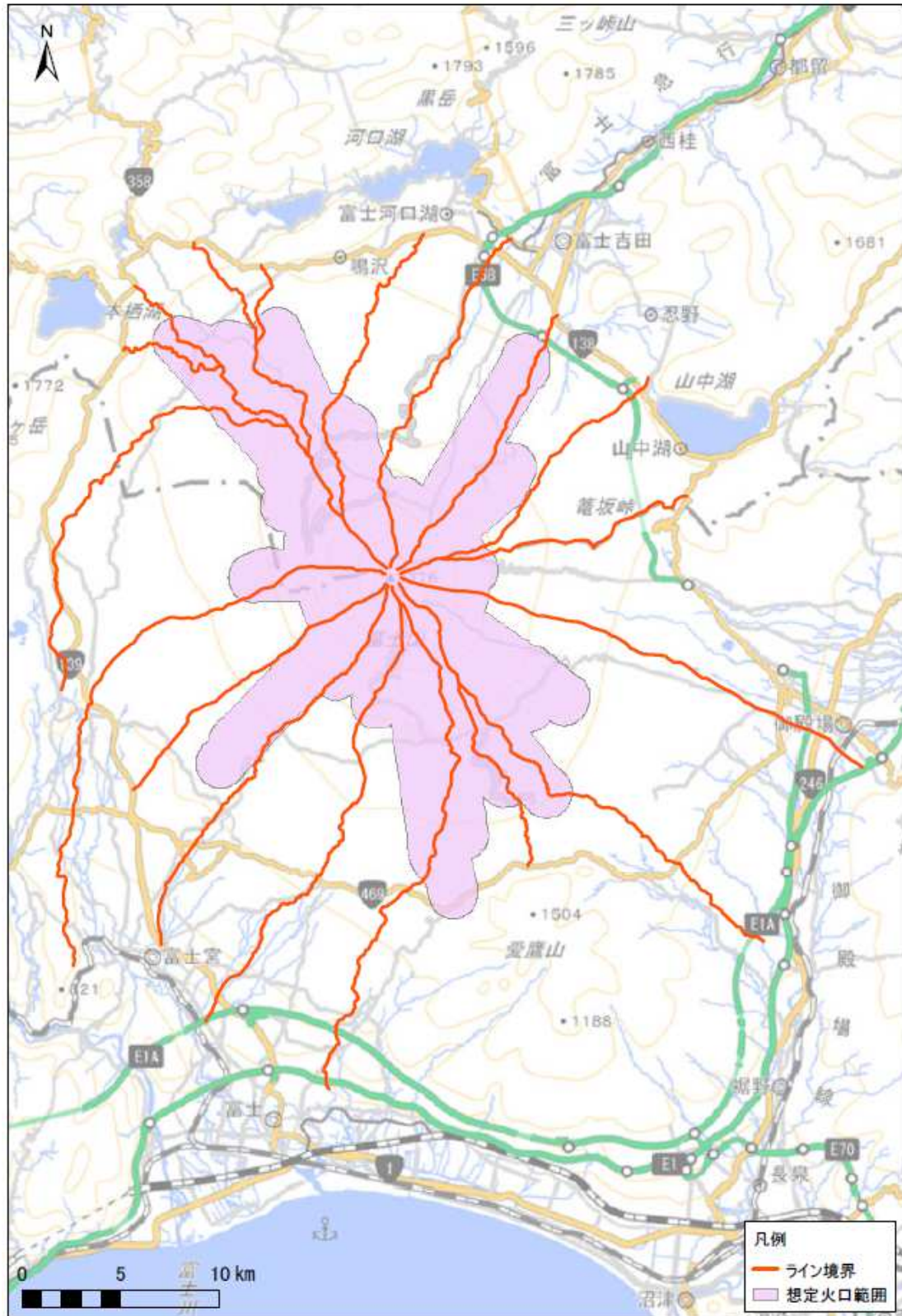
例えば、風水害対応においては「マイ・タイムライン」により避難スイッチを定め、これらを参考に自主的な避難行動を実践する取り組みが進められている。

火山災害では、数多くのシナリオが存在するためタイムラインの作成は馴染まないが、本計画で示す噴火シナリオを参考に各地域版噴火シナリオの作成や、突発的な噴火時に緊急安全確保が可能となる場所の検討など、行政機関の情報に頼るのみではなく、住民自身が地域の特性を考慮し、避難開始時期を判断できる体制づくりが重要である。

特に、円滑な避難を実現するために必要となる「徒歩避難」、同じく地域のスリム化を図るための「自主的な分散避難」や火山災害の不確実性を知るための「多種多様な噴火シナリオ」などテーマを絞り込み、ポイントを明らかにし踏み込んだ周知啓発が重要である。

さらに、ライン（図 3-3 2）を活用し、地形的特徴を知り、どの範囲に火口が形成されると自分の町に影響が及ぶかについて知ることは、緊急時に落ち着いて避難行動をとるために重要な防災知識となる。

このように、県、市町村及び関係機関は、学校における防災教育、地域住民との対話、事業者・事業所での防災に関する研修会など様々な機会を通じて、富士山に関する普及啓発に努め、地域防災力の向上を図ることが重要である。



出典：国土地理院タイル

図 3-32 ライン

第4編 今後の検討事項

協議会は、富士山火山防災対策について共同で検討を行い、随時、本計画に反映していくこととする。今後、協議会で検討すべき事項を以下に示す。

・大規模降灰時の対応

近代都市において、大規模降灰が発生した事例は乏しく、木造建築物に及ぼす詳細な影響や交通網に対する影響など、知見が不足していることから、新たな知見が得られた際には、必要に応じて計画を見直す。

・堅牢な建物の基準及び指定方法

本計画では、融雪型火山泥流、降灰（小さな噴石）及び降灰後土石流の避難先を堅牢な建物と定義しており、建物の構造や強度など指定基準の検討を行う。

・堆積物の除去

噴火後には、堆積物（火山灰や流下物）の除去が必要となる。本計画では除灰方法については具体的に記載したが、流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）による堆積物の除去方法については具体的な記載までは及んでいないため、今後検討を行う。また火山灰の処分方法、特に大規模降灰時の大量の火山灰の処分方法についても、同様に今後検討を行う。

・大規模噴火時の避難対象者の受入先の確保方法の検討

大規模噴火時には、多数の避難者が発生することが見込まれ、各県のみで避難者を受け入れることは困難となることも想定されることから、国や隣接都県と避難者受入先の確保について検討を行う。

・連続災害（巨大地震後の火山噴火など）を想定した避難計画

本計画は、富士山噴火が単独で発生する「単独災害」を前提としているが、巨大地震後に富士山が噴火するケースなどの「連続災害」を想定した避難計画の検討を行う。

・降灰状況の集約及び情報発信

降灰時に広域避難を実施する際には、避難先の状況のみならず避難路等の詳細な状況も踏まえた判断が必要となる。しかし、降灰状況や堆積厚などを一元的に集約、また道路情報等を情報発信する仕組みが確立していないため、今後検討を行う。

・富士山噴火に関するコミュニケーション戦略

本計画においては、実災害時において必要となる行動を定めたが、緊急時に、火山活動に応じた情報発信を行ったとしても、必要な避難行動が行われない場合、又は過剰な反応が生じてしまう可能性も否定できない。このような状況下において、社会の状況を見極めながら適切な避難行動に結びつけるために必要となる情報発信のあり方の検討を行う。

・効果的な普及啓発の方法

住民と行政が一体となって効果的な避難を行うためには、火山に関する正しい知識だけでなく、本計画に定める避難方針を住民、事業者、防災担当職員の全てが正しく理解することが重要である。各県及び関係市町村では、平時から普及啓発に努める必要があるが、それぞれが連携し、効果的な普及啓発方法の検討を行う。

おわりに

富士山ハザードマップ改定の影響は、想像以上に大きく、これまでの避難の基本的枠組みを大きく変更する必要が生じた。

特に留意すべきは、溶岩流からの避難方法について、これまでは原則、自家用車によることとしていたが、一部の地域では、徒歩等の避難を組み合わせた避難体制の構築が求められることである。

津波警報発令時の避難において、原則、徒歩により避難とされつつも自家用車での避難が多く、結果、深刻な渋滞が発生したという事例が多く報告されている。

このような事態も想定しつつ、自動車を使用しなければ避難することができない避難行動要支援者への対応、さらには入院患者のうちには、避難行動そのものが大きな負担となり、深刻な渋滞に巻き込まれると生命の危機に陥る可能性も否定できない方も想定されることから、このようなケースも配慮した避難体制を構築する必要がある。

富士山火山避難基本計画の内容は、目指すべき避難体制であり、現実の避難行動とは乖離する可能性があるが、富士山火山噴火時に「逃げ遅れゼロ」を達成するためには、行政側の対応、いわゆる「公助」だけでは対応できず、地域住民等にも富士山火山の正しい知識を持っていただいた上での「自助」・「共助」が不可欠である。

この目的を達成するためには、避難計画を改定するだけでなく、継続的な周知活動や住民との対話方法についても検討を重ねる必要があり、また富士山が世界的な観光地であることに鑑み、住民だけでなく観光客、登山者などに対しても新たな避難体制について、広く周知する手法を検討しなければならない。

また、本計画改定の基礎となるハザードマップについても、一定の条件に基づくシミュレーションであることを認識いただき、実災害においては、溶岩流の流下がドリルマップに完全に一致するものではないことを理解し、様々な想定における対策を講じる必要がある。

このためには、単なる啓発用資料の作成や説明会にとどまらず、行政機関と住民等が協働した訓練を繰り返すことで、実効性の高い火山防災体制を構築することが重要である。

富士山火山広域避難計画検討委員会

○ 富士山火山広域避難計画検討委員会 委員名簿（敬称略・五十音順）

委員長	藤井 敏嗣	山梨県富士山科学研究所所長
副委員長	小山 真人	静岡大学教授
委員	池谷 浩	（一財）砂防・地すべり技術センター研究顧問
〃	板寺 一洋	神奈川県温泉地学研究所所長
〃	鵜川 元雄	日本大学特任教授
〃	萬年 一剛	神奈川県温泉地学研究所主任研究員
〃	吉本 充宏	山梨県富士山科学研究所主幹研究員
臨時委員	片田 敏孝	東京大学大学院情報学環特任教授
〃	小井土雄一	国立病院機構本部 DMAT 事務局事務局長
〃	矢守 克也	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授

臨時委員： 議事内容に応じて、外部有識者を委員長が指名

○ 構成機関

内閣府政策統括官（防災担当）付、国土交通省中部地方整備局河川部、国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センター、東京管区气象台、神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課（※）、山梨県防災局防災危機管理課火山防災対策室（※）、山梨県富士山科学研究所、静岡県危機管理部危機情報課（※）、静岡県東部地域局

※各県防災部局担当課

○ オブザーバー機関

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課、神奈川県県土整備局道路部道路管理課、神奈川県温泉地学研究所、山梨県県土整備部砂防課、山梨県県土整備部道路管理課、峡南地域県民センター、富士・東部地域県民センター、静岡県交通基盤部道路局道路保全課、静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課、相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町、陸上自衛隊第1特科隊、陸上自衛隊第34普通科連隊、中日本道路株式会社東京支社、中日本高速道路株式会社八王子支社

○ 富士山火山広域避難計画検討委員会の開催経緯

令和3年	9月	2日	(木)	第1回	検討委員会
令和3年	10月	26日	(火)	第2回	検討委員会
令和3年	12月	16日	(木)	第3回	検討委員会
令和4年	2月	3日	(木)	第4回	検討委員会
令和4年	7月	4日	(月)	第5回	検討委員会
令和4年	8月	31日	(水)	第6回	検討委員会
令和4年	10月	25日	(火)	第7回	検討委員会
令和4年	12月	20日	(火)	第8回	検討委員会
令和5年	1月	24日	(火)	第9回	検討委員会

(参考) 富士山火山防災対策協議会の開催経緯

令和4年	3月	30日	(水)	第12回	協議会 (中間報告)
令和5年	3月	29日	(水)	第13回	協議会 (最終報告)

参考文献

- 1) 富士山ハザードマップ検討委員会報告書、平成 16 年 6 月、富士山ハザードマップ検討委員会
- 2) 富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書、令和 3 年 3 月、富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会
- 3) 富士山火山広域防災対策検討会報告書、平成 17 年 7 月、富士山火山広域防災検討会
- 4) 富士山火山広域防災対策基本方針、平成 18 年 2 月、中央防災会議
- 5) 噴火時の避難に係る火山防災体制の指針、平成 20 年 3 月、火山情報等に対応した火山防災対策検討会
- 6) 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き、令和 3 年 5 月、内閣府（防災担当）
- 7) 大規模火山災害対策への提言、平成 25 年 5 月、広域的な火山防災対策に係る検討会
- 8) 避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針、平成 25 年 8 月、内閣府（防災担当）
- 9) 富士山火山噴火に対する避難支援計画、平成 26 年 1 月 8 日、東部地域相互応援協定連絡協議会
- 10) 火山防災応急対策対処方針、平成 26 年 3 月、中央防災会議主事会議
- 11) 避難計画策定の取組み事例集（第 2 版）、令和 3 年 5 月、内閣府（防災担当）
- 12) 「火山災害対策特別調査委員会」活動報告書、平成 30 年 3 月、日本建築学会
- 13) 神奈川県「災害救援ボランティアセンター設置・運営マニュアル」（平成 30 年 4 月改定版）
- 14) 山梨県災害時避難対策指針、平成 25 年 3 月改正、山梨県
- 15) 災害時ボランティア受け入れ手引き（平成 25 年度改訂版）、静岡県危機管理部、静岡県社会福祉協議会・静岡県ボランティア協会
- 16) 神奈川県地域防災計画、令和 4 年 3 月
- 17) 山梨県地域防災計画、令和 3 年 12 月
- 18) 静岡県地域防災計画、令和 4 年 8 月
- 19) 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（第 4 版）、令和 4 年 3 月、内閣府（防災担当）

用語の解説

本計画で使用する主な用語の意味は、以下のとおりである。

<富士山火山避難基本計画>

■あ行

一時集結地

広域避難を実施する際、目的地である受入市町村の避難所に避難する前に一旦集合する中継地点。本計画においては、まずは近隣の避難所等へ避難することとしているため、多くのケースでは、これらの避難所等が一時集結地となる。

受入市町村

広域避難者を受入れる市町村。

受入避難所

受入市町村が、広域避難者を受け入れるために開設する避難所。

影響想定範囲

火山現象による影響が想定される範囲。なお、避難が必要とはならない範囲も含む。

屋内退避

自宅や最寄りの建築物への退避を指す。建築物の構造等の基準はない。

■か行

火山活動解説資料

気象庁が、地図や図表を用いて火山の活動の状況や警戒事項について定期的または必要に応じて臨時に解説する資料。

火山災害警戒合同会議

噴火警戒レベルが4に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合において、議長（政府現地対策室長）の判断により開催される会議。県及び市町村の警戒本部と噴火等の兆候に関する情報等を交換し、それぞれが実施する火山防災応急対策について相互に協力することを目的とする。構成員は、国、県、市町村、火山専門家等であり、協議会の枠組みを活用した会議となる。

火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき指定された地域。富士山における指定の状況は以下のとおり。

神奈川県：相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町

山梨県：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

静岡県：静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

火山災害対策合同会議

政府の現地対策本部が設置された場合において、議長（現地対策本部長）の判断により開催される会議。目的、構成員は火山災害警戒合同会議と同様。

火山の状況に関する解説情報

気象庁が、火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に発表。

火山ハザードマップ

火山現象（火砕流、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰等）が到達する可能性がある範囲等を地図上に表記したもの。

緊急交通路

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害対策基本法第76条第1項に基づき、公安委員会が、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のために指定する路線と区間。緊急通行車両（緊急自動車、災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両等）以外の一般車両の通行が禁止、制限される。

県（各県）

本計画では、県とは山梨県、静岡県、神奈川県の3県を指す。

堅牢な建物

鉄筋コンクリート造等の建築物。融雪型火山泥流及び降灰からの避難先。

広域避難

本計画においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の4第3項に規定する広域避難及び同法第86条の8第1項の規定による広域一時滞在を指す。

広域避難ルート

実際に避難する際の広域避難路の経路（ルート）。

広域避難路

広域避難を行う上で軸となる避難路。本計画では、主に幹線道路を広域避難路として指定する。なお、避難時の渋滞や公安委員会により緊急交通路に指定された場合を考慮して多重化している。

合同会議

火山災害警戒（対策）合同会議の略称として本計画で使用。会議の詳細は各項目を参照。

降灰予報

気象庁が発表する、降灰の範囲と3階級に区分した降灰量、小さな噴石の落下範囲等を予想した情報。活動の高まった火山を対象に降灰予報（定時）が、噴火した場合には降灰予報（速報）と（詳細）が発表される。

■さ行

自主的な分散避難

分散避難とは、避難が必要な場合に、市町村が設置する避難所ではなく、自宅や親戚・知人宅、車中泊、宿泊施設等の避難所以外の安全な場所に避難すること。自主的な分散避難とは、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的に分散避難すること。

原則として、噴火警戒レベル1～3の間に実施するが、この間は移動手段に制約がないため、徒歩避難を実施する地域でも自家用車での避難が可能。

市町村

本計画では、一般的な総称としてのみ使用し、目的ごとに使用する際は、富士山周辺市町村、避難実施市町村、受入市町村と区別して使用する（詳細は各項目を参照）。

■た行

道路管理者

本計画では、国・県・市町村の道路管理者、NEXCO 中日本及び県道路公社を指す。

登山道（登山口）

観光客・登山者が、登山口（五合目）から富士山頂まで登るための道を登山道という。吉田ルート、須走ルート、御殿場ルート、富士宮ルートの4つの登山道がある。

土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が切迫している状況において、火山噴火に起因する土砂災害等について国土交通省が行う緊急調査に基づき提供される、被害の想定される区域・時期に関する情報。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害防止法

正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」。土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進しようとするもの。

徒歩避難

避難時の渋滞を抑制するために車両を用いない避難のこと。主たる避難方法は徒歩となるが、船舶や自転車などの使用を検討することも重要である。

ドリルマップ

溶岩流、降灰などの火山現象が及ぶ範囲を特定の初期条件で実施した数値シミュレーションの結果を複数、重ねて描いた分布図。噴火時の応急対策を検討する際の演習問題という性格を有することからドリルマップと表現されている。

■は行

避難行動要支援者

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により定められた用語で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人をいう。

避難実施市町村

富士山の火山災害から住民等を避難させる市町村。

避難対象エリア

火山現象からの避難が必要な範囲。溶岩流等に対しては第 1 次から第 6 次の 6 つに区分し、他に融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流のそれぞれに対して設定している。

避難未実施者

市町村が、入山規制及び避難確認等の発令並びに警戒区域の設定を行った地域において、避難していない者。災害対応で残留する者は除く。

福祉避難所

一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるよう、予め指定された社会福祉施設等を指す。

富士山火山防災対策協議会

富士山の噴火に備え、周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、火山専門家、国、神奈川県、山梨県、静岡県、周辺市町村及び関係機関などが平成 24 年 6 月 8 日に設立。

富士山周辺市町村

富士山周辺 27 市町村（相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町）を指す。

ブロック

旧計画において使用した避難単位であり、避難者数が増大する傾向にあることから本計画では採用していない。溶岩流等の避難対象エリアとラインに囲まれた区域。溶岩流からの避難はブロックを基本単位としていた。

噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じ、防災機関や住民等の取るべき行動を 5 段階に区分した指標。噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時に火山防災協議会で合意された避

難開始時期や避難対象地域の設定に基づき、「警戒が必要な範囲」（生命に危険が及ぶ範囲）を明示し、噴火警報・噴火予報に含めて発表される。

噴火警報・噴火予報

噴火警報・噴火予報は、火山災害軽減のために気象庁が発表する警報または予報。

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（火砕流、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流等）に対して「警戒が必要な範囲」を示して発表される。警戒が必要な範囲が居住地まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地）」、及ばない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。また、「噴火予報」は噴火警報を解除する場合等に発表される。

なお、「噴火警報（居住地）」は、特別警報に位置づけられている。

噴火速報

気象庁が、火山が初めて噴火した場合、または継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に、噴火が発生した事実を迅速に発表する情報。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表される。ただし、噴火の規模が小さいなど、噴火が発生した事実を確認できない場合は発表されない。

噴火に関する火山観測報

気象庁が、噴火が発生（ごく小規模なものは除く）した時に、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。

■ら行 ライン

富士山における溶岩流からの避難を考える際、山頂から放射状に延びる尾根のうち比較的大きな尾根により、溶岩流の流下が想定される範囲を区分したものである。本計画においては、地形に親しみ富士山の特性を周知する啓発用素材として活用する。

リアルタイムハザードマップ

火山のリアルタイムハザードマップは、プレアナリシス型とリアルタイムアナリシス型に分類される。プレアナリシス型は、予め計算した結果をデータベースとして格納し、発生した火山現象により近い条件のハザードマップを検索するものであり、リアルタイムアナリシス型は、火山現象の発生が予測されたとき、その条件に応じた計算を行いハザードマップを作成するものである。

<火山現象>

■か行 火砕サージ

主に火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で流下する現象。火砕流から分離して生じる場合があり、火砕流本体よりも広範囲に到達することもある。

火砕流

火山灰や火山レキ、火山岩塊などが高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって時速数十 km から百数十 km の速度で斜面を流下する現象。

なお、本計画上は、火砕流と火砕サージを合せて「火砕流等」とする。

火山ガス

マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって地表に噴出したもの。

火山性地震

マグマの移動、火山ガスの移動、膨張、収縮や爆発等に伴い、火山の周辺で発生する地震。

岩屑なだれ（山体崩壊）

地震や噴火などが引き金となって、山体の一部が大規模に崩壊する現象を山体崩壊といい、それに伴い岩塊や大量の土砂等が高速で流下する現象を岩屑なだれという。

空振

噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。

洪水氾濫

本計画では、大量の火山灰が川底に堆積し、河床が上昇したことにより発生する氾濫を指す。

降灰

火山灰（噴火に伴う噴出物のうち直径が約2mm以下のもの）が降下、堆積する現象。火山灰は粒径が小さいほど風によって火口から遠くまで、時には数十kmから数百km先まで運ばれる。「こうかい」又は「こうはい」と発音するが本計画では後者を前提とした。

降灰後土石流

降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流。

降灰に覆われた山域では、溪流内の斜面の浸透性が低下することにより、降雨時に斜面からの流水が谷筋に集中して著しく侵食が進む。このため、通常の土石流よりも弱い雨で発生し、広い範囲に流出するおそれがある。

■さ行

水蒸気爆発

地下水や湖等の水が、マグマによる熱で加熱され高温・高圧の水蒸気になり、急激な減圧や水蒸気圧の上昇によって体積膨張し爆発する現象。

■た行

津波

本計画では、岩屑なだれが湖や海域に流れ込むことによって引き起こされる津波をいう。

■は行

噴石（大きな噴石、小さな噴石）

噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2mm以上）及び火山岩塊（直径64mm以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風

の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区別している。
大きな噴石は、火口から数 km 先まで飛散することがある。また、小さな噴石は、風に流され火口から 10km 程度の場所に降下し、被害をもたらすことがある。

■や行

融雪型火山泥流

積雪期に、火砕流等の熱によって斜面の雪が一気に融けて、大量の水が周辺の土砂や岩石を巻き込みながら谷筋や沢沿いを高速（時速 60km を超えることもある）で流下する現象。

溶岩流

マグマが火口から噴出し、高温の液体として地表を流れ下る現象。地形や溶岩の温度・組成等により流下速度は変化する。

溶岩流等

本計画では、火口形成、火砕流、大きな噴石及び溶岩流を統合して「溶岩流等」という。

■わ行

割れ目噴火

地表に生じた割れ目からの噴火。

改訂履歴

平成 26 年 2 月	第 1 編及び第 2 編策定
平成 27 年 3 月	第 3 編及び第 4 編策定、第 1 編 3. 追記
平成 28 年 3 月	気象庁が発表する情報の名称変更や追加等を修正（第 1、2、3 編）
平成 29 年 3 月	避難情報名称の変更や構成員追加等による修正（第 1、2、3 編）
平成 30 年 3 月	観光客・登山者の避難路としての富士山噴火時避難ルートマップの掲載 及び構成員追加等による修正（第 1、2、3 編）
平成 31 年 3 月	構成員名称変更による修正（第 1 編）
令和 5 年 3 月	全面改定